

保健福祉部長	吉川光俊
社会福祉課長	西川佳伸
長寿福祉課長	門口尚弘
健康増進課長	水原正義
都市整備部長	石田勝朗
都市整備部理事	生野吉秀
建設課長	中裕晃
〃 主幹	石田勝則
上下水道部長	池田雅直
下水道課長	松村吉章
水道課長	川松照武
〃 補佐	福森伸好
教育部長	中嶋正英
学校給食センター所長	松田和男

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	福井良祝
書記	西川育子
〃	吉田賢二
〃	山岡晋

7. 付議事件

- 議第20号 平成24年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 議第27号 平成24年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 議第25号 平成24年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 議第21号 平成24年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 議第26号 平成24年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 議第24号 平成24年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 議第23号 平成24年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 議第22号 平成24年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 議第28号 平成24年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前9時30分

赤井委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、23日に引き続き、予算特別委員会を開会いたします。

傍聴される議員の紹介をいたします。藤井本議員、岡本議員、春木議員、以上3名でございます。

発言される場合は、挙手をいただき、指名をいたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してからご起立いただき発言されるようお願いいたします。

理事者側に申し上げます。答弁者は必ず手を挙げ、委員長が指名した後、所属、役職名と氏名を言っていただき、的確な答弁をお願いします。

なお、答弁者については、部長及び担当課長でお願いします。

それでは、議案審査に移ります。

議第20号、平成24年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

松浦市民生活部長 皆さん、おはようございます。市民生活部の松浦でございます。どうかよろしくようお願いいたします。

それでは、ただいま上程いただきました、議第20号、平成24年度葛城市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成24年度葛城市国民健康保険特別会計予算につきましては、次に定めるところによりしてありまして、第1条第1項では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ39億300万円と定め、第2項では、事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページから5ページの表に記載のとおりでございます。

第2条では、一時借入金の借入の最高額は事業勘定1億円と定めております。

第3条では、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合として、第1号では保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定めております。

続きまして、事項別明細書の歳出より説明をさせていただきますので、14ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、被保険者証の交付に係る事務経費及び国保連合会処理経費といたしまして、13節委託料ではレセプト処理に係る電算委託料などの経費、932万4,000円を始め、9節旅費から19節負担金補助及び交付金までを合計いたしまして、1,211万5,000円を計上いたしております。2目連合会負担金では、県国保連合会負担金235万9,000円を計上し、1項の総務管理費では、合計1,447万4,000円を計上いたしております。2項の徴税费、1目の賦課徴収費では、11節の需用費、12節の役務費までの合計237万5,000円を計上いたしております。

15ページに移りまして、3項の運営協議会費では、国保運営協議会の運営費に係る経費といたしまして、39万2,000円を計上いたしております。

2款の保険給付費、1項の療養諸費、1目の一般被保険者療養給付費では、病気やけが等による医療の給付として20億1,000万円、2目退職被保険者等療養給付費といたしまして2億7,100万円、3目一般被保険者療養費では、整骨やコルセット等の医療費として4,700万円を、4目退職被保険者等療養費といたしまして390万円を、5目審査支払手数料では、診療報酬審査支払手数料と、16ページに移りまして、レセプト電算処理システム手数料に係る経費を合わせて1,223万8,000円を計上し、1項療養諸費では合計23億4,413万8,000円を計上いたしております。2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費では、入院等による高額療養費として2億2,900万円を、2目退職被保険者等高額療養費では4,300万円を計上し、2項高額療養費では合計2億7,200万円を計上いたしております。3項高額介護合算療養費、1目一般被保険者高額介護合算療養費及び2目退職被保険者等高額介護合算療養費、それぞれ50万円を計上し、3項高額介護合算療養費では合計100万円を計上いたしております。

17ページに移りまして、4項移送費、1目一般被保険者移送費では、医師の指示による入院や転院の費用として10万円を、2目退職被保険者等移送費では5万円を計上し、4項移送費では合計15万円を計上いたしております。5項出産育児諸費では、1目出産育児一時金として1人当たり42万円を、72人分の3,024万円と、2目支払手数料として1万6,000円を計上し、5項出産育児一時諸費では合計3,025万6,000円を計上いたしております。6項葬祭諸費では1人3万円を60人分、180万円を計上いたしております。

18ページに移りまして、3款1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金では、5億3,399万7,000円、2目後期高齢者関係事務費拠出金4万円を合わせまして、1項後期高齢者支援金等では5億3,403万7,000円を計上いたしております。4款1項前期高齢者納付金等、1目前期高齢者納付金では60万9,000円、2目前期高齢者関係事務費拠出金3万9,000円を合わせまして、1項前期高齢者納付金等では64万8,000円を計上いたしております。5款1項老人保健拠出金、1目老人保健事務費拠出金では、2万3,000円を計上いたしております。なお、老人保健医療費拠出金は本年度は計上いたしておりません。

19ページに移りまして、6款1項1目介護納付金では2億2,288万4,000円を計上いたしております。7款1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業拠出金では8,476万6,000円を、2目保険財政共同安定化事業拠出金では3億5,989万7,000円を、3目その他共同事業拠出金1万円を合わせまして、4億4,467万3,000円を計上いたしております。

8款保健事業費、1項1目特定健康審査等事業費では、20ページに記載の13節委託料の特定健康診査委託料1,715万8,000円を初めとして、7節賃金から19節までの負担金補助及び交付金を合わせて2,000万5,000円を計上いたしております。

20ページに移りまして、2項保険事業費1目医療費通知費では、医療費の通知に係る経費といたしまして273万6,000円、2目保健事業費では健康保持のために配布いたしましたパンフレット等の事務経費として11節需用費では105万8,000円を、19節負担金補助及び交付金では人間ドック助成経費として454万円を、合わせて559万8,000円を計上し、2項保健事業費

では合計833万4,000円を計上いたしております。

9款1項基金積立金、1目財政調整基金積立金では、基金から生じた利子を積み立てるため、積立金として1,000円計上いたしております。

21ページに移りまして、10款1項公債費、1目利子では、一時借入金の利子償還として10万円を計上いたしております。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金では、説明欄に記載の還付金合わせまして300万円の計上、2目退職被保険者等保険税還付金では70万円を、3目償還金では1万円を計上し、1項償還金及び還付加算金では合計いたしまして371万円を計上いたしております。なお、高額療養費特別支給金につきましては、本年度は計上いたしておりません。

22ページに移りまして、2項1目療養費等指定公費立替金では100万円を計上いたしております。

12款1項1目予備費として100万円を計上いたしております。

以上、歳出合計39億300万円の計上となっております。

続きまして、歳入を説明させていただきますので、9ページにお戻りいただきたいと思っております。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税では、1節から6節まで、説明欄に記載の内容の金額を合計いたしまして、6億7,260万円を計上し、2目退職被保険者等国民健康保険税では1節から6節まで、説明欄に記載の内容の金額を合計いたしまして、7,202万円を計上し、1項国民健康保険税では合計7億4,462万円を計上いたしております。

10ページに移りまして2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料では10万円を計上いたしております。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金では、一般被保険者医療費等の32%分として現年、過年度分を合わせて6億1,871万7,000円、2目高額医療費共同事業負担金では、高額医療費共同事業拠出金の25%分として2,119万1,000円を、3目特定健康診査等負担金では、特定健診、特定保健指導の標準経費の3分の1分として299万9,000円を計上し、1項国庫負担金の合計では6億4,290万7,000円を計上いたしております。2項国庫補助金、1目財政調整交付金では国保財政の均衡を図るための財政調整交付金として、普通及び特別調整交付金を合わせて2億2,378万8,000円を計上し、2目出産育児一時金補助金では1件当たり1万円を年間10件とし、10万円を計上し、2項国庫補助金の合計では2億2,388万8,000円を計上いたしております。4款1項1目療養給付費等交付金では、支払基準からの退職者医療に係る交付金として、現年度分、過年度分を合わせまして3億8,118万1,000円を計上いたしております。

11ページに移りまして、5款1項1目前期高齢者交付金では、前期高齢者医療費の財政調整のための交付金として、9億3,675万3,000円を計上いたしております。6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金では、高額医療費共同事業拠出金の25%分として2,119万1,000円を、2目特定健康診査等負担金では299万9,000円を計上し、1項県負担金の合計では2,419万円を計上いたしております。2項県補助金、1目県財政調整交付金では、

一般被保険者医療費等の8%分の県普通及び特別調整交付金合わせて1億5,796万円を計上いたしております。7款1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金では、6,000万円を、2目保険財政共同安定化事業交付金では2億6,000万円を計上し、1項共同事業交付金の合計では3億2,000万円を計上いたしております。

12ページに移りまして、8款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では、国保財政調整基金の利子として1,000円を計上いたしております。9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、説明欄に記載の内容の繰入金として4億6,454万9,000円を計上いたしております。10款1項1目繰越金では1万円を枠取りとして計上いたしております。

11款諸収入、1項延滞金加算金及び過料では、国民健康保険税の延滞金として一般被保険者分10万円、退職被保険者等1万円の合計11万円を計上いたしております。2項1目預金利子で1万円を計上いたしております。

13ページに移っていただきまして、3項受託事業収入、1目特定健康診査等受託料では、268万1,000円を計上、4項1目療養費等指定公費返還金では100万円計上、5項雑入、1目滞納処分費では1万円を、2目一般被保険者第三者納付金では200万円を、3目退職被保険者等第三者納付金では100万円を、4目一般被保険者返納金、5目退職被保険者等返納金、6目雑入では、それぞれ1万円を計上し、5項雑入の合計304万円を計上いたしております。

以上、歳入合計39億300万円の計上となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

赤井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

朝岡委員。

朝岡委員 おはようございます。

金曜日に引き続き、特別会計の各会計について質疑をさせていただきますのでよろしくお願したいと思っております。

まず最初に、今、部長の方から国民健康保険特別会計の歳入歳出の説明がございました。まず、大きくは、このたび平成24年度の当初予算の歳入歳出合計が合わせて39億300万円ということで、対平成23年度当初予算から比べると、2億2,900万円の増ということになっています。それぞれ説明をいただきましたけれども、まず、大きくこの2億2,900万円増額になった理由、また、それに対する財源の裏づけ等、これについては大きく全体的な流れの中で説明をしていただきたい、このように思います。

それと、細かく各節の内容でお尋ねをしてみたいと思っておりますが、ページは20ページでございます。また、予算書の概要説明でいきますと18ページから19ページにかけて、特定健康診査の委託料、並びにこのたび新たに節目の年齢を迎える対象者に無料のクーポン発行をすると、こういう内容を概要説明でもしていただいております。この特定健康診査については各決算並びに予算のときに、さまざまな委員さんから質疑なりお問い合わせがある内容でございますが、まず、平成23年度の受診率並びにこの新たな年度で、そういった、新たな、こ

れは受診率を高めるためにこのような事業を始められるということで、その事業の内容についてもご説明を願いたい。また、今年が、この平成24年度が最終の一応目標年度と。目標と比べて、目標値をお示しいただいて、どのようにこれからその対策を、この無料のクーポンを含めですけれども、啓発活動に努められるのか。この辺のところもお聞かせいただきたい。このように思います。

最後にもう一つ、今年の、ですからこの新年度からですね、これには直接数字には反映されていないと思いますが、いわゆる高額医療費、本来は入院等、課税、非課税の一定の限度額を超えると、これはいわゆる委任払い並びに償還払いで、そのオーバー分が返ってくるという制度が以前からずっとあるわけですが、この4月から、たしかこれは通院医療も適用になるようなことを聞いておりますけれども、抗がん剤治療とか、そういった通院治療であっても高額になる場合、今までは入院等の治療費については、当然、高額になるわけですから、そういう高額医療の申請をすれば適用になるということでしたけれども、この4月から制度が変わったようなことを聞き及んでおりますので、その辺のところもご説明をいただけるようであれば説明を願いたいと思います。

以上、3点でございます。

赤井委員長 課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。

ただいま、朝岡委員からご質問あった件についてお答えしたいと思います。

まず、1点目の今年度予算についての増減のこと、それと、それに対する財源の手立てがどうであるかということについてお答えしたいと思います。

平成24年度予算の主な増減について、まず説明したいと思います。先ほど、朝岡委員より2億2,900万円の増額、6.2%の増額となっていることの説明がございました。主な増減としまして、まず、歳入予算では、退職医療の関係で被用者保険が支払基金に納付する拠出金から市町村国保に交付される療養給付費交付金において、1億2,566万7,000円、49.2%の増になっております。そして、65歳から75歳までの加入者に応じて、保険者間の不均衡を調整するために交付されます前期高齢者交付金におきまして、1億570万5,000円、12.7%の増になっております。そして、もう1点、国の法律改正がございまして、医療費に関する負担割合が、国の方が今まで34%ということになっておりました。一方、県の方が7%ということになっておりました。そのうち2%分が国の方で減らして、県の方でふやすというような改正がございました。それによって県支出金で3,766万9,000円、26.1%が増となっております。

一方、減で申しますと、今、申しました国庫支出金の関係で4,486万7,000円で4.9%の減、そして後ほど説明させていただきたいと思いますが、一般会計のその他の繰入金で1,313万9,000円、4.4%の減が歳入の主な減になっております。

一方、歳出予算の方では、全体の67.9%を占めます保険給付費の方で1億2,041万4,000円、4.7%増になっております。そして、国保を始め、社会保険等の保険料等で全体の4割を負担することになっております後期高齢者支援金で4,723万7,000円、9.7%の増になっております。もう1点、高額な医療費について共同で拠出していくという共同事業拠出金で4,456

万9,000円、11.1%の増になっております。

歳出の方で減になっておりますのは、7市町の共同システム導入によるシステム保守委託料、または国保連合会のレセプト処理委託料の単価の引き下げ等によりまして、226万8,000円、11.6%の減となっております。

今、増減について説明いたしましたが、やはり医療費の増加ということがございますので、その財源として一定の割合の国・県の、先ほど申し上げました、国の方で32%、県の方で9%の負担になっております。それぞれの特定財源がございまして、それで歳入歳出合計しまして2億8,226万9,000円が不足することになります。それを例年お願いしているのですけれども、一般会計の法定外の繰入金で補てんしていただくというような措置をお願いしているところでございます。

1点目の質問については以上でございます。

赤井委員長 課長。

水原健康増進課長 おはようございます。健康増進課の水原でございます。

先ほど、朝岡委員からの特定事業に関する事業概要とか目標、対策等についてご説明させていただきたいと思っております。

特定健診におきましては、今年度、受診率50%を目指しておるということで、健康増進課、保険課とも連携をしながら頑張っておる次第でございますが、今年度の一番数字的にわかっておる数字で説明させていただきますと、2月時点で1,300人受診されております。男性が572人、女性が728人の内訳でございます。それに今後、来年度ですね、10月ごろには移動等の人数が決めるということで、今現在の数字は確かなものではございません。その点、ご了承いただきたいと思います。それに1,300人を加えまして、データ提供の方、また、一般人間ドックの数値を加えさせていただく予定をしております。

それで、今年度の目標のパーセントといたしましては、約21%、22%という見込みの数値になるかと思われまして。

それで、来年度の目標といたしましては、来年度、平成24年度が最終年度となっておりますので、65%の目標ということで私たちも頑張っておる計画を立てております。それにつきましては、今年度になかった来年度の事業といたしまして、夜間健診を2日間行う予定をしております。時期的には来年の、平成25年2月を予定しております。6月と11月には集団健診の中に含めると同時に、追加として2月に2日、集団健診の中に……。

済みません、訂正いたしまして、6月、10月です。定期的に6月、10月に健診を行いまして、2月に追加の集団健診の中に約80名の定員をもちまして集団健診の中に特定健診を含めさせていただく予定をしております。

それと、来年度の事業の一つといたしまして、40歳から60歳、5歳刻みの方にクーポン券を配布して受診率を高めようと思っております。クーポン券配布者につきましては、約4月時点で634名の方の予定をしております。その中でクーポン券によりまして受診をしていただこうと思っております。

それと、特定健診事業の中の19ページの8款保険事業、1項特定健康診査事業費の中の臨

時雇用賃金を計上させていただいております。昨年度は計上しておりませんでした。その臨時雇用賃金につきましては、保健師、看護師、各1名ずつ、年に保健師につきましては36回、看護師につきましては55回、1日3時間の予定で特定健診の未受診者への勧奨、また、新規受診者をふやすために勧奨、また、特定指導につきましてのご相談に乗るために2人を臨時雇用賃金として、保健師、看護師の2人を計上させていただきました。

内容につきましては以上でございます。

赤井委員長 課長。

中嶋保険課長 先ほど、朝岡委員から外来の高額療養費の現物給付化のことでご質問あったことでお答えしたいと思います。

今まで、入院とかのときには限度額認定証というものを示して、その限度額までの負担ということになっておりました。そういう制度がございました。今回、平成24年4月1日から導入されますのは、今まで外来で治療を受けられたときに、そういう抗がん剤等、高額な医療費もあると思うのですけれども、そういったときにはその医療費の3割を負担していただくということになっておりました。それがこの外来の現物給付化によりまして、それぞれの人の限度額というのがございまして、高額療養費の限度額までの支払をしていただきましたら、あとの3割までの部分については、また後の方でのこちらの保険者の方と医療機関との関係での支払になるということになります。

それで、今まで3割まで支払してもらう必要があったのですけれども、それが限度額にとどめられるということに、制度改正になっております。

以上です。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 ありがとうございました。中嶋課長並びに水原課長から説明をいただきました。

まず、全体的に2億2,900万円、6.2%についての、歳出歳入それぞれの予算がふえているということに対する一定の措置をしていただいています。費用についてはやはり今も最後の方にもお話がございましたけれども、高額療養費並びに保険給付がやはり高くなっているということ、並びに、今ありました、後期高齢者、この後、特別会計でまたご審議をいただくわけですが、その負担金もやはりふえているというようなことで、やはり高齢化と、あと、三大成人病と、この生活習慣病、やはりそういった費用に深く影響はしている。その中で、差し引きすると少し収支が足りない分については一般会計から法定外の繰り入れをして、この国民皆保険制度を維持していただいているということでございます。

一定の努力があって、このような形で進めていただいておりますけれども、その中において水原課長の方からは、この1,300人プラス、データを提供していただく方、また、人間ドックを受診された方を足すと、大体、平成23年度でおおむね22%ぐらい、こういうことですね。残念ながら、目標にはなかなか届いておりませんし、本年度65%でしたっけ、これが到達しないとペナルティーを課すというような、これもちょっと国も考えていただかないかんわけですが、その中でクーポン券を発行していただく約630名、40歳から5歳刻みの方ですね、これはですから一部負担金がなくなるということですね。これはですから郵送し

ていただくわけですね。それと、新たに集団健診を夜間、診察、診療していただく。確かに、お昼になかなか行けないという皆さん方が多い中で、非常に、2日間とはいえ加えていただいたことに評価をすることでございます。なかなか目標値には到達いたしませんけれども、やはり先ほどの生活習慣病等早期発見に、大事な健康指導でございます。よろしくこれからも勸奨のほどお願いしたいと思います。

1点だけ、外来治療、もう1回聞きたいのですが、要は、外来治療で3割負担を続けていたことが、要は一定の、たしか課税対象の一般家庭でいくと大体8万幾らだったですね。その1月に8万幾らに到達すれば、それ以上は一旦納めても返ってくるということになる、こういうような解釈でよろしいのでしょうか。3割の負担割合が、要はその8万円という限度額が1月の間で1つの病院で治療した場合に、それを要は超えると、後で戻ってくるなり、本来でいくと一旦立てかえて戻ってくるなり、もしくはそれ以上はもう既に払わなくてもいいとかいうようなことです。そういうようなことをおっしゃったわけですね。ちょっとその辺、確認したい。

赤井委員長 課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。

朝岡委員の質問に答えたいと思います。

今までは外来治療を受けられたときに、その3割を負担していただいていたところですが、高額療養費を超えた部分を後ほど償還払い、返すというような手続をしておりましたが、1つの例を申し上げますと、先ほど、1月の限度額が8万円というお言葉がありましたけれども、その8万円までについては負担していただくということになるのですが、それ以上の超える部分については、今までは償還払いという形で、後ほど請求して返させてもらっていた部分が、それはもう8万円までの負担でとどまると。それ以上の負担は必要なくなるということでございます。

以上です。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 従来の高額療養する場合には、先に窓口に行って、高額受給者証か何か発行してもらっていましたよね。その場合はいつも。今回のそういう場合も先に役所へ受給者証のようなものを発行してもらってから、いわゆる医療機関に先にそれを出しておくということ、それは変わらないわけですか。

赤井委員長 課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。

その限度額認定証等の手続は変わらないということでございます。

朝岡委員 ありがとうございました。

新たな制度改正で、外来治療も、いわゆる限度額以上は今のように、いわゆる委任払いといえますか、自分の手元からは支払わなくていいという制度に拡充をいただいたということで、1月の医療費が入院以外で8万円ぐらいかかるといえるのは、そうないとは思われるかわかりませんが、抗がん剤治療なんて物すごく高いんですよ。まあ、それに限らない

ですけれども。そういった中でやはり今、葛城市民の皆さん方の中でも、毎月の医療費がかなりやっぱり高いということで、よくご相談を受けるわけですが、そういった一定の措置を拡充いただいたことで、こういったことも少し軽減できるかなと。

いずれにいたしましても、国民皆保険制度のこの趣旨を十分ご理解いただきながら、安定した運営を努めていただきたいと、このように思っております。

以上です。

赤井委員長 ほかに。

白石委員。

白石委員 おはようございます。本委員会も4日目になりました。朝岡委員の質疑に引き続いて、関連質問含めてお伺いをしてまいりたい、このように思います。

関連質問として、特定健康診査等事業についてであります。健康審査受診率については、平成23年度現在では、21%から22%程度の受診率であったと、そのように答弁がありました。目標は50%だったんですかね。そして、平成24年度、今、審査をしているわけではありますが、その目標が50%と、こう言われたと思うんですが。何%。

(「65」の声あり)

白石委員 やっぱり65やな。はい。65%ということで、目標が、新たな取り組みがいろいろ提案をされております。これらは、その成果を期待するものでありますけれども、実際にこれ、もう何年間やっていたんでしょうかね。この表を見てみますと、平成20年からということですから、平成21、22、23年ですね、で、とにかく平成24年が目標の最終年度として65%、そして特定保健指導の実施率が45%。この実施率については、もう既に毎年クリアをしているというふうに思いますので、健康診査の実施率について若干お伺いをしたいと思うのですけれども、この間、平成21年度の16.3%から、平成23年度が最高になるんでしょう、まあ、21%から22%という状況になってきておりますけれども、目標に遠く及ばないというのが現実なんですね。

私は、この目標そのものが、もう無理難題の目標であるということで、最初から思いますけれども、ところが、国は参酌基準を決めて、平成24年65%ですね、この目標が達成できない場合は、後期高齢者医療に対する支援金、10%を加算するペナルティーを決めているんですね。これがまあ、まずおかしいというふうに思います。

どうも、この期限は2年ばかり延長されるようですね。21から22%というところまでは到達したと。新たにクーポン券の発行、更に夜間健診を2日間実施をするということを計画しているわけではありますが、これを実施することによって、この65%の目標に達する、これは到底至難のわざですから、正直、どの程度の受診率を考えておられるか、正直言っていただきたいと思います。

先ほど、私、2年間ぐらい延長されるというふうに聞いておるわけですが、これはたしかなのかどうか、これもお答えをいただきたいと思います。

赤井委員長 課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。

国の目標といたしまして、来年度、65%の中で、今現在、平成23年度末の予定といたしましては、約22%の見込みだと思っております。それについて、まだまだ受診者が少ないのは現実ではございます。

それで、夜間健診には約80名を受診していただくキャパを持っておって、約80名ですね。それと、クーポン券、634名の中で、約200人ないし300人までは勧奨連絡を踏まえ、ふやしていきたいと思っております。それと、医師会、お医者さんの方には自作のポスターもつけ、お医者さんの方から患者さんの方にお声がけしていただいて、特定健診という形で受診していただくようにご協力をお願いしております。

それと、大字区長会につきましても、保健師が会議の中で特定健診等につきましてスライド等を加えながら説明をさせていただきたいという形で考えております。

それと、商工会についても各個人商店さん、個人企業とかございますので、特定健診の勧奨等もやっていただくという形をお願いに行く予定をしております。

また、大字につきましては、もし多く集めていただければ、今後まだ課題ではございますが、予算の中ではございますが個別に行ければと考えておるのですけれども、まだこれは確定ではございませんので、私の個人の考えとして思っております。

(「数字言ってくれたら。それらを入れたら大体」の声あり)

水原健康増進課長 入れたら、約30前後ぐらいかと。

(「30%前後」の声あり)

水原健康増進課長 推定しておる次第でございます。いろいろ保険課と連携もしながら、いろいろな策を練りながら頑張っていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

赤井委員長 課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。

先ほど白石委員の方から、後期高齢者支援金へのペナルティーは2年後に実施されるということが、それで正しいのかというようなご質問だったと思えます。

今現在、確認しているところによりますと、今の平成24年度の特定健診の受診率が確定するのが2年おくれの平成26年に確定するというところで、それによりまして平成27年度から後期高齢者支援金の方で90%から110%の範囲で加算、減算の措置を行うことで、どういうふうな算定方法によって行うのかというのを今現在、検討されているということを聞いております。

以上です。

赤井委員長 市長。

山下市長 先ほど、水原課長の方から、大体30%程度というお話をさせていただきました。これも力を入れて、各大字で大字懇談会をするときでも、担当者が来て、特定健診のお願い、また、公園まつり、ゆめフェスタ、いろいろな、ありとあらゆる機会を通じて特定健診の受診のお願いを昨年度も今年度もやってまいっております。

しかしながら、お隣の香芝市は現在もう33%になっています。一度、そこに行って、どんなことをしているのか話を聞いてこいということで打ち合わせに行かせましたところ、香芝

市よりも葛城市の方が手厚くいろいろと広報しているにもかかわらず、やはり受診率が低いということは、やっぱりなかなか意識を持ってもらえないというところもあろうかと思えます。

そのあたり、今年クーポン券を導入をし、夜間診療、また、個別大字で受診できる体制ができるかどうか、このあたりはまた区長さん方と打ち合わせをしていきたいと思っていますけれども、考え得る限り、手を打って受診率の向上に努めていくように努力してまいりたいと思っております。我々のクリアしなければならない65%というのはわかっておりますけれども、22%から突然65%に行けるかという、なかなか難しい問題があると思っておりますので、絶対にクリアしようと言っている数字がやっぱり30%という思いで、この数字をクリアできるように努力をしようというふうに、今、我々の目標として設定をしておるということでございます。

白石委員 本当に涙ぐましい取り組みというか、行われておるといふふうに私は思うわけでありまして。

この特定健康診査等のこの事業については、何を国がねらって、この事業を進めてきたかといえば、当然、医療費を削減をする、医療費の伸びを抑える、こういうことが最大の目標であります。それがもう一步進んで、国庫の支出金を減らせれば、更にベターだというのが国の考え方なんです。

では、国が後期高齢者医療制度の導入にあわせてこの事業を地方に押しつけてきたわけでありましてけれども、実際にこの4年間、取り組んできてね、どのような成果が上がっているか、その成果を実感されているか、あるいはデータとしてお持ちか、その点お伺いをしたいと思います。

赤井委員長 課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。

白石委員のご質問の、4年間、特定健診、来年度は5年目の最終を迎えるわけでございます。平成20年度から平成23年度まで徐々に健診率が高くなってはきております。それで、一応、実績といたしましては上がっておりますが、まだ低い状態というのはたしかでございます。各大字の区長様、大字についていろいろな保健師が出向いて特定健診……。

受診率によっては人はふえております。そして、新規受診者の方が少しずつふえてきているのはたしかです。それで、私どもにつきましては、新規受診者をふやす目的も一つに加えながらも、受診率を高めていこうと思っております。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 受診率そのものだけに目が行って、いろいろ手立てを打っていくというのは、私はね、これはこれでいいことだといふふうに思うんです。しかし、国も目指しますけれども、私たちはまた違った立場で、やはり医療費を何とか抑えて、国保財政を健全な運営をしていきたいという願いがあるわけですね。そういうことからしたら、どういうふうな成果が上がってきているのかということ、何らかの指標なりをもってね、評価できるようにしていただかないと、単なる数字だけを追求して行って、一番の大目標がおいていかれているということ

になっているわけですね。これではね、ほんまに国に振り回されているというだけですよ。本当にそういうふうになっていると。

市長は、香芝の例を挙げました。葛城市の方が手厚い取り組みをしている。やっぱり意識の問題かもわからない。しかし、葛城市の医療費、被保険者1人当たりの医療費は奈良県下最低クラスです。本当に最低クラスなんです。皆さん、意識が高いか低いかは別にしてね、私は高いと思っています。やっぱり健康に留意をされ、受診をしなくても、やっぱり協力をしていただいているというのが現実なんですね。

だから、必要以上に私も受診率の追求というのは余りしたくはないけれども、やっぱり支援金の10%を、これ、ペナルティーでと言うたらね、これはちょっとね、財政に影響があるじゃないかと、これは大変じゃないかと。仕方がないから、ちょっとおしりをたたいているわけなんです。こんなことをしてね、本当にちゃんとした目標を持って、葛城市の市民の健康、命を守る、そのための事業を本当に一生懸命、みんなと、市民と連携してやっつけていかないといったらね、こんな事業やってたって、医師会の先生方とも一緒に、なかなかいかへんね。このように思います。

本当にこれは難しいところですが、そういう視点をね、持っていただきたい。だから、私はそういうところを評価しますから、受診率だけではなくてね、評価しますから、ぜひ取り組みを、そういう取り組みを強めていただきたい。

そして、もし、この節目健診、これ、クーポン券発行して効果があったっていったら、これ、もう一歩進めて、今は負担、1,000円でしたか、これをやっぱり、他の自治体もね、やっぱり支援金かなわんさかいに、支援金払うんやったら、これ、ただにしてでもやな、みんな来てもらうというようなことをやっているところがふえてきているんですね。まあ、あんまり感心はしないですけども、もしそういうことで、平成24年やってみて効果があったら、1,000円ですけども、やっぱりこれはね、お金ですから、それは簡単に支出はできません。ぜひ、その点もよく成果を見ていただいて考えていただきたい、このように思います。

それでは、次に移ってよろしいでしょうか。

最初から行きたいというふうに思います。朝岡委員の関連になるかもわかりませんが、歳出の15、16ページにわたってでありますけれども、保険給付費ですね。それぞれ、療養諸費あるいは高額療養費がございます。そのうち、療養諸費の2目の退職被保険者等療養給付費、さらに16ページの高額療養費ですね。退職被保険者等高額療養費、これがいずれも療養給付費の方が2億7,100万円ということで、平成23年度予算より7,900万円、141.15%の増になっている。さらに、退職被保険者等にかかわる高額療養費、これが平成23年度は2,400万円です。これが1,900万円、179%増になって、4,300万円が計上されています。退職被保険者の医療費の増嵩については、どのような見込みをされて、大幅な増額をされているのか、この点をお聞きしておきたいと思います。

赤井委員長 課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。

ただいまの白石委員の質問にお答えしたいと思います。

退職被保険者の療養給付費、そして高額療養費につきましては、先ほど説明いただいたように、かなりの伸びを示しております。その原因といいますのは、補正予算でも説明させてもらいましたが、やはり入院医療費の割合がかなり高くなってきております。1件当たりの医療費であるとか、その伸びは前年度の決算とかに比べますと、かなりの伸びを示しておる状態でございます。

それで、まず、退職療養給付費につきましては、平成23年度予算、1億9,200万円に対しまして、2億7,100万円、7,900万円の増額となっております。それは、8カ月分の実績を平成23年度、見まして、それに対して4カ月分の今後の見込みをプラスして、平成23年度の決算見込額を考えました。そして、例年の過去からの実績をみますと、やはり例年、実績の伸びに加えて、年度が変わるごとに伸びが少しずつ見られている状態がございますので、その決算見込額に1.29倍を過去の実績を見ましてプラスしました。それによって2億7,100万円の計上となったものでございます。

一方、退職被保険者の高額療養費につきましても、先ほどと同じような理由で、入院にかかる医療費の単価がかなり上がってきていると。それと、平成22年度の決算と、平成23年度の今の実績を比べますと、入院でかなり高額の100万円以上の医療費のかかっている割合が、去年の決算の倍に近い状態で件数がふえていると。なおかつ単価も上がっている状態でございます。そういったこともございまして、退職の高額療養費につきましては9カ月分の実績で264万5,000円かかっております。それに対して残りの3カ月分の見込みを加えて、3,341万2,000円の決算見込額を出しました。それに対して、先ほど言いました、例年、決算ごとに伸びている状況でありましたので、1.27倍を掛けまして4,300万円という金額になったものでございます。

そういう形で伸びているということでございます。

以上です。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 課長の方からご答弁をいただきましたが、内容をよく理解することができました。

もちろん、医療費の見込みということは、これは大変なことなのですけれども、新年度において、これだけの増額というのはやはり見ておかなければならない額だろうということがよくわかりました。ありがとうございました。

じゃあ、一旦おきましようか。続いていいですか。

赤井委員長 続いて言ってください。

白石委員 続いて、歳入の関係に入りたいと、このように思います。

9ページの方に入りますけれども、国民健康保険税についてであります保険税の収納率の状況、さらにそれらを一般退職者等に区分して収納実績、さらに平成24年度ではその収納率をどれほど見込まれているのかお伺いをしたい。

そして、見込みで結構ですから、平成23年度の収入未済額、さらに、滞納繰越額ほどの程度になるかお伺いをしておきたいと思っております。

赤井委員長 ちょっと待ってください。私、お葬式に出ますので、この後、引き続いて副委員長に私

のかわりを、代行をやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

寺田副委員長 それでは、済みません、普通なら暫時休憩とりまして区切りつけてやりたいと思いますが、会議の都合上、きょう1日で終わりたいと思いますので、このまま引き続き進めたいと思いますので、どうぞよろしく協力のほどお願いしたいと思います。

答弁。課長。

邨田収納促進課長 収納促進課の邨田でございます。

今、白石委員の方のご質問で、平成23年度の実績ということで、どのぐらいを見込んでいくかというお話だったと思います。今、2月末現在のまず数値の方を報告させていただきたいと思います。

平成23年度におきまして、2月末現在で、国民健康保険税全体といたしまして、現年度分の収納率が、今現在、2月末現在で81.64%。

それで、対前年ということで、平成22年度におきまして、同時期では80.87%。滞納繰越分につきましては、現在、平成23年度におきましては、12.53%。平成22年度におきましては13.34%、合計いたしまして平成23年度では2月末で63.44%、平成22年度におきましては、63.52%というふうな現在の収納状況でございます。

見込みの方でございますが、今現在、申し上げましたような数値を勘案させていただいて、対前年の収納率で持ってきたということで、金額的にちょっとはじいておりませんので、申しわけございませんけれども、収納率については以上の報告にさせていただきます。

平成24年度につきましてはの見込みなんですけれども、前年同様、今年もちょっと上がっているような状況もございますので、そのまま引き続き同額以上の収納率をもって収納したいということで現在考えております。

以上でございます。

寺田副委員長 よろしいですか、白石委員。

はい、白石委員。

白石委員 一般被保険者、あるいは退職被保険者個別にもね、お願いをしたと思うんですが。

寺田副委員長 課長。

邨田収納促進課長 済みません、今、全体で申し上げて申しわけございませんでした。

一般被保険者の場合につきましては、平成23年度、現年度分におきまして81.78%、去年、平成22年度におきましては81.10%、滞納繰越分につきましては、12.59%、平成22年度では13.41%。

引き続きまして退職医療の方でございますが、平成23年度におきましての現年は80.58%、平成22年度におきましては78.67%、滞納分の平成23年度におきましては11.17%、平成22年度では11.89%。

以上でございます。

寺田副委員長 白石委員。

白石委員 ありがとうございます。

国保税というのは、御承知のように、均等割、平等割、あるいは資産割という形で、その

収入、所得にかかわらず課税をされるということで、他の税目からすれば一番低い、そういう収納率になっているわけですね。これは税の課税客体そのものからすれば、これは一定やむを得ないことだというふうに思うわけであります。それは、国保に加入している所得階層を見れば、これはもう明らかなんですね。所得ゼロの人が平成23年度で世帯が1,693世帯ある。これ、全加入世帯の29.4%、約30%を占めるんですね。これは所得ですから収入はある人もいますね。そのうちの年金や給与収入がない世帯、これ、どうして食べてるのか、ちょっとようわかりませんが、そういう世帯が794世帯、被保険者1,248人あるんですね。全体的に見れば世帯所得が200万円未満が大体78%を占めている。こういうね、ほんまに、今の国保そのものの加入者の実態が、昔の商工業者や農業者中心の国保から、いわゆる年金者、無職者、失業者を含めて所得の低い人たちが多く加入するという、そういう保険になっているということなんですね。

この点、この間の所得階層の推移についてどのようなご見解を持っているか、責任ある人のご答弁をいただいております、このように思います。

寺田副委員長 市長。

山下市長 国保が始まって40年近くたつわけでございますけれども、その間、所得階層の変化が大きくあったということは、社会現象であろうというふうに思っております。その中で、特に今、低所得者がふえておることについてどう思うかということによろしいんですね。

(「はい、そうです」の声あり)

山下市長 国民健康保険の役割というのは、国民皆保険制度の根幹を成しておるということは十分に承知をしておりますし、この制度がなければ保険を給付いただけない方がいらっしゃることにもよく承知をしております。その方に対して、できるだけ行政としてもというか、保険者である葛城市としても支援をしていこうということで、今回におきましても法定外の繰り入れをさせていただいております。

今後、この推移をしっかりと見定めながら、法定内の繰り入れはもちろんのことでございますけれども、法定外の繰り入れ、これの金額の推移をしっかりと見定めて、一定の金額をどの水準に置くのかということをもたこちらの方で態度を決めまして、やはり市民全体からお預かりした税金を繰り入れをさせていただいておりますので、当事者の方々のご負担、また、市民からご納得をいただける法定外の繰り入れ、そのあたりのところをしっかりと考えて、これからも進んでいきたいというふうに思っておりますし、また、広域化という話が出ておりますけれども、その中で葛城市は赤字財政にすることなく、法定外の繰り入れをしながらこの会計を維持をしておりますけれども、そのあたり、他の市町村との立場が大きく違うところがありますので、しっかりとこのあたりを主張していきながら、議論をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

寺田副委員長 白石委員。

白石委員 市長の方から、皆保険制度をやはりしっかりと守っていきたいという、そういう姿勢のもとで法定外繰り入れ、いわゆる一般会計からの繰り入れをしてまいりました。これは平成18年

の税率改正のとき、今後3年間で10億円の、いわゆる一般会計からの繰り入れを約束をして、合併当時交わした「サービスは高く、負担は低く」の約束を担保するということでもあります。

また、これ、実際に市民が本当に医療に関心を持って、医療費が低く抑えられているという、そういう努力、本当に評価をして、このような法定外繰り入れをやはりやっているということで、私はこの点は大いに評価をすることができるんです。

本当に市民一人一人の医療費が県下最低であるにもかかわらず、また、一般会計から法定外繰り入れをしているにもかかわらず、どうして国保財政がこの厳しい状況にさらされているのか。これはやはりその内容をきちんと見ておく必要があるのではないかというふうに思いますし、そういう現状をやっぱり打開する手立ても必要だというふうに思うんですね。この点、市民の努力、市の努力でやっているにもかかわらず、大変な状況にあるということについて、どのようにご認識されているかお伺いしておきたいと思います。

寺田副委員長 市長。

山下市長 国の制度そのものが国民健康保険であるとか、社会保険の制度そのものがこれから議論されようとしております。その流れの中で国が一定果たすべき役割についても議論されるというふうに思っておりますので、地方の声はしっかりと市長会なり、そういういろいろなところで届けながら、その議論の推移についても全体の全国の市長会なり何なりで申し述べていただけるようにこちらの方も努力をしてまいりたいというふうに思っております。

寺田副委員長 白石委員。

白石委員 これはなかなか市長として、市長の力をもって、これは難しい話だというふうに思います。やっぱりこの最大の原因というのは、私は、記憶にあるんです。

昭和59年でした。私は議員になった当初だったというふうに思うんですが、国保事業に対する国の定率の国保負担を医療費の45%から給付費の50%に改定をしたんですね。このときに退職者医療制度も導入されました。これを理由に下げたという一面もあるんです。それは結果として、その医療費の45%だったものが、現在は医療費の38.5%。この医療費というのはね、3割負担も入っての話ですね。給付だけじゃなくて、3割負担も入った額の45%。それが38.5%。もう、国の負担も、この間どんどん、事務費も削減されました。

今、直近の国庫支出金の収入に占める割合はどのように推移をされてきているか、わかる範囲でいいですから、ちょっとお答えいただきたいと思います。収入に占める国庫負担金の支出金の割合はどのような推移で。

寺田副委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。

白石委員の方から、国庫支出金の全体の収入に占める割合というご質問であったと思います。

決算等の数値を参考に申しますと、まず、平成22年度の決算におきましては、全体の28.7%を占めております。そして、今、平成24年度の予算を計上させてもらっている、平成24年度予算との合計と比較いたしますと、22.2%になっております。

ちなみに、その以前の収入で言いますと、平成21年度決算では30%というような数字にな

っております。

以上です。

寺田副委員長 白石委員。

白石委員 大体その程度の国保の収入に占める国庫負担の割合だというふうに思います。

これも、昭和55年当時ですね、大体、収入に占める国庫負担の割合というのは50%ぐらいだったんですね。それが昭和59年の改正以来ずっと低下をし続けてきて、現在では、これはもう20%ちょっと、平成23年度の決算見込みでは、これはもちろん調整交付金等々の県への税源移譲なんていうのもありますけれども、まあ、25%程度に落ちてきている。私は、昭和59年に医療費の45%から38%に削減をした、これはやはり退職者医療制度等を、いわば被用者保険から厚生年金に入っている方とか、共済に入っている方とかね、そういうところから支出をさせて、収支のバランスをとろうとして国は減らした。当初はそういう効果がなかったわけですけど、今はね、さっき議論したように、退職者の医療費がものすごくふえてきているのね。その中で比率は変わらないわけですから、当然、これは被保険者の負担、市の負担、一般財源から出さないと収支のバランスがとれないということになるのは当たり前なんですね。

ですから、私はぜひ、これは広域化ということで市長も申されました。広域化をすれば、これは今、葛城市が本当に市民の努力に対して、それを報いるために一般会計からの法定外繰り入れをしている、こういうことができなくなつてね、保険税の引き上げも、これはもう間違いないということになるんですね。努力が報われないそんな制度、あるいは議会や市民が全く口出しできない、後期高齢者の広域連合のようにですね、そんなことになっては、これはもう本当にたまったものでないのですね、ぜひ現行の制度を維持する、国に対してしっかりもとに戻すようにやっていくべきだというふうに思います。

次に移ります。じゃあ、具体的にお伺いをしていきたいと思います。

先ほど、本当に国保に加入している人たちは、所得ゼロの人、収入ゼロの人、収入の低い人がもう80%近くいる、こういう状況です。そんな中で、滞納の状況ですね。滞納の世帯数ですね。あるいは加入世帯全体に占める比率ですね。そして、資格証明書、短期保険証の発行状況をお伺いしたいと思います。

さらに、これもちょうど保険証の発送がされています。私にも新しい保険証が届きました。その保険証が届いていない世帯があるわけで、これは居所不明とか、納付相談中とかによって保管、未交付の世帯があるわけですが、それらの数字についてご説明をいただきたいというふうに思います。

寺田副委員長 課長。

邨田収納促進課長 収納促進課の邨田でございます。

今の白石委員の質問の中にありました、国保世帯の滞納世帯、1,364世帯ございます。以上です。

(「何%ぐらい。ほんまにこれ、合うてるの。多い」の声あり)

邨田収納促進課長 10.3%です。

(「そんなことないでしょう。5,000余りぐらいでしょう。それを割れば、そんな13%なんて」の声あり)

邨田収納促進課長 済みません、再度、質問に答えさせていただきます。

国保世帯数なんですけれども、加入世帯数が12月末現在で5,445の世帯がございまして、滞納世帯数が1,364世帯、率にいたしまして25.05%でございます。

以上でございます。

(「そんなはずないでしょう」の声あり)

寺田副委員長 ちょっと計算すごい時間かかるようですので、暫時休憩して、15分ほど休憩しますわ。

その間にきちっと計算して、白石委員の質問にわかりやすいように答えてください。以上。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時15分

寺田副委員長 それでは、休憩前に引き続きまして会議を続けたいと思います。

課長。

邨田収納促進課長 収納促進課の邨田でございます。

先ほどの白石委員の質問に対しましてお答えさせていただきたいと思います。

国民健康保険税の滞納の状況でございますが、滞納世帯数といたしまして、滞繰分で956世帯、率にいたしまして17.55%、現年度分につきましては992世帯で18.21%。

以上でございます。

寺田副委員長 課長、先ほどの数字をまず訂正してから、今の、こうですって言わんな。先ほど、それ言うてしもうてんねんで。もう一遍言い直しなさい。

邨田収納促進課長 訂正いたします。先ほどの答弁の方は訂正いたしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それから、再度申し上げてよろしいですか。

寺田副委員長 いや、もう結構です。

邨田収納促進課長 済みません、失礼いたしました。

寺田副委員長 白石委員、それでよろしいですか。

白石委員 結構です、はい。

寺田副委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 白石委員の方から短期証のことでお尋ねであったので、それについてお答えしたいと思います。

これは平成23年4月末日時点での資料でもって説明させていただきます。その時点で、通常証を渡しておりますのが、5,258世帯でございます。そして、納税相談等を含めて、そういう案内をしているのが202世帯ございました。そのうちで57世帯に3カ月証を交付しております。合計で5,460世帯になっております。

(「納付相談中とか居所不明とかの内訳は」の声あり)

中嶋保険課長 145件で、内訳を申します。そのうち、納付相談等の案内を、来てくださいという形で行っているのが96件でございます。そして、居所不明等で届いていない部分が49件ござ

います。

以上です。

寺田副委員長 白石委員。

白石委員 ありがとうございました。

この間、資格証明書は発行していないね。

寺田副委員長 中嶋保険課長。

中嶋保険課長 資格証明書は発行しておりません。

寺田副委員長 白石委員。

白石委員 ありがとうございました。

資格証明書の発行はされていないということでありまして、短期保険証の発行についても、この間、平成21年度から比較しますと、1カ月が43、3カ月が62、6カ月が52、合わせて157の短期保険証を発行されていたものが、この間、この取扱いを改善をされ、今、課長の方から説明がありましたように、1カ月証と6カ月証をやめて、3カ月証57世帯ということに改善をされているという点は評価をしておきたいというふうに思いますが、依然として市役所に保管されている未交付の世帯は145世帯あるわけですね。納税相談中が96、居所不明が49。この居所不明というのはよくわかりませんが、まあ、こういう状況になっている。居所不明は、まあ、これ、いたし方ないにしても、やはり納付相談中ということであればね、やはりこの96人には、短期保険証なりを発行すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

寺田副委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。

ただいまの質問にお答えしたいと思います。

納付相談の案内をして、まだ来ていただいている方がいるということですので、その方のできるだけ保険証を交付できるようにと考えております。そして、短期保険証につきましては、3カ月ごとに案内をしているものでございます。その人によって、3月に切れる場合、6月に切れる場合、また、9月、12月に切れる場合等ございます。その都度、その時点での案内をさせていただいております。それで、その後、納付相談に来ていただいて、3カ月証の方が1年証に変わるという状況もあると思います。

現在、平成24年の3月に新たな保険証を発行しております。それは5,232件に通常の保険証を送っております。そして、それ以外の相談に来てくださいという、この時点での方については189名ございまして、その方に一応、納付相談に来ていただくようにということで通知をさせていただいております。3カ月ごととなり、その時点でまだ来ていただいている方については案内をして、できるだけ相談に応じていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

寺田副委員長 白石委員。

白石委員 詳細にご答弁をいただきました。ありがとうございます。

次に移りたい、このように思います。

これも議論してきたものでありますけれども、国保税の申請減免の減免制度の拡充ということで、この間、何回か取り上げてまいりました。地方税法は、この国保税についても市町村が特別の事情がある場合、減免できると、こういう規定があり、それに基づいて葛城市国民健康保険税条例が制定をされています。第23条の国民健康保険税の減免という項ですが、その中で第23条の第2号、当該年中の所得が皆無となった者、またはこれに準ずると認められる者、こういう規定があるわけでありましたが、当該中の所得が皆無となった者については、これはちゃんと減免の取扱基準にきちんと明記をされているわけでありまして、私がここで伺いたいのは、またはこれに準ずると認められる者ということなんです。それが1点。

それから、第3号の前2号に掲げる者のほか特別の事情がある者というのがあるんです。この特別の事情がある者についても、減免の取扱基準ではどのように規定されているかとすると、納税義務者が、刑務所等その他、これに準ずる施設に収容されている者なんです。そして、この方に対しては全額を免除することになっているのですが、この規定をもっと拡大をする必要があるのではないかと。例えば、児童扶養手当を受給している人とか、障がい者であるとか、適用範囲をやっぱり広くしていくということが求められているというふうに思いますが、まず、この2点についてお考えをお聞かせいただきたい、このように思います。

寺田副委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 白石委員のご質問にお答えしたいと思います。

保険税の減免ということで、当該年において所得が皆無となった場合、生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認められる者ということの中身ということだと思えます。それにつきましては、長期疾病であるとか、けが、倒産、解雇等、自己の意思によらず勤務先を退職したことにより、または営業できなくなったことにより所得が皆無となったために生活が著しく困難となった者ということで、そういう事例があったときには所得が皆無であるということの、いろいろ申請をいただいた上で、減免をするということになっておるところでございます。現在、この減免制度を適用させてもらっているところがございます。

それと、その減免制度のほかに国民健康保険の税の関係につきましては、低所得者の方への法定軽減措置等がございます。現在、国の方でそちらの方をまた拡充するというようなことも考えられているような状況と聞いております。その点で現在の減免制度を維持しながら、そういうことも含めて対応していきたいと思っているものでございます。

寺田副委員長 もう1点。白石さん、2点あったんでしょう。

白石委員 いやいや、この点、また答えてもらっていない分があるわ。

課長は、所得が皆無になった者についての取扱いについてはご答弁いただいたと思うのですが、その取扱基準の第2条、減免の範囲、これ、第2条の3号は、当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難になった者、これは今、課長が説明されたんですね。この人たちに対する規定だと思います。

私は、それではなくて、その後に書いてある、またはこれに準ずると認められる者という

のが、この取扱基準はもちろんのこと、本則の方にもちゃんと書かれているわけですね。ところが、この取扱基準には、減免する必要があると認められる者の中に、所得が皆無のため生活が著しく困難になった者だけしか載っていないんですね。ということは、これに準ずると認められる者の規定がないんです。規定がないんです。せっかく、本則の方に、これに準ずると認められる者というのがあって、取扱基準にもちゃんと明記をしながら、減免の割合の中ではちゃんと規定されていない。そこをね、お伺いをしているわけです。

これをしようと思ったら、いつも常々言いますけれども、生保基準の1.3倍とか1.5倍の基準を設けて、減免の対象にすると。あるいは、前年の収入より50%減ったと、そういう人たちに対して、これに準ずる者として減免をすると、こういう基準が私は当てはまるというふうに思うんですね。

ですから、これに準ずると認められる者の規定をしっかりと研究して、ちゃんとあるわけですから、決めていただきたい。このように思いますし、また、先ほど言った、特別の事情のある者ですね。刑務所に収容されている者だけしか載っていないのですが、やはりそういうことだけではなくて、ぜひ適用の範囲を考えていただきたい。

今、議論してきたように、本当に国保に加入している世帯の収入、所得の実態というのは、もうこれは大変な状況にあるわけです。滞納が現年度分で6,000万円を超える滞納が毎年出てくるんですね。幾ら不能欠損処分をしても、なかなか減らない。不能欠損処分しなかったら、どんどん滞納がふえていくという、こういう循環になっている。先ほどもご答弁がありましたね。現年度分の滞納世帯というのは992世帯なんですね。現年度分。実に全世帯の18.21%に達している。これは9月の決算のときにいただいた数字はどうだったかという、744世帯なんですね。それからしたら、これは大幅な伸びになっています。13.78%から18.21%にふえているわけですね。

こういう状況の中で、やはり払える保険税にしていかないと、幾らでも滞納世帯はふえていくという悪循環になるので、税の公平というのものもあるけれども、まさに税の公平というのは、やはり所得に対する累進の課税が、これが原則なんですね。その原則をやはり外れているというか、均等割や平等割がある、世帯割がある、固定資産税の資産割がある、これは本当に過酷な税だということを申し述べておきたい。ぜひ、取扱基準を見直していただいて、広く適用できるようにしていただきたいと思います。

以上です。

寺田副委員長 はい、ありがとうございます。

ほかに。

辻村委員。

辻村委員 それでは、2款の保険給付費の1目出産育児一時金についてお伺いします。

前年度よりも国庫支出金が62万円減額されているのですけれども、そのため、一般財源がふえております。これの詳細の説明をお願いいたします。

寺田副委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。

辻村委員のご質問にお答えしたいと思います。

平成24年度当初予算では、出産育児一時金を3,024万円を計上しております。72件を考えたものでございます。先ほど、お話しいただいたように、今年度から国庫補助金が廃止されております。歳入で一部計上している部分がございますが、これは平成23年度末が3月31日までありますので、そういったケースが後ほど請求あった場合にということで計上しております。

それで、平成24年度が国庫補助金がなくなりましたことによりまして、その分は一般会計の繰入金として、その3,024万円の3分の2、2,016万円が繰入金として収入されるということになっております。これは地方財政措置ということで、そういう形で決められたものでございます。それによって国保会計の負担というのが1,008万円になります。合わせて3,024万円になります。

そして、平成23年度の当初予算と比較しますと、金額は同じ3,024万円を計上しております。国庫補助金が1件について1万円ございましたので、72万円、そして残りの3分の2を一般会計繰入金が当たることになっておりまして、1,968万円。それによる国保特別会計の負担が984万円ということなんです。ですので、1,008万円から984万円を引いた金額が特別会計の負担としてはふえているということになっております。

以上です。

寺田副委員長 辻村委員。

辻村委員 詳しくありがとうございます。

この計算でいくと、1人大体42万円の一時金ということになると思うのですが、この42万円の一時金というのは、出産される方には本当にありがたい話なのですが、この葛城市内の産婦人科の医療機関というものが何軒ぐらいあるかお聞かせください。

寺田副委員長 水原課長。

水原健康増進課長 市内の産婦人科の医療機関でございますが、2つの医療機関がございます。板橋医院さん、庄田クリニックさん、以上2軒の産婦人科でございます。

寺田副委員長 辻村委員。

辻村委員 済みません。目の前に庄田クリニックさん、産婦人科医とあるんですけども、何年か前におやめになられたと思いますし、板橋さんもおやめになられたと聞いておりますので、たしか葛城市内には産婦人科医は、今現在、ないかなというふうに。

というのは、やはり出産される方々は大和高田市の市民病院や個人医院、それから香芝市内の産婦人科医の方に行かれているというふうにお聞きしております。あと、総合病院でしたら医大の方に。

実は、私、ここで思ったのは、やはり葛城市内に産婦人科医があれば、また少子化対策にもなるし、子育て支援の方にもなるかと思うのですが、その辺について、ちょっと市長の方からどういうふうにお考えかお聞かせください。

寺田副委員長 市長。

山下市長 先ほど、産婦人科と申しましたのは、産婦人科としての届出はされていますけれども、出

産は取り扱っておられないということで、健診はされておられます。そこを取り違えというか、誤解のないように言っておきます。

産婦人科のことにつきまして、いろいろと市長就任当初からお話をしてまいりました。いろいろと大字懇談会等でもお話をいただいて、行政で産婦人科をつくるという気はないのかというお話に対しては、これは明確に否定をしてまいりました。行政が病院なり産婦人科の医院なりを経営をする、それについて、やはりそれだけの支出をできる余裕はないということで、明確に否定をしてまいりました。

今、いろいろなところにお話をさせていただきながら、誘致、これも決まらなければお話もできないところがございますので、いろいろとお話をさせていただいたり、いろいろな機会を見つけてお願いをしたり、そういう活動は行っておりますけれども、やはり産婦人科を開業される方につきましても、マーケティング、ここで開業して家賃を払って、建物を建てて、医師を雇って、看護師を雇って、それでどうやって経営をしていくんだということを考えられてからでないと進出ができないということで、やはりそのあたり、何件か、この3年間、4年間で話はありましたけれども、うまくまとまっていないというのが現状です。

しかし、あきらめずにお話を続けていきながら、広くこの話を求めて対応できる場所を探していこうというふうに考えております。

寺田副委員長 辻村委員。

辻村委員 ぜひ、葛城市内でも産婦人科医を開院していただけるようお願いしたいと思います。

そこで、私たち母親は何を基準に産婦人科を選ぶかということをちょっと市長の方に申し上げたいと思います。

まずは、医療設備はもちろんのこと、整っている設備は必ず必要だと思うのですが、出産は病気ではありませんので、いい食事を出していただける産婦人科医を皆さん選んでくれると思うので、ぜひその辺も含めてよろしくお願いします。

寺田副委員長 ほかにございませんか。

溝口委員。

溝口委員 1点だけ確認だけしておきたいのですが、葛城市のこの医療体制、ほとんどの市民は外部、要するに大和高田市とか香芝市とか五條市とか、そういうところへ行っているんですけども、ほとんどの身近に行かれている高田の市民病院に対しての市としての負担的なものっていうのは、話としてはあるんですか。それとも、今どういう状況になっているのか、ちょっとお聞きしたい。

寺田副委員長 市長。

山下市長 これも誤解のないように申し添えておきますけれども、ほとんどの方が外部の医者にかかっているというのは、それは考えの違いとか、認識の違いだと思います。葛城市には、二次医療の病院がないというだけで、一時医療の診療所はたくさんございますので、多くの方々はその診療所にかかられるということです。ちょっと大きな病院で診てもらいたいという方につきましては、御所の済生会であったりとか、高田の市民病院であったり、県立医大、東朋病院等々の病院にかかられるというのが多くの方々の選択ではなかろうかなというふう

に思っております。

先ほどの産婦人科の件につきましてもですけれども、高田の市民病院で出産をされる方も割と多くいらっしゃいます。ここで高田とのどういう話し合いになっているのかということですが、今のところ、過去の経緯から、葛城市からの分担金を求められているということとはございません。広陵町とか、他の町も同様でございまして、葛城市としては高田にありがたくあずかっていたいただいているというか、診ていただいているということで、また今後そういう話があれば、またいろいろと話し合いをしていかなければならないと思いますけれども、現在のところはそのままの状況だということです。

寺田副委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

寺田副委員長 ほかにないようでございますので、質疑を終結したいと思います。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第20号の平成24年度国民健康保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

葛城市国民健康保険事業は、合併2年目の平成18年度に平均で17.6%、2億5,000万円の大規模な保険税の引き上げが実施されました。この大規模な引き上げは、中小商工業者や農業者等の経営を圧迫し、地域の経済の回復の取り組みを遮っています。とりわけ、年金生活や所得の低い勤労世帯などの生活を脅かし、安心して病院にかかれない状況を広げました。

平成23年9月の国保加入世帯、5,744世帯の所得の調べでは、所得200万円未満の世帯が4,488世帯、加入世帯の実に4分の3を超える78.13%となっています。さらに、その内訳を見ますと、所得ゼロの世帯が1,693世帯で、29.47%、所得50万円未満の世帯が712世帯で12.4%、所得100万円未満の世帯が681世帯で11.86%、所得500万円未満の世帯が805世帯で14.01%となっています。

さらに、所得ゼロの1,693世帯のうち、年金収入も給与収入もゼロの世帯が794世帯と、46.9%も占めています。加入世帯の実に13.82%、10世帯に1世帯以上が、世帯の収入がゼロという加入状況であります。

国保は加入者の多くが無職者や低所得の人が占める保険になっています。ところが、国保税は収入がゼロでも少なくとも均等割や平等割、資産割が課税されます。所得割も基礎控除だけという旧ただし書き方式で課税され、個人市民税や固定資産税など、他の税金に比べて過重な負担となる仕組みになっています。

滞納世帯は現年度分で992世帯、前年の744世帯から248世帯ふえています。全世界帯に対する世帯加入の割合は、18.21%にのぼっています。今、国保が払えなくて、3カ月の短期保険証が発行されている世帯は57世帯、さらに相談中が96件、居所不明が49件、市役所で保管されている保険証は145世帯にもなっています。重い負担に耐えられず滞納を余儀なくされている加入者に対する安易な短期保険証の発行は改めるべきであります。また、保管されて

いる保険証を加入者に届ける手立てを早急にとるべきであります。

この間、従来の応益割に2割軽減を新たに採用する法定減免の拡充、さらに平成18年度から平成22年度の5年間で国保税の消滅時効や滞納処分の執行停止等によって、不能欠損処分を1億5,780万円実施をいたしました。このことによって4億円を超えていた滞納繰越額を2億1,688万円にまで減らしてまいりました。しかし、現年課税分の収納率が低迷をする中で、毎年6,000万円を超える収入未済額が新たに出てまいりますので、根本的な解決にはなっていません。

厳しい地域経済、まともな仕事につけない雇用環境の中で、払いたくても払えない低所得の世帯等に対する減免制度、市が定める申請減免制度を整備拡充し、払える国保税に改善をして、滞納を改善することが大切であります。

葛城市国民健康保険税条例第23条は、市長は各号のいずれかに該当する者のうち、必要があると認められる者に対し、国民健康保険税を減額し、または免除することができる減免規定を定めています。ところが、今、この申請減免の基準となる葛城市国民健康保険税減免取扱基準の見直し、拡充がどうしても求められていると考えます。減免の範囲を定めた取扱基準第2条第3号は、当該年度において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認める者と規定しています。ところが、具体的な減免の割合を定めた第3条には、これに準ずると認める者については同条の第3号、減免する必要があると認められる者及び軽減または免除の割合を規定する項目に記載がありません。さらに、第5号の前2号に掲げる者のほか、特別の事情がある者については、納税義務者が刑務所等その他これに準ずる施設に収容されている者について全額免除するとの記載があるだけであります。

取扱基準の減免の割合、第3条第3号を見直し、減免の範囲、第2条第3号に明記されている、これに準ずると認める者については、例えば、前年度より所得が50%以上減少した場合、あるいは生活保護基準の1.3倍とするなど、具体的な適用範囲を明示し、拡大すること。また、減免の割合、第3条第5項の、その他特別の事情がある者についても見直しを行い、児童扶養手当支給世帯、心身障害者世帯等を対象とする適用範囲の拡充を求めるものであります。

平成24年度予算においては、一般会計から2億8,226万円の法定外の繰り入れによって調整されております。葛城市の被保険者1人当たりの医療費は、平成22年度が26万9,812円と、県下で38番目、平成21年度では25万8,468円と、県下で一番低い医療費でした。市民、被保険者の皆さんの健康や医療に対する高い関心や協力、健康推進委員さんを初めとした保健予防活動の取り組み、開業医の先生方のホームドクターとしての尽力によって、国保財政が何とか支えられているのであります。

ところが、市町村国保は市民、保険者の努力にもかかわらず、厳しい財政運営が常態化し、何度も国保税の引き上げを余儀なくされてまいりました。その最大の原因は昭和59年に国保事業に対する国の定率の国庫負担を、医療費の45%から給付費の50%に改定したことによって、医療費の38.5%に大幅に削減され、その削減分を国保税として国民、市民に転嫁したこ

とが最大の原因であります。

国保制度は、憲法や国民健康保険に基づき、国の責任で国民に医療を保障する社会保障制度です。国保財政の健全化を加入者の負担や広域化に求めるのではなく、国にこそ削減されてきた国庫負担率をもとに戻し、責任を果たすことを強く求め、だれもが安心して医療にかかれる社会保障制度として再構築すべきではないでしょうか。一般会計からの繰り入れや資格証明書の発行の回避、短期保険証の発行基準を改善し、短期保険証の発行を抑えるなど、評価できるものでありますが、以上の理由により反対せざるを得ません。

討論を終わります。

寺田副委員長 討論中ですが、委員長がお帰りになりましたので、ちょっと入っていただいて、私とかわりたいと思いますので、ご了解お願いしたいと思います。

赤井委員長 ほかに討論はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 議第20号、平成24年度葛城市国民健康保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

国民健康保険は、制度創設以来、国民皆保険体制の中核として重要な役割を担い、地域住民の医療の確保と健康保健増進に大きく貢献してきました。しかし、少子高齢化や医療の高度化による医療費の増加、若年者の減少、非正規雇用の増加による収入の低下など、構造的な問題を抱え、国においてさまざまな制度改革が行われてきましたが、厳しい運営状況が続いています。

平成24年度当初予算は、歳出では全体の約68%を占める保険給付費や医療費に関連した後期高齢者支援金、介護納付金などの支出が増加し、それらの財源として歳入では全体の約19%を占める国民健康保険税は前年度とほぼ同額の収入を見込み、国、県の一定割合の負担金、補助金や療養給付費等交付金、前期高齢者交付金等、一定のルールに沿った財源を充当した上で、収支の不足額を法定外の一般会計繰入金で補てんにより補うという、例年厳しい予算編成となっています。

このような状況の中で新たな保険事業として節目年齢の被保険者に対して、特定健診の無料クーポン券の交付、また、夜間健診を試みるなど、受診率の向上を図られたりと、従来の取り組みに加えて保険事業を積極的に推進し、被保険者の健康の保持増進に努めることとされています。このような取り組みにより、医療費の適正化、国民健康保険の財政運営、事業の円滑な運営につなげていこうと勘案し、編成された予算であると考えます。

国民健康保険制度は、被保険者である住民にとって必要不可欠な制度であり、必要なときに必要な医療を安心して受けることができる、安定的で持続可能な制度運営を行うため、今後とも引き続き、医療費適正化の取り組みにより、歳出の抑制を図るとともに、保険税の収納率の向上を図り、歳入の確保に努めるなど、より一層の経営努力を重ねられることを望み、賛成討論といたします。

赤井委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第20号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

赤井委員長 起立多数であります。

よって、議第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

午後からの会議は2時から開会したいと思います。よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11時58分

再 開 午後 2時00分

赤井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第27号、平成24年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

松浦市民生活部長 よろしく申し上げます。

ただいま上程いただきました、議第27号、平成24年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

平成24年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算につきましては、次に定めるところによります。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億9,900万円と定め、第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は2ページから3ページの表に記載のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書の歳出より説明をさせていただきますので、8ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、被保険者証の交付に係る事務経費等、市町村の窓口事務経費といたしまして、需用費の24万9,000円、役務費では被保険者証の郵送料として145万7,000円、委託料では光ファイバーの賃借料として12万6,000円を、合計いたしまして183万2,000円を計上いたしております。2項徴収費では、後期高齢者の保険料の徴収にかかわる関係経費として需用費、役務費を合計いたしまして83万1,000円を計上いたしております。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金では、広域連合への共通経費の負担金、保険料の負担金、保険基盤安定負担金として2億9,607万7,000円を計上いたしております。

9ページに移りまして、3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金として、過年度還付20万円、2目還付加算金として返還金1万円を、合計いたしまして21万円を計上いたしております。

4款1項1目予備費として5万円を計上いたしております。

続きまして、歳入を説明させていただきますので、6ページにお戻りください。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料では、現年度分保険料1億4,791万6,000円、2目普通徴収保険料では現年度分、滞納繰越分を合わせて6,648万7,000円を合計いたしまして、2億1,440万3,000円を計上いたしております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目証明手数料及び2目督促手数料では、それぞれ1万円を計上し、合わせて2万円を計上いたしております。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、説明欄に記載の内容の繰入金として、8,430万7,000円を計上いたしております。

4款1項1目繰越金では、1万円を計上いたしております。

7ページに移りまして、5款諸収入、1項延滞金加算金及び過料では、延滞金として1万円、過料として1万円、合わせて2万円を計上いたしております。2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金では、20万円、2目還付加算金では1万円計上し、合わせて21万円を計上いたしております。3項1目預金利子では1万円を計上、4項雑入、1目弁償金、2目雑入ではそれぞれ1万円を計上し、合わせて2万円を計上いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

赤井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

中川委員。

中川委員 それでは、お聞きいたします。

歳出8ページの一般管理費、12節の役務費、これにつきまして通信運搬費、ちょっと私、聞き漏らしたところがあるので、これの内容と件数というんですかね、お教え願いたいです。

それと、次の14節使用料及び賃借料、これについては光ファイバー賃借料とあるのですが、今までの予算項目の中で、使用料及び賃借料でこの言葉が出たところがないので、この内容についてちょっと詳しくお願いたいです。

それともう一つあるんですけどね、関連するので1つと読ませてもらってよろしいですか。次の1款総務費のところの12節で役務費、ここの部分で、口座振替手数料4万8,000円、公金取扱手数料10万7,000円、これにつきまして、口座振替手数料と公金取扱手数料の言葉の意味、これと、昨年度、平成23年度、今、現年ですけど、ここは口座振替の方が12万3,000円で、公金取扱が1,000円、存目程度の1となっているのが、今年、この新年度は逆の数字のような形になっているのは、これの理由。それとまた、それぞれの内容と予定されております件数、これについてお聞きしたいと思えます。

以上です。

赤井委員長 課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。

ただいま中川委員からの質問にお答えしたいと思います。

まず、一般管理費の役務費の通信運搬費の内容でございます。これは、145万7,000円を計

上させていただいております。内訳としまして、被保険者証の郵送代としまして、年次切りかえで3,900人分を想定しまして、290円として113万1,000円を計上しております。2点目は、返信用の後納郵便代としまして、月80件の95円としまして9万1,200円。それと、被保険者証の月次の随時の郵送代としまして、1月50人として390円で23万4,000円。合わせまして145万7,000円を計上しております。

そして、次の使用料及び賃借料の光ファイバー賃借料でございますが、これは、後期高齢者医療広域連合の方からいろいろなデータが電算機に送られることになっております。それを、一旦、新庄庁舎に入りますので、それを當麻庁舎に光ケーブルを利用して接続するというための使用料として、1月1万円掛ける消費税を加えまして、年額で12万6,000円を計上しております。

もう1点、口座振替手数料と公金取扱手数料のことでございます。この口座振替手数料として4万8,000円を計上しておりますのは、9回分を見まして、1件10円の500件を見ております。消費税を入れまして4万7,250円ということでの計上でございます。昨年、FD取りまとめ手数料というのが7万6,000円、計上がありましたが、それがなくなりましたのは、コンビニ収納を新たに取り組むということになりまして、公金取扱手数料の中にコンビニ収納として9回分、60件として61円の3万4,587円を計上しております。その分で、その節で計上しております。それによりまして、ほかの今申しました、コンビニ収納手数料のほかには、口座振替の手数料としまして、普通徴収の中で直接納付書によって銀行へ納めていただく場合と、口座振替ということで月々の登録いただいたところから引き落としさせてもらうというようなことで口座振替手数料を予定しております。その分としまして、ゆうちょ銀行のそれに係る、済みません、違います。今の分は、口座振替手数料は今、申しました内容でございます。先ほど説明しました4万8,000円を計上しております。

以上でよろしいでしょうか。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 ありがとうございます。

上の方の一般管理費、役務費と14節使用料及び賃借料、これについては詳しい説明をいただきましてありがとうございました。

そうしたら、最後、念押しのような形で申しわけないです。口座振替手数料、これの増えた分、減った分、これにつきましては、本来でいう一般市中銀行の口座振替、例月口座振替、これと納付書を持っていく口座振込ですね、これの分が減ったと。で、逆に、コンビニ収納を新しく取り入れた分が大幅にふえたという形と単純にとらせてもろうといてよろしいんですね。それ以上の深い意味ないですよ。

赤井委員長 課長。

中嶋保険課長 中川委員の質問にお答えしたいと思います。

口座振替手数料で減りましたのは、コンビニ収納によって、そちらの方を利用される方の分ということで、その分が口座振替手数料で7万5,000円減っているものでございます。

そして、公金取扱手数料、先ほど、コンビニ収納で3万4,587円と申し上げましたが、それ以外にゆうちょ銀行の公金の取扱手数料として945円と、もう1点、収納消込の委託手数料として7万875円を計上しております。その公金取扱手数料として、合わせて10万7,000円ということで予算計上をさせていただいております。

以上です。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。単純な質問をして申しわけございませんでしたけど、これでやっとわかりました。ありがとうございます。

赤井委員長 ほかに。

白石委員。

白石委員 午前中に引き続き質疑をさせていただきます。

平成24年度の後期高齢者医療保険特別会計予算、今年は2年ごとの保険料が改定される年です。新聞報道でもされておりますけれども、このたびの保険料の改定の内容とその算出根拠についてまず説明を求めておきたい、このように思います。

3ついいですか。

赤井委員長 はい、どうぞ。

白石委員 それから、収入、これはいずれもそうですけれども、普通徴収に係る収納率ですね。また、普通徴収に係る被保険者数ですね。その保険者数の全ての被保険者数に占める比率、割合ですね。お伺いしておきたい、このように思います。

それから、次に、保険証の発行状況について説明を求めます。

3点、お願いいたします。

赤井委員長 課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。

白石委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目としまして、保険料の2年ごとの見直しについて説明いたします。この保険料といいますのは、後期高齢者医療制度の中で医療費給付費の約10%と、保険事業、その他の給付費等の財源を基本的に保険料で賄うということになっております。この制度の安定した財政運営を確保するために、保険料率を医療給付費等に要する費用の見込額に照らして、おおむね2年を通じて財政の均衡を保つことができるように設定されることになっております。

今回の見直しによりまして、均等割額が平成22、23年度の2カ年度、4万800円に対して、3,400円増の4万4,200円、所得割額に係る率は、平成22、23年度の7.7%から8.1%増となっております。また、保険料の賦課限度額が現行の50万円から55万円に引き上げされている状況でございます。

この見直しに当たりまして根拠といたしましたのは、1人当たりの医療費の伸びを、平成24年度は前年度比2.7%の増、平成25年度は前年度比2.71%の増、また、被保険者数の伸びにつきまして県全体で平成24年度は前年度比3.6%の増、平成25年度は前年度比2.8%の増と

見込み、保険料の予定収納率を99.3%としまして、所得係数や後期高齢者の負担率を加味して決定されたものでございます。

この保険料率の決定に当たりましては、剰余金及び財政安定化基金、県からの補助金等の活用により、できるだけ増加を抑える努力をして決定されたものでございます。所得の低い人などに対しての保険料軽減措置はこれまでどおり継続されるということになっております。

次に、普通徴収に係ります収納率のことで説明いたします。普通徴収に係る収納率の平成23年度の見込みを申し上げます。普通徴収の現年度分に係るものが収納率を88.94%と見込んでおります。現時点での数字です。

普通徴収に係る過年度分の見込みとして30.64%になっております。今現在、このような率になっておりますが、昨年の平成22年度決算額で普通徴収の率が現年度分で98.12%、過年度分で32.59%になっておりました。前年度と同様の数値になると見込んでおります。

それに対する被保険者数のことですが、今、平成23年度を申し上げますので、まず平成23年度の見込みとして、普通徴収の被保険者数の件数として738件、全体が3,698件で、20.0%を占めております。残りの2,960件は特別徴収で80%を占めております。平成24年度、見込んでおりますのは、全体で3,802件で、そのうち普通徴収が635件、16.7%、そして特別徴収が3,167件で、83.3%を占めておる状況でございます。

そして、3点目の短期保険証の発行、交付のことで申し上げます。この短期証の交付対象となりますのは、前年度及び前々年度に賦課した保険料の総額のうち、2分の1以上滞納している、また、保険料の納期限から6カ月を経過してもなお、当該納期に係る保険料を納付していない。また、文書もしくは訪問による納付相談、または納付指導に一向に応じようとしない。また、納付誓約を履行しないというようなことが条件とされております。

それによりまして、6カ月の有効期間の保険料を年2回交付されております。現在、19人の方に対して6カ月証を交付している状況でございます。これが1月31日の有効期限となっておりますので、その後、また更新ということがございますので、その際にもできるだけそういう保険料の納付をお願いしまして、必要なときに短期証を交付させていただくということにしております。

以上です。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 課長の方からご答弁をいただきました。

まず、保険料の値上げです。これは、御承知のように、制度として、先ほど課長が答弁したように、2年に一度、被保険者数の伸び、あるいは1人当たりの医療費の伸び、それに収納率を勘案して、この給付総額に対する負担割合を決めて、被保険者、10%でしたか。今ちょっと率、聞き漏らした。

赤井委員長 課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。

所得割の率のことですか。所得割率は8.1%でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 2年ごとに保険料の見直しがされるということですので、当然、今の制度からしたら、これは75歳以上の被保険者がふえるのは間違いないわけですし、当然、その被保険者がふえれば、医療費が増嵩するというのも間違いない話なんです。そういうことからすると、保険料は際限なく上がっていくという、こういう制度。もうまさに欠陥のある制度と言わざるを得ないですね。

これ、大体ですね、後期高齢者の人口比率が増加するのに応じて保険料が引き上げられる仕組みと、こうなっているわけでありませうけれども、今、大体2015年で10.5%、こういうふうになっていますけれども、私大体、あと何年ですか、12年で75歳になるわけです。そうするならば、大体2025年前ぐらいになるんですが、このときにこの比率は12.9%になるわけですね。そうなってくると、当然、比率として負担しなければならぬ比率が上がるわけですから、それこそ自動的に上がるようになっているわけですよ。さじかげんをしようと思えば、それは先ほど課長が言ったように、剰余金や財政安定化基金をとり崩すしかないわけですね。しかし、もう、こんな財源は、広域連合の中にはもうないと思いますわね。ということになれば、あとはもう国がどれだけ支出をするかということですか、もうこの後期高齢者、75歳以上の年寄りの保険料は、それはもう自動的に上がっていくということになるわけですね。

まあ、皆さん、ほんまに75歳といえば、戦中、戦後、本当に頑張られてこられて、日本の今日の繁栄を支えてきた、そういう人たちなんです。そういう人たちに対して、こんな罰当たりな制度ないですね。世界にも例がない。こんな、一般の方たちと制度を分けてやっているなんていうのはどこにもないですよ。そういうことをして、しかも、際限なく保険料が上がるというところに追い込んでしまっている。こんな国は絶対に輝かしい未来なんて想像もつかない。私はそう思いますね。

この制度はもうただちにやめるべきだと思いましたが、また、民主党政権は、この平成24年度に廃止をする、こう言っていました。ですから、前回の料金改定、保険料の改定のときにも、これは廃止になるんだから、今持っている剰余金や財政安定化基金を使って、極力、前回の値上げの、引き上げのときには抑えたんです。そのときに大体、剰余金や財政安定化基金はもうほとんど使い切っているという状況だったんですね。ところが、廃止されるどころか、今、この社会保障と税制の一体改革の中で、この制度もほうり込んで、この仕組みそのものも温存をしてやっぴいこうと、こういうことになってきているわけです。

そこで、広域連合は、これはえらいこっちゃということに今なっているんです。これはちゃんとやね、そういうちゃんと見通しを持ってやってもらわないと、広域連合の経営が立ち行かなくなるのではないかと、こういう状況になっているんですね。まあまあ、それはもう広域連合の関係者も努力はされているというふうに思うんですが、基本的には、もう我々の全くわからない、被保険者が全くわからないところで値上げが2年ごとにやられている。こんな制度、ほんまに年寄りいじめしかない。認められないですよ。

しかも、先ほどご答弁がありました。月額1万5,000円に満たないという方、普通徴収される方ですね、これの方が635人おられる。これ、国民健康保険からしたら、収納率はこ

れ、すごいですね。98%台。これはこれでびっくりするんですけどもね、月額1万5,000円未満なんです。年額18万円。この方がね、ほんまに一生懸命払っていただいている。まあ、命をつなぐとかね、本当にその努力にこたえないかんというふうには思いますけれども、そういう状況になっているんです。しかし、やっぱり納められなくて、6カ月間納められないで短期保険証の発行が19件ある。これ、平成21年は7件だったんですね。それが平成22年には10件にふえて、このたび、19件という形で、平成21年からしたら3倍弱にふえているわけですね。本当に過酷な制度と言わざるを得ません。

しかも、資格証明についてお伺いしますが、資格証明書の発行、大体この制度では1年以上滞納すると、悪質な滞納者と見なされて、保険証を発行しない。かわりに資格証明書を発行される。これは病院の窓口で全額払って、後から返ってくるというやつですね。少なくとも奈良県や葛城市ではないというふうには思いますが、皆さんも御承知のように、老人保健法があった時代は、75歳以上のお年寄りについては、これは原爆の被爆者、あるいは結核患者と並んで、保険証の取り上げそのものが法律で禁止されていたんですよ。法律で禁止されていた。ところが、それがこの制度ができることによって、1年以上滞納すると、法的に取り上げることできるようになった。この面を見たってね、何という制度なんやというのがはっきりするわけで、我々、もう少ししたら手届くんですが、現役のうちにこんな制度はやめさせていかないかん。

それで、それはどうしても、やはり滞納せざるを得ないという人については、やはりちゃんとした相談に乗り、ちゃんと医療にかかれるように配慮した取り組みが私は必要だというふうに思いますが、この点については課長に答弁してもらっても仕方がないわけで、こういう資格証明書の発行制度、本当に国がやるべきことなのか、我々はその事務を代行してやらなければならないことなのか、所見をいただきたいと思います。

赤井委員長 課長。

中嶋保険課長 白石委員から資格証明書のことのお話があったんですけども、説明いただいたように、制度ではそういう制度があるんですけども、厚生労働省の方から、この資格証明書の運用につきましては、保険料の納付について十分な収入があるにもかかわらず、納付しない悪質な場合に、そういう資格証明書を発行するというふうにされておまして、そういうことのために発行する資格証明書であると。その点で資格証明書を交付するということには厳格な運用を徹底して、そういう理由以外の場合には発行しないようにということで決められておりますので、現在、資格証明書は発行していない状況でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 課長からご答弁いただきました。

ほんとうにありがたい話だと。厚労省自身が自分で法律をつくっておいて、それでまた自分でそんな通知出さないかん、指導しやんないようなね、これはもうマッチポンプと、こう言うと思うんですけども、これはね、そんなの普通の人間だったら、それはそんなひどいことできないですよ。しかし、全国では残念ながら資格証明書を発行されている件数というのはね、本当にたくさん発行されているんです。

私は資料を見たら奈良県はなかったと思いますけれども、他の都道府県は本当に資格証明書を発行している例がたくさんあります。それは制度としてあるわけですから、その制度に従ってやるというところも、これはあるんでしょうね。

なかなか、この制度に対する所見ということについてはお伺いをできませんでした。これはまあ仕方ないと思いますけれども、このたびも本当に大幅な保険料の引き上げをされました。年額で平均ですけれども5,752円。平均年間保険料が6万9,961円。前回までは6万4,209円だったわけですから、9%の値上げになっているわけですね。本当に介護保険料も上がる。まあ、うちは上がりまへんけどな。後期高齢者の医療保険も上がる。本当にお年寄りは大変だなということをし添えて、私の質疑を終わっておきたいと思います。

以上です。

赤井委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ほかに質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第27号の平成24年度後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月から導入され、75歳以上の高齢者は、これまで加入してきた国保や組合健保、政管健保などを脱退させられ、強制的に加入をさせられました。75歳以上の高齢者を切り離し、健康保険の対象から強制的に外すやり方は、これは年齢による命の差別そのものであり、憲法が保障する法の下での平等に反するものと言わざるを得ません。

本年は2年ごとの保険料の改定によって、所得割が7.7%から0.4%引き上げられ、8.1%に、均等割は4万800円から3,400円引き上げられ、4万4,200円となります。値上げの額は5,752円となり、平均年間保険料は6万9,961円にもなります。高齢者の暮らしを直撃する保険料の引き上げは到底認めることはできません。

保険料が2年ごとに改定され、医療給付費の増加と後期高齢者の人口比率が増加するのに応じて保険料が引き上げられる仕組みになっています。高齢者に際限のない負担を押しつける医療制度、こんな医療制度は認められないものであります。

後期高齢者医療制度は、保険料が払えず、1年以上滞納すると、悪質滞納者と見なされ、保険証が取り上げられ、かわりに資格証明書が発行される仕組みが法定されているんですね。これまで75歳以上の高齢者は老人保健制度の対象者として、被爆者や結核患者と並んで、保険証の取り上げが法律で禁じられていました。これが老人保健制度の廃止によって、75歳以上の人からも保険料の取り上げを可能にしたのであります。これでは無年金や低年金など、収入が少ない高齢者の命や健康を守ることはできないではないですか。資格証明書の発行制度はただちに廃止すべきであります。

今、滞納者は85人にのぼっています。6カ月の短期保険証の発行は平成21年度の7件から、平成22年8月には10件に、平成24年度現在で20件と、3倍近くになっています。払いたくても払えないのです。短期保険証の発行はやめるべきであります。

後期高齢者医療制度のねらいは、医療費がかかる75歳以上の高齢者をひとまとめにして、際限のない負担と差別医療を押しつけることで医療費を抑えることにあります。こんな制度は到底認められないものであります。本制度が広域連合という形で県で一本化され、実施されております。全く我々議会、市民が、被保険者が、その保険料の算定に当たって、全く関与できない、こんな非民主的な制度でもあるわけで、到底、認められないものであります。

早く民主党政権のもとで撤廃されることを求めて討論いたします。

以上です。

赤井委員長 ほかに討論はありませんか。

中川委員。

中川委員 議第27号の平成24年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療保険制度も、制度開始以来5年目となり、これまで保険料の軽減措置や納付方法の見直しなど、この制度の定着を目的としたさまざまな改革、改善が行われてきたところでもあります。この制度を円滑に運営していくため、保険料率は医療給付等に要する費用の見込額に照らし、おおむね2年を通じ、財政の均衡を保つことができるように設定されることになっています。

平成24年度予算につきましては、この保険料の見直しにより、歳入におきましては保険料、保険基盤安定繰入金が増額、歳出におきましては保険料の増額に伴う後期高齢者医療広域連合納付金が増額となっています。この保険料率の設定に当たっては、剰余金の充当、財政安定化基金の取り崩し、県補助金の充当などの措置により、保険料率をできる限り低く抑えることに努められ、保険料の軽減措置もこれまでと同様、継続されることとなっています。

後期高齢者医療広域連合においても保険事業の推進や医療費適正化事業に積極的に取り組むこととされており、高齢化社会が進む今後において、この制度が高齢者の方々に安心して受け入れられ、持続可能な制度となるため、今後の財政運営のことを十分勘案し、予算編成されたものであると考えるものであります。

また、現在、国において新たな高齢者医療制度についても検討されております。今後の国の動向をしっかりと見つめるとともに、県並びに広域連合と連携し、より一層安心な医療制度の構築に向け、努力されることを望み、賛成討論いたします。

以上です。

赤井委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第27号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

赤井委員長 起立多数であります。

よって、議第27号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第25号、平成24年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてを議題といたしますので、入れかわっていただけますか。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

松浦市民生活部長 市民生活部の松浦です。よろしくお願いします。

ただいま上程いただきました、議第25号、平成24年度葛城市霊苑事業特別会計予算についてご説明申し上げます。それでは、予算書の1ページお開きください。

平成24年度葛城市霊苑事業特別会計予算につきましては、次に定めるところによるとしておりまして、第1条第1項では、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,066万円と定め、第2項では歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は2ページから3ページの表に記載のとおりでございます。第2条では、一時借入の最高額は1,000万円と定めております。

続きまして、事項別明細書の歳出より説明をさせていただきますので、8ページをお開きください。

1款1項1目霊苑事業費では、霊苑の周回道路等の整備工事関係経費として、13節委託料では測量設計等委託料110万円、15節工事請負費1,288万円、貸し出した墓地の返還時にお返しをする返還金として23節償還金利子及び割引料で178万2,000円を初め、8節報償費から23節償還金利子及び割引料までを合計いたしまして1,765万8,000円を計上いたしております。

2款諸支出金、1項基金費、1目霊苑整備基金費では、霊苑整備基金から生じる利子分の積立金として70万2,000円を計上いたしております。

9ページに移りまして、3款1項1目予備費では、不慮の災害や緊急時に対応すべき資金として230万円を計上いたしております。

続きまして歳入を説明させていただきますので、6ページにお戻りください。

1款使用料及び手数料、1項管理料、1目霊苑管理料では、墓地253基分、247万5,000円を計上いたしております。2項手数料、1目霊苑手数料では、墓地使用許可証の再発行手数料1,000円を計上いたしております。使用料につきましては、本年度は計上いたしておりません。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では、霊苑整備基金から生じる利子収入として70万2,000円を計上いたしております。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目霊苑整備基金繰入金では、販売した墓地の返還時にお返しする返還金及び霊苑の周回道路等の整備工事関係経費の財源の一部に充当するため、霊苑整備基金繰入金1,388万2,000円を計上いたしております。

7ページに移りまして、4款1項1目繰越金では、360万円を計上いたしております。

以上で説明は終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

赤井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西井委員。

西井委員 歳出の1款の13節の委託料ですか、送迎バス運行委託料で28万円計上されていると思いますが、これ、去年までなかったと思いますが、送迎バスについてはほかの項目でも若干意見を申しました。ただ、多分、予測されますのに、彼岸とかいうときに送迎したらどうかということで起案されていると思いますが、これについて私自身は、やっぱりいろいろなところで市民サービスの向上を図るということでは異議は申したくございませんが、私もいろいろなところの市民サービスという問題で同じような送迎バスについて申し上げているというのが全然なされていない中で、これが急遽あがったということについては、若干、私、不承に思うわけです。これについて、まあ、予算として考えながら、どのようにするかということもあると思いますが、ちょっとどのような形を考えておられるか、また、どのように思われているかということについてご質問させていただきたいと思います。

赤井委員長 課長。

大谷環境課長 環境課の大谷でございます。よろしくお願いいたします。

この霊苑の送迎バスでございますが、お盆、それから春冬の彼岸につきまして3日間、運行いたしたいと考えております。場所が、使用者が比較的多い疋田、南道穂、北花内、及び忍海、林堂、新庄等を結んで、霊苑に送るという企画でおります。

以上でございます。事業自身の中身といたしましては以上でございます。

赤井委員長 課長、続けて。

大谷環境課長 先日、3月20日のお彼岸の日に、霊苑でアンケートを行いました。一応100人という形で、まだ集計が終わっておりませんねんけど、その集計の結果を見て、また、それから他の市民にアンケート等を取りまして、実施には慎重を期してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

赤井委員長 西井委員。

西井委員 また市長の、またあれですかね。これ、一応、そうしたらアンケートか何かをとられるということですね。そうしたら、これもスタートするのアンケートをとると。アンケートの結果によってはやめるということ。そうすると、アンケートの結果によってそういうのを、ここ予算上げるとして、ちょっと話が逆違う。アンケート要望、結果多いと。それで予算上げると、こういう順番違うのかな。要望出しとるやつが予算一つも上がらんと。それは、本来それが筋やと。

これ、市民サービスの向上ということでね、私、反対するのと違うよ。やっぱりサービスの向上に努めた、また先祖を敬うという意味合いで、やっぱりそういう年に数回のチャンスに、やっぱりそういうことをするというの、また各地域にも墓地ある。これは公用墓地。しかし、そういう管理料みたいな、そういう費用じゃなくて、管理するための費用はもろうておると。そしたら、ほかの各地域にある墓地かて同じような意味合いからいうと、これ、余りにも早急に出てきとるんじゃないかと。

やはり、そういうね、これ、28万円ですか、わずかな金でもございますが、やはり使い方は大事に使うべき点もあると思いますし、また、サービス向上のために部分的な地域にそれを使われるというのでは私、異議は申したくはないと思いますが、ちょっとこの答弁、その辺の答弁からいったら、私、ちょっと承服しかねると思いますので、どのように運行されるか、ある程度方向性をきちんと私の知力で、大変知力が鈍いと思いますが、私も理解できるように説明してもらいたいと思います。

赤井委員長 課長。

大谷環境課長 バスの走行の路線等でよろしいでございましょうか。

西井委員 路線結構です。これをどのような形で執行するか。先ほど申しましたように、順番。アンケートと順番が逆やろうということも、私自身の考えで申ししたことについて。

赤井委員長 西井委員、要望されているという件に対しての質疑ですか。そういうことじゃないですか。

副市長。

杉岡副市長 ちょっと送迎の他の部分との議論がなされているようでございますけれども、まず、この特別会計におきまして、今現在、昭和60年ごろから販売を開始されまして、今、約1,200基ほどのそれぞれ販売が終わっているようでございます。その間、年々に、その当時申し込まれた方々が高齢になりまして、あそこへのお墓参りに対しての要望が来ておったというのは、行きにくいというふうな思いの中で要望が来ておったのも事実でございますし、また、当時つくっていただきました霊苑でございまして、上の方に販売がずっと入っていきまして、駐車場が上にないということで要望を受けまして、既に上の方にも何か、要望を現実として駐車場をこしらえさせていただいております。また、今回、周回道路を一方通行という形ではございますけれども、通り抜けの方向で計画をさせていただいております。

今、議論になっています送迎バスのことに関しまして、この会計につきましては特別会計ということでございまして、約2億ほどの基金が全体の計画の中で、販売価格、それから工事費含めまして積み上げさせていただいているというのが現状でございます。本来ならば、特別会計のことでそうやって、その利用者に対しまして何らかの還元をすべきだろうというふうな思いを持ちまして、それぞれの霊苑管理にも充実を図りながらまいっておるわけでございます。

しかしながら、今、言いましたように、ほかの部分につきましては、一般会計との兼ね合い、霊苑会計との兼ね合いという部分の違いがございまして、しかしながら、1つ危惧いたしますのは、一旦、これ、行政やらせていただきますと、短い期間ではございますけれども、その利用者いかによっては、せつかくの金を使いながら、空回りをするというふうな、空の状況で運行するというふうなこともございます。

また、これ自身非常に一般のバスですね、行政を合併以後回らせていただいているバスもいろいろな議論がございまして、回数をふやせばふやすほど経費がかさむわけでございますけれども、利用率はそれなりに上がるだろうと。また、減らせば減らすなりに経費は少なくなるけれども、利用が少ないという、これ、非常に難しい問題でございます。

したがいまして、課長自身は、一旦、本来ならば何らかの利用者に対しましての今まで収益といて預かっている基金を利用者に還元するためにどうしたらいいかということを考えもって、今現在、この前、彼岸のときに100名に対しましてのアンケートを実施させてもらい、また、一番購入の多い疋田等々、大字に向けてそれぞれアンケートをとらせていただきまして、本来、どの程度の方が利用できるかということ把握させていただきまして、できましたら利用者に対します還元の意味で走らせていこうじゃないかというふうに思っております。

しかしながら、それが果たして、わずかではございますけれども、有効にできるかどうかという部分につきましては、実際、心もとない思いをしておる状況でございます。しかし、何もやらなければ、現状のまま、いつまでたってもその結果を見られないというのも現状でございます。しかし、今年度、一旦予算に計上させていただきまして、そのアンケートの結果と、それから、実際に盆または正月、何らかの形で走らせていただきまして、その利用状況を見ながら、本年は試行的にやらせていただけたら幸いかなと、このように考えております。

以上でございます。

赤井委員長 西井委員。

西井委員 副市長、試行的に考えたら、そうしたらこの件とは別ですけどね、やはり敬老会も、まだ体育祭は言うてませんが、現実で出てくるのわかってるやん。その辺も試行的に何かしてくれはったかということ。それも含めてその返答やったら言いたいと。

やはりそういういろいろな行政の面の中で、いろいろな手配をしているかどうかを見た中で、やっぱり新しい事業を考えてもらわんな。それで、アンケート出したと。そんなら、標準的なアンケートにやってもろうたら、なんなりるとき使えるかもしれへんと、簡単にしてもらうのは結構やけど、これは当然出てくると思うわ。敬老会でも、アンケート先したらしてくれやって、こんなの当たり前や思うわな。やはりその辺のいろいろな部分で検討してもろうて採択を考えて予算化するいう、それが順番やと。

もう一度これについては、こんなことで余りやかましく言いたくない。またサービスの向上という形で考えたら、それはいろいろ必要な問題があると思うけど、やはり必要な問題はいろいろと、ちょっとでも試行的にやっていった。ほかの面も考えた結果の上で、やはりしてもらわな。今の時点では私自身もほんまに、言うてる話からいったら、やはり負託を受けてる住民の声をこういう場所で言わせてもろうとる中で、全然見てないやないかいう話。

例えば、款と別ですので、一般会計でも、消防についてでも、地元負担率を3分の1やつをちょっとは考えてもらうべきちゃうかというやつでも、まだそのまま。その辺、やっぱりいろいろなところで、いろいろな意見で、それなりの得心をする形の返事してもらわなかったら。

もう一度、これについて、こんなあれでしぶといようですけど、ちょっと申し上げておきたいと思います。

赤井委員長 暫時休憩します。

休 憩 午後3時01分

再 開 午後3時13分

赤井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

山下市長 いろいろと西井委員からのお話がありました。今年は、先ほど、課長が申しあげましたように、とりあえず今回100名ほどのアンケートをとらせていただき、また、当該大字といたしますか、購入してくださっているところが多い地区等にも意見聴取させていただきまして、その上で試行的にしていけたらというふうに思っています。

その後のことについては、その状況、アンケートの様子、また、乗車の状況等もかんがみて、本当に続けていくべきなのか、どうするべきなのかということは、またその後、考えなければならないというふうに思っています。とりあえず、いろいろとご意見ちょうだいいたしまして、なかなか全てのことについて、こちらの配慮もできていないところもあると思いますけれども、今回のことにつきましても、とにかく基金の中でのこととさせていただきます。また、利用者に還元をするという意味もさせていただきますので、ぜひご理解をいただき、とにかく試行的にするということをご理解いただきたいというふうに思っています。

赤井委員長 西井委員。

西井委員 そういうことで、私自身は一つのサービスとしてはええことやろうということ自身は、もうもともとから申しあげているとおりでございます。まずはこれを一遍試行的にやってもらって、その中でまたいろいろと、より効率のええ運営をしてもらうということを希望いたしまして、これについて質問終わります。

赤井委員長 ほかに。

吉村委員。

吉村委員 今回、工事請負費で墓地内の一方通行化になるということで問題、1つ解消するというふうに思うんですけども、今現在でも真ん中の方の段の利用者の人が、その道のところへ駐車して、そのまま行かれるということもありますので、駐車はしないように、車は必ず駐車場へとめるということを徹底していただきたいとお願ひしておきます。

赤井委員長 ほかに。

辻村委員。

辻村委員 先ほどの西井委員の質疑の中に送迎バスがあったんですけども、この霊苑で合併後、當麻地区の方が購入されているかどうかいうのを教えていただけますか。

赤井委員長 課長。

大谷環境課長 環境課の大谷でございます。

現在、大字別の墓地使用者数におきまして、當麻全域で93基のご利用をいただいております。

赤井委員長 辻村委員。

辻村委員 ゼロだったらあれなんですけども、一応やっぱり100近く購入されているし、これからも多分、購入される方も多いと思うので、このバスの運行ルートを、主要の、細かく當麻地区の方に回っていただかなくてもいいんですが、例えば尺土駅とか當麻の庁舎とか、そちらの

方も回って、當麻地区の方にも少し回っていただいて、試行的にやっていただくというのを
お考えいただけたらなというふうに思います。

赤井委員長 課長。

大谷環境課長 運行ルートについてはもう一度検討をさせていただきたいと思います。

赤井委員長 はい。朝岡委員。

朝岡委員 この話、大事な話だと思いますよ。最初がね、やっぱりそういう不均衡を行政がつくると
いうのは余りよくないと思う。やっぱり、今まででも當麻と新庄でさまざまなサービスの違
いというのが、さまざまところで取り上げられている中で、せっかくいいことするんです
から、今、辻村委員がおっしゃったように、やはり各駅に寄るなり、庁舎に寄るなりという
ことで、やはり市民からは、またこれ、新庄だけですかという話が必ず出てくるんや、これ。
せっかくええことしてるのにね。やっぱりここは大事な話だと思うので、これは試行的にさ
れるから、これからまた拡充していったらいいんですけども、ここは最初が肝心やと思うの
で、よく検討していただきたい。このように思います。

赤井委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ほかに質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

溝口委員。

溝口委員 賛成討論をさせていただきます。

機会あるごとに、この周回道路の新設を要望しております。やはりのぼり下がり、あの
あたりの高齢化による運転してはる人のためには一方通行化ということを取り入れていた
だき、今年度事業を移していただけるということなので、大いに歓迎しております。賛成いた
したいと思います。

赤井委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第25号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第25号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第21号、平成24年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

吉川保健福祉部長 保健福祉部の吉川でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ただいま議題となりました、議第21号、平成24年度葛城市介護保険特別会計予
算についてご説明申し上げます。

お手元の予算書の1ページをお願い申し上げます。

平成24年度葛城市の介護保険特別会計の予算は、第1条で保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ19億6,370万円と定めるものでございます。また、2項におきましては、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,685万円と定めるものでございます。

第2条の一時借入金の借入最高額は、保険事業勘定におきまして7,000万円と定めるものでございます。

それでは、保険事業勘定につきまして、事項別明細書によりまして歳出からご説明申し上げます。14ページをお願い申し上げます。

保険事業勘定の歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費の1目一般管理費では、108万8,000円の計上でございます。主なものといたしまして、需用費で印刷製本など51万8,000円、役務費で通信運搬費の56万円でございます。2目の連合会負担金につきましては、76万3,000円の計上でございます。負担金補助及び交付金の国保連合会負担金でございます。3目の計画策定委員会費では、30万4,000円の計上でございます。報償費でございます。

次に2項徴収費の1目賦課徴収費におきましては、139万4,000円でございます。主なものといたしましては、需用費で42万8,000円、役務費では通信費、公金取扱手数料など、96万6,000円でございます。次の3項の1目介護認定審査会費におきましては、974万9,000円の計上でございます。役務費で68万9,000円、介護認定審査会特別会計繰出金で906万円でございます。

めくっていただき、次のページをお願い申し上げます。

2目の認定調査等費につきましては、1,568万9,000円の計上でございます。主なものといたしましては、臨時雇用賃金で540万8,000円、役務費では意見書作成手数料などで、合わせまして963万4,000円でございます。要介護認定調査委託料で53万6,000円でございます。以上が主なものでございます。

次に2款保険給付費、1項給付諸費、1目の介護サービス等諸費におきましては、16億48万円の計上でございます。在宅介護サービス給付費で7億3,076万円、地域密着型介護サービス給付費では6,284万円、施設介護サービス給付費では7億1,305万円でございます。居宅介護福祉用具購入費では307万円、居宅介護住宅改修費では817万円、居宅介護サービス計画給付費では8,194万円が主なものでございます。2目の介護予防サービス等諸費では1億3,953万6,000円の計上でございます。主なものといたしましては、介護予防サービス給付費で1億1,681万6,000円、次のページの介護予防福祉用具購入費で180万円、介護予防住宅改修費で598万円、介護予防サービス計画給付費におきましては1,459万円の計上でございます。次の2項その他諸費の1目審査支払手数料につきましては、役務費で272万円でございます。次の3項、1目の高額介護サービス等費につきましては、3,824万円の計上でございます。主なものといたしまして、高額介護サービス費で3,309万円、高額医療合算介護サービス費で500万円でございます。次の4項、1目の特定入所者介護サービス等費につきましては、

7,878万円の計上でございます。主に特定入所者介護サービス費の7,853万円でございます。

次のページをお願い申し上げます。

次に3款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目の介護予防二次予防事業費でございます。1,213万5,000円の計上でございます。賃金では、臨時雇用賃金で429万8,000円、二次予防の対象者訪問指導賃金では23万円、合わせて452万8,000円でございます。需用費で16万5,000円、役務費では通信運搬費の33万8,000円、委託料につきましては二次予防事業の対象者運動指導教室247万5,000円、二次予防事業の対象者認知症予防教室447万5,000円、生活機能評価委託料15万4,000円、合わせて710万4,000円でございます。2目の介護予防一次予防事業費では、665万3,000円の計上でございます。主なものといたしまして、臨時雇用賃金の54万3,000円、委託料では地域活動指導者養成講座委託料で148万1,000円、いきいきヘルス事業委託料で230万円、そして、誰でもできる水中運動教室委託料で64万5,000円、はつらつ健康教室委託料で95万4,000円、合わせて538万円でございます。

次のページの、次の2項包括的支援事業・任意事業費の1目の介護予防ケアマネジメント支援事業費では782万1,000円の計上でございます。職員1人分の人件費でございます。2目の総合相談・権利擁護事業費では293万5,000円の計上でございます。主なものとして臨時雇用賃金の285万5,000円でございます。3目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、809万7,000円の計上でございます。職員1人分の人件費と、めくっていただきまして次のページをお願いします。報償費の講師謝礼18万円、負担金補助及び交付金では研修参加負担金の15万円でございます。これが主なものでございます。2目の任意事業費につきましては1,685万9,000円の計上でございます。主なものといたしましては報償費で、毎日訪問員派遣事業費で21万9,000円、役務費では合わせまして49万7,000円、委託料におきましては主に食の自立支援・栄養改善事業委託料で674万7,000円でございます。各費目合わせて734万1,000円でございます。扶助費におきましては家族介護用品支給事業で713万円、家族介護慰労金支給事業で100万円、後見人報酬扶助費で67万2,000円、合わせて880万2,000円でございます。

次の4款基金積立費、1項基金費、1目の介護給付費準備基金積立金におきましては、1,902万7,000円の計上でございます。

次のページの5款公債費、1項公債費につきましては、利子10万円でございます。

次に6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目の第1号被保険者保険料還付金では20万円でございます。2目の償還金におきましては8万円、3目の第1号被保険者保険料還付加算金におきましては5万円の計上でございます。

次の7款予備費、1目の予備費におきましては、100万円の計上でございます。

以上が歳出でございます。

続きまして歳入に移らせていただきます。戻っていただきまして10ページをお願い申し上げます。

保険事業勘定の歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料、1目の第1号被保険者保険料につきましては、3億9,253

万3,000円の計上でございます。現年度分特別徴収保険料で3億5,310万円、同じく普通徴収保険料におきましては3,923万3,000円、滞納繰越分保険料では20万円でございます。

次の2款使用料及び手数料、1項手数料1目の督促手数料では1万円でございます。

次に3款国庫支出金、1目の介護給付費負担金におきましては、3億3,050万8,000円でございます。現年度分と過年度分でございます。

次の3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目の調整交付金といたしましては6,156万8,000円でございます。2目の地域支援事業費交付金、介護予防事業、470万7,000円の計上でございます。いずれも現年度分と過年度分でございます。

次のページをお願い申し上げます。

3目の地域支援事業交付金の包括的支援事業でございます。1,411万6,000円でございます。これも現年度分と過年度分合わせての金額でございます。

次の4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目の介護給付費交付金におきましては、5億3,933万9,000円でございます。2目の地域支援事業支援交付金におきましても、これは545万8,000円でございます。いずれも現年度分と過年度分合わせての金額でございます。

次に5款県支出金、1項県負担金、1目の介護給付費負担金におきましては、2億7,393万2,000円の計上でございます。現年度分と過年度分合わせての計上でございます。次の2項県補助金、1目地域支援事業交付金、介護予防事業におきましては235万8,000円、2目の地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業につきましては、706万3,000円の計上でございます。いずれも現年度分と過年度分合わせての金額でございます。

次のページでございます。

次に3項財政安定化基金支出金、1目の財政安定化基金交付金につきましては、1,847万3,000円の計上でございます。

次の6款財産収入、1項財産運用収入、1目の利子及び配当金では、55万4,000円でございます。介護給付費準備基金の利子収入でございます。

次に7款繰入金、1項一般会計繰入金でございます。1目の介護給付費繰入金につきましては、2億3,246万9,000円の計上でございます。2目の地域支援事業繰入金の介護予防事業につきましては、234万8,000円、3目の地域支援事業繰入金の包括的支援事業・任意事業につきましては、705万3,000円の計上、いずれも現年度分でございます。その他一般会計繰入金におきましては2,898万7,000円の計上でございます。事務費繰入金でございます。次の2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金におきましては、4,209万4,000円の計上であります。

次のページをお願い申し上げます。

8款繰越金、1項、1目の繰越金につきましては、1万円でございます。

次に9款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目の第1号被保険者延滞金につきましては2万円でございます。2目の過料につきましては2万円でございます。次の2項預金利子、1目の預金利子につきましては2万円でございます。次の3項雑入、1目の第三者納付金につきましては2万円、2目の返納金につきましては2万円、3目の雑入につきましては

2万円でございます。

以上が保険事業勘定でございます。

次に、介護サービス事業勘定につきまして、歳出より説明申し上げます。24ページをお願い申し上げます。

介護サービス事業勘定の歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目の一般管理費でございます。1,198万9,000円でございます。職員1名の人件費と需用費が13万4,000円、役務費で10万8,000円、委託料におきましてはシステム改修委託料、システム機器入替導入委託料などがございます。合わせまして361万7,000円でございます。

次の2 款サービス事業費、1 項1 目の介護予防支援事業費につきましては、1,475万1,000円でございます。臨時雇用賃金で941万3,000円、サービス計画作成委託料におきましては533万8,000円でございます。

めくっていただき、次のページをお願い申し上げます。

3 款諸支出金、1 項償還金、1 目の償還金につきましては、1 万円でございます。枠取りでございます。

次の4 款予備費、1 項、1 目の予備費では、10万円となっております。

次に、介護サービス事業勘定の歳入に移らせていただきます。戻っていただきまして23ページをお願い申し上げます。

介護サービス事業勘定の歳入でございます。

1 款サービス収入、1 項1 目の介護予防サービス費収入につきましては、1,406万4,000円でございます。介護予防サービス計画給付費収入でございます。

次に2 款繰入金、1 項1 目の一般会計繰入金におきましては、1,277万6,000円でございます。

次の3 款諸収入、1 項1 目の雑入におきましては、1 万円でございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

赤井委員長 ただいま、説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

朝岡委員。

朝岡委員 ただいま部長から説明をいただきました介護保険の特別会計予算について質疑をしてみたいと思います。

この平成24年度の介護保険特別会計予算を策定する上で、先般、議会全員協議会でお示しをいただきました高齢者保健福祉、また、介護保険に伴う介護サービスの方向性を定める介護保険計画の第5期を策定をいただいて、それに基づいて新たな年度、平成24年度から新たに向こう3年間の事業計画をお示しをいただいた、このようなところでございます。それに伴って本年度の予算が組まれているというふうに思いますが、まず、歳入のところ。

いや、その前に、本年度の総額の介護保険特別会計としては、保険事業勘定並びにサービ

ス事業勘定合わせて19億9,055万円、前年度費2,585万円の増額と、こういうふうな形で、それぞれの事業勘定で計上いただいているというご説明があったところでございます。

まず、主には保険事業勘定で質疑をさせていただきますが、まず、歳入で第1号被保険者の保険料がそれぞれ特別徴収並びに普通徴収、ここで比較しましても、前年度より1,319万8,000円の増額ということになります。まずは、この新たな第5期の計画に基づいて、月額保険料がどのように推移をするのかということをお尋ねをしたいのと、あと、所得段階別にさまざま、いわゆる低所得層に手厚い保険料の段階を平成23年度、いわゆる第4期の計画までにその段階を、負担の収納額をそういう段階を定めておられました。その所得段階別の保険料の細分化と聞いてございますが、それについてもあわせてご披露いただきたいと思っております。

それと、その後、このさまざまな歳出の方では、保険給付費のさまざまな介護サービスの諸費を15ページから16ページにかけて、今、ご説明のとおりでございますが、平成23年度末で要介護認定者数、要支援の2から要介護の5まで、改めて平成23年度、今現状の要介護認定者数、全体で平成22年度末に比べてどのような形で数が増嵩しているのかということもお示しをいただきたいと、このように思います。

赤井委員長 課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。よろしくお願いたします。

ただいまの朝岡委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、第5期の保険料でございますが、去る全体協議会の方で説明させていただきました第5期事業計画の概要版でもご説明させていただきましたように、第4期の保険料と変わらず、月額基準保険料4,100円ということで予算化しております。

次に、所得段階の細分化でございますが、これにつきましては、現状の第3段階でございますが、これにつきまして世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方というのが第3段階でございます。基準額の0.75という形で計算いたしまして、保険料の年額は3万6,900円でございますが、今回、平成24年度からの第5期の所得段階では、ここに特例割合というものを設けまして、世帯全員が住民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を境にしまして、120万円以下の人という特例割合を新設いたしました。これにつきましては、基準額の0.85ということございまして、年額の方が3万1,900円ということになります。現状の第3段階の方につきましては、この120万円を超える方ということになります。

続きまして、要介護認定者数でございますが、平成24年の1月分の介護保険事業状況報告の数値を申し上げます。要支援1が321名、要支援2が208名、要介護1の方が264名、要介護2の方が197名、要介護3の方が163名、要介護4の方が139名、要介護5の方が116名でございます。合計1,408名の方が認定者ということになります。平成22年度と比較いたしますと、平成22年度の合計認定者数は1,398名でございます。緩やかにふえているという結果でございます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 ありがとうございました。

保険料は、今おっしゃっていただいたように、月額基準額4,100円というのが第4期の保険料から、この第5期に、これから3年間の月額の基準額は変わらずと。これについては所得に応じた細分化した段階をつくられたことと、あと、介護基金から基金を切り崩してその財源に充てるということで、いわゆる第1号保険者の保険料に対して、相当な繰り入れをしていただいたことで、この4,100円の月額の保険料を据置にできたと、こういうことですね。それについては一定の評価をさせていただくわけですが、これはやはり1,319万8,000円、前年度よりもこの保険料が増額になっているというのは、やはり、これは全体的には人数がふえたということですね。保険料を納める。そういう意味合いでよろしいですね。

それで、本来の6段階でしたか、これが9段階になって、そういった、今お示しいただいた非課税世帯で、なおかつ年金額が今おっしゃったようなことで、所得に応じてその基準額を減額措置をした軽減措置の段階をつくったということですね。それについては評価をさせていただきます。

それでね、この、今、認定者数を聞かせていただきました。平成23年度で大体、おおむね1,408人、平成22年度から比べてプラス10人ということで、そんなに葛城市の場合については、1年間で認定者の推移は横ばい状態やと、こういうふうな、数字から見るとそういうことになっています。

そこで、この第5期の事業計画を策定をするに当たって、国の介護保険法、一部、さまざま改定にこの4月からなるということでございます。その中で、やはりポイントは、今までのいわゆる居宅介護、また、通所介護、いわゆるデイサービス、こういったところの全体の報酬が下がって、全体的に法律の1番のポイントは、いわゆる医療と介護の連携ということで、特に今、お示しをいただいた重度の要介護の皆さん方、要介護3から5の皆さん方ですね。こういった皆さん方をできるだけケアするように、24時間、対応できるようなサービスを、また、複合型のサービスをやっぱり考えていかないかんと、こういうようにこの4月から、さまざま保険法が変わっているということを聞き及んでいます。

特に、今言う居宅にあっても、その介護にプラス、いわゆる医療を連携した看護の方もやはりこれから力を入れていかなければいけないというふうに多分、国は今回の法改正で、各事業計画の中に、すぐにはなかなか難しい現場の問題等ありますけれども、盛り込んでいく必要があると、このように言うてはるわけですね。それによって本市における、今、要介護認定者数をいろいろ推移をお聞かせいただきましたけれども、まずは24時間そういうケアができるような体制が整っているかどうか、この辺のところを少し、今のご見解といたしますか、それから今後の第5期の事業計画の中でどのように行政として取り組んでいかなければならないのか、こういうこともお聞かせいただきたいと、このように思います。

赤井委員長 課長。

門口長寿福祉課長 ただいまの朝岡委員の質問でございますが、24時間、定期巡回随時対応サービスのことであらうと思うんですけれども、この定期巡回随時対応型の訪問介護看護サービスといたしますのは、重度者を初めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるために、日中、夜間等

を通じて訪問介護と訪問看護を一体的に、それぞれが密接に連携しながら定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスだと思えます。このサービスにつきましては、地域密着型サービスで創設されるわけございまして、事業者の指定は市町村が行うことになるわけなんですけど、本市の方では地域密着型サービスの適正な運営を確保するために、地域密着型サービスの運営委員会も設置されておまして、運営委員会等で基盤整備等も含めて協議を行い、サービスの質の確保に努めたいと考えております。

(「現状はないんですか」の声あり)

門口長寿福祉課長 現状は、今、そのような事業者はありません。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 やはり施設も利用したいけれども、なかなか施設の今の受け皿と、実際、要介護の重度の方の施設サービスとなかなか比例していないというようなことも踏まえて、できる限り在宅でそういった方をケアするために、その中で地域密着型の、また随時対応サービスができるようにという一つの基盤を国は示しているのだと思えますけれども、今おっしゃったような、運営委員会を通じて、やはり葛城市もそういうサービスがいち早く確立できるように行政としては指導をしていただきたい、このように思うところでございます。

また、今、現状のさまざまに16ページに書いてございますような、居宅のさまざまなサービスの中で、今回の法律で一部改正になった生活介護の支援サービス、いわゆる生活のさまざまな介護をするホームヘルパーさん何かがケアマネージャーさんの隣においてサービスをする中で、現状は1時間単位で設定を、サービスプランをつくっていくわけなんですけども、それが45分単位に縮減されるわけですね。そうすると、今までそのサービスをケアマネージャーさんがつくっている中で、当然、保険者というか、利用者からすると、1時間単位で来てくれはるもんやと思っているのが45分にカットされるということになると、1時間おろうと思ったら、その15分間、自分でまた負担をせないかんということになるんでしょうか。

また、通所サービスの、いわゆるデイサービスにそれぞれ、やはりケアマネージャーさんがプランを組んで、週に何回か、葛城市であれば、ゆうあいステーションなり、さまざまなところにデイサービスに行かれるんですが、これも7時間というくりがあるはずなんですけど、これも縮減されて、結局は利用者負担というのが若干出てくるのではないかなと、このように思うんですけども、この点については、これはケアマネージャーさんとさまざま、これから事業所、利用者さんとの話し合いになろうかと思えますけど、包括支援センターとして、さまざまこういうことをやはり行政としても取り組んでいかなければならないと思えますが、その点どのようにお考えいただいているかお聞きしたいと思います。

赤井委員長 課長。

門口長寿福祉課長 まず、訪問介護サービスの方でございますけれども、そのニーズに応じたサービスを効率的に提供するという観点のもとから、45分での区分を基本とした見直しが行われました。これまでの現状では30分以上60分未満というのが1つの単位でございまして、1回229単位というのがありました。それが20分以上45分未満が1回当たり190単位、それから45分以上となりますと235単位ということになりまして、今まで45分で訪問介護の方が済んで

いたのが1時間分、今まで利用者が負担していたということになるのですけれども、20分以上45分未満ということにすることによって、効率的にケアプランを立てられるというふうに考えています。

それから、デイサービスの方でございますが、これにつきましても、通常規模型の通所介護費で申し上げますと、所要時間6時間以上8時間未満というのがこれまでの現状でございます。例えば要介護1の方で申し上げますと、1日677単位ということでしたが、これが5時間以上7時間未満が1日602単位、それから、7時間を超える場合、7時間以上9時間未満の場合は1日690単位、更に12時間までの延長も見直しされました。これによりまして、今までは6時間から8時間未満というケアプランの部分が、きめ細かくプランを立てられるというふうなふうに考えております。

以上です。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 ご説明、詳細にありがとうございます。

確かに、効率的に柔軟性を持てば、利用者の立場からすると、単位を確かに効率的に運用というか、使えるということですが、実際これでいきますと、本来、1時間使えば229単位のところが、これでいくと235になるわけですね。また、このデイサービスで7時間見てはる方でいくと、今までしたら667が690というようなこととなります。この辺のところはしっかりとケアマネージャーさんと連携をとっていただいて、さまざま、利用者からいろいろなご質問が当然来るだろうと思っておりますので、1割負担をいただくという観点は、これはもちろん応能応益の観点からしたらそれはそれでいいと思っておりますけれども、やはりこういった細かいことを、効率的だけの話でおさまらず、やはりしっかりとお話をさせていただいて、十分ご理解いただけるように行政としては取り組んでいただきたいと思います。

大手の新聞の切り抜きで、本市にもあります大手介護の事業先が、やっぱりいち早く訪問看護についてシフトをしていくというようなことが記載されておりました。先ほど、少し触れましたように、今お話になっている通所介護の方の報酬は下がって、訪問看護の方の報酬がぐんと上がるということで、民間の事業所としてはシフトを変えているわけですね。ですから、そういったことで、当然、そのためには看護師さんとか、いわゆるそういう医療の関係との連携は当然なければ、なかなかこれはいかないわけでございますので、そうなると、今度、人手不足という話も出てきますし、そういった中で、今、国がしようとしている改定の趣旨を十分把握した上で、今、先ほどありましたように、運営委員会等しっかりと連携をとって、24時間型なり訪問介護のサービスの確立を早くまた行政としても考えていただきたいと思います、このように思っております。

赤井委員長 ほかに。

白石委員。

白石委員 介護保険特別会計予算について、若干の質疑をしてみたいと思います。

本題に入る前に、今年は第5期介護保険事業計画のスタートの日ということで、当然、第4期事業計画、つまり平成21年、22年、23年の3年間にわたって執行された、このそれぞれ

の事業について、その計画値に対して、実際に実績がどうであったか、実績率というか執行率というか、この点が十分分析されていると。それが第5期事業計画に反映されていると、こういうふうに思うわけでありませう。

そこで、まず第4期事業計画における介護サービス給付費の計画値に対する実績ですね。それは年度ごとでなくても、3年間の合計でも結構です。

そして、それとあわせて介護予防サービス給付費の実績もお伺いをしておきたい。

さらに、居宅介護サービスについてお伺いをしておきたい。とりわけ、在宅介護の三本柱というか、在宅での介護生活を支えるサービスなんです、訪問介護サービス、通所介護サービス、通所リハ、あるいは短期入所生活介護、いわゆるショートステイというやつですね。これらの第4期計画の計画値と実績がどうであったか。

さらに、施設サービスについてであります。特に特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護型療養医療施設、療養施設ですね。これらについても計画値と実績、いわゆる実績率でいいですから、それぞれどのような結果であったかということ、まずお答えをいただきたいということ、この実績に基づいて国の法改正や、あるいはこの実績に基づいて、やはり介護サービスの目標であります、住み慣れた地域で家族とともに、地域の人たちとともに生活をし、余生を過ごすという点での、この基盤整備、そういうための基盤整備をどのように考えて計画をされているか、この点もお伺いしたいと思います。

それらが全て、その結果についてきちんと分析をされ、これからの被保険者のニーズにこたえるための第5期事業計画が策定されたというふうに思うわけでありませうけれども、その第5期事業計画を策定するに当たってどのような基本的な考え方を、どのような実績の評価をされ、その上で第1号被保険者の保険料を基準月額4,100円と、こう、据え置かれているわけでありませうが、その辺の4,100円になった根拠についてもお伺いをしておきたいと思ひます。

とりあえずよろしくお願ひします。

赤井委員長 課長。

門口長寿福祉課長 ただいまの白石委員の質問にお答えいたします。

まず、第4期事業計画から見てどうであったかということでございませうけれども、まず、居宅介護サービスにおきましては、第4期の計画値よりも下回っているサービスがほとんどでございませう。例えて申し上げますと、訪問介護につきましては達成率が、これは平成23年度の見込みで申し上げますと、72.4%、それから訪問入浴介護につきましては73.1%、短期入所生活介護につきましては86.7%、通所リハビリテーションにつきましては89.8%というふうに、居宅介護サービスの方は計画値を下回っているというサービスがほとんどでございませう。

その中でふえておられるのが、訪問リハビリテーション、これにつきましては平成21年度から平成23年度まで、3カ年連続でございませうが、計画値を上回っておりまして、181.3%の達成率を見込んでおられる。

それから、続きまして介護予防サービスの方でございませうが、予防サービスの方は、こち

らの方は計画値を上回っているサービスの方が多くございます。介護予防の訪問介護、これにつきましては106.6%、それから介護予防の通所介護、これにつきましては116.4%、介護予防の通所リハビリテーション、これは155.9%、介護予防の福祉用具貸与、これも175.2%というふうに、介護予防サービスの方は計画値を上回っているサービスがほとんどでございます。

それから、施設介護の方でございますが、介護老人施設につきましては、ほぼ計画値どおりの99.1%。それから、介護老人保健施設につきましては100.7%、それから介護療養型医療施設につきましては143.1%を見込んでおります。

続きまして、第5期の策定をするに当たりまして、こういった計画値、平成23年度の動き、状況等を見まして、第5期の事業計画の方の見込み料を算定いたしました。

それと、施設整備の方でございますが、これにつきましては、第5期事業計画中に整備できる見込みが100%ないというようなことで、特に、この第5期事業計画の中では見込んでおりません。

それから、地域密着型につきましても同様のことが言えるのですけれども、これにつきましても今後、第5期事業計画の中で柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 それに基づいて、この第5期の介護保険料を決めたわけでありましてけれども、それぞれの実績値に対して、この第5期ではどのようにお見込みをされているのかと、見通しを持って計画をされたかという点、特徴的なところでいいですから、先ほども言っているように、居宅サービスであれば訪問介護とか、短期入所サービスとか生活介護サービスとか通所サービスとか、あるいは施設であれば特養、老健施設、あるいは療養型の医療施設等について、基盤整備そのものはもう100%なしということで見込んでいるわけですが、それぞれ第4期の実施率を見越して、計画をされているというふうに思うんですが、その辺の特徴的なところをお伺いしておきたいと思っております。

赤井委員長 課長。

門口長寿福祉課長 第5期事業計画についての特徴的なところということでございますけれども、第4期事業計画の実績値等をかんがみながら、特に第4期事業計画よりも多く見込んだ部分につきましては、訪問リハビリテーションであるとか、特定施設の入居者生活介護、この辺を多く見込んでおります。また、訪問介護につきましても、回数的にいわゆる緩やかな右肩上がりなんですけれども、それに見合った緩やかな増を見込んでおります。

それから、施設介護サービスの中では、介護療養型の医療施設につきましては、ここ3年の間、利用人数がふえておりますので、この辺も第5期事業計画の中ではそれに見合った増を見ております。

あと、介護予防サービスの部分では、介護予防の訪問介護、それから、介護予防の通所介護等、それから介護予防の通所リハビリテーション、この辺を多く見込んだ形で計画の方を立てさせていただいております。

よろしいでしょうか。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 ここに第5期事業計画の案があるわけでありましてけれども、大体、第5期事業計画の中では新たな基盤整備というか、居宅介護サービスにしても施設介護サービスにしても、このサービスそのものの質、量ともに引き上げていくという点では非常に消極的な計画になっているわけでありまして。

大体、介護給付費で、2%増ぐらいを見込まれていると。この施設サービスについても若干、老人保健施設では多く見込んでいるわけでありましてけれども、いつも待機者ということで注目されている介護老人福祉施設の給付費については、これは1%台の伸びしか見込んでいないということなんですね。なかなかこの介護保険というのは、サービス基盤を整備をし、サービスを提供するという事になれば、これが即、介護保険料にはね返るといって、こういうジレンマがあって、本当に求められるサービスを提供しようとしても、非常に介護保険料にはね返るといって、どうしてもブレーキをかけざるを得ないというところがあるわけね。

一定やむを得ないというのはあるのですけれども、やはり今、求められているのは、在宅介護サービスでも、この間、ご答弁があったように、第4期事業計画を大きく下回っているわけですね。ショートステイ、デイサービスですね。あるいはホームヘルプサービスが下回っている。通所リハは大幅にふえていますけれども、ここが大きく下回り、施設サービスが特養、あるいは老健、これはもうベッドがないわけですから、まあ、ふえようがないというのがあるのですけれども、療養型の施設は、これはもう国は5年ぐらい延長したんですかね。

(「6年です」の声あり)

白石委員 6年延長したんですか。まあ、これはもう6年延長しないと、それこそ、もうどこへも行くところがないという状況が生まれてくるわけで、国は6年延長しましたけれども、これから本当であればこういう療養型の施設ですね、老健施設、まあ、あわせて言えば特養なんかの基盤整備が当然必要になってくるというふうに思うんですが、その点どのようにご判断をなされたか。

今、待機者は、この間の議論で140人。170人でしたか。

赤井委員長 部長。

吉川保健福祉部長 平成22年度の待機者の数字なんですけれども、170人ということで、そのうち在宅で待っておられる方が123人、老健などに入っている方が47人ということで、170人という、そういう形で推移していると思うわけでございます。片や、市内に建っております特養につきましては254床、老健は80床ということで、そういうふうな形で待機待ちの方がおられる。そのうち、本当に介護が必要な方につきましては、介護度4から5の方、約45名ぐらいの方が本当に必要な方ではないかというわけです。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 これ、170人というのは、これはどこの調査によって出た数字なんですか。

赤井委員長 部長。

吉川保健福祉部長 これは毎年奈良県の方が調査している数字でございまして、現況調査につきまして、取りまとめしてフィードバックしているような形でございます。ちょっと古い資料なので、平成23年度につきまして、各施設に待機している方がおられるということでございます。170人ということが実態の調査で、全体では約270人というようなことでございますけれども、そのうち本当に必要な方というのが、実際の調査で、170人というような形で報告が上がっている形でございます。

(「270人」の声あり)

(「登録が270人」の声あり)

吉川保健福祉部長 在宅待機者だとか特養入所済者とか、全体の数字でございます。

(「ほんま入れない人が170人」の声あり)

(「そういうことやね」の声あり)

(「かぶっとる」の声あり)

吉川保健福祉部長 要介護4から5の方とか、要介護1から5の方の数字になります。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 部長は、県が毎年調査をしてってということで、お答えになりましたけれども、市としては、これは待機者が何人、どこにおられるかっていうのは把握できないんですか。

赤井委員長 課長。

門口長寿福祉課長 市としての把握なんですけれども、市としては把握はできておりません。県の方の各施設から得た数字を、県の方から市の方にいただいているというような状況でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 この間、この問題については何回も議論してございまして、去年の9月でも議論しているんですが、そのときには120人、お答えをいただいたと思うんですが、それが今また170人にふえているということでね、基本的にはあれですか、特別養護老人ホームの増設、ベッド数というのは、これは国自身が参酌基準を持っているわけですが、これは県もそれなりに権限があるんじゃないんでしょうか。特養とか、あるいは老人保健施設の増床ですね。この点はどのように考えたらいいんですか。

赤井委員長 課長。

門口長寿福祉課長 奈良県の方では、広域的に基盤整備の方を行ってございまして、今、つかんでいる部分で言いますと、特養の場合ですと、平成23年10月には宇陀市の方で50床、平成23年12月には河合町で30床、平成24年度では奈良市で120床、この東・中和だけで言いますと、平成24年度中には大和高田市で40床、田原本町で50床、それから平成25年以降になりますと香芝市で50床、広陵町で50床、それから老健施設で申し上げますと、平成24年度予定しているのが田原本町で80床、橿原市で80床、高取町で80床ということでございます。

なお、また、一応、情動的には、平成24年度東・中和の方でまた応募が県の方であるかと思えます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 待機者が横ばい、あるいは少しでも減っているというのやったら、私自身は、それはもう、介護保険料にはね返るといふ点からしたら、まあ、そんなにどんどん施設の建設を求め、増床を求めるといふのはなかなかしんどい話なんですけれども、実際にこれ、170ですね、まあ、県が把握されている、これは仕組みとしてそうなっているのかどうかわかりませんが、介護保険の保険者といったら、これは市じゃないんですかね。この介護保険や国保は、これは自治事務であって、それぞれが自治体が保険者なんですよね。保険者が待機者を把握できないといふのは、これは仕組みそのものに問題がある。やっぱり地方自治体に問われているのは、介護で困難な被保険者、利用者ですね、そういう方たちにきちんと必要なサービスをつなげていくといふか、それがやっぱり自治体の義務といふか、自治事務、保険者なんですよ。

それがもう全く、まあ、待機者そのものの実態、あるいは何人いるのか、どこにいるのか、それなりに今、答えていただきました。在宅で120人でしたか。老健施設で47人。そういうことです。もちろんそれぞれ、特養、新庄園や當麻園でなかったらあかんというわけじゃないわけですから、把握するのも大変だと思うんですが、このところにやはり一つ問題がある。ここをしっかりとしないと、もう、この介護保険事業における施設サービスや居宅介護サービスを含めて、市がほんまに実態を手のひらに乗せた上、その事業計画を策定し、基盤整備も自前でやっていくっていうのは、計画っていうのはやっぱりできないですね。

まあ、この点はやはりどこもそうなのか、うちがそうなのか、やっぱり170人にもなっていて、県はそれなりに実態がわかって、それはそれぞれ増床を認可していつているってなるんですけども、もうこれやったら県下やったら相当な数字ですね。ほんまに介護保険といふのは、まあ、家族の介護から社会的な介護、これが売出しだったんですね。それがもう全くね、居宅で120人、家族の介護に委ねられているっていうのが実態です。確かに施設のサービスはお金がかかります。入所者もかかるんです。ホテルコスト、食事代、これ、全部実費なんですよ。1割負担やったやつを実費にされちゃったんですね。16万円、17万円、こんなお金をかけていかないかん。それでも待機者が出ている。これは大変な状況をあらわしているんですね。

そういう意味で、介護保険料は4,100円に据え置いていただいたということは、私は歓迎をするものでありますけれども、本当にサービス基盤の整備が全く100%ないと言われたわけですね、難儀な話だなと思いつつ、それやったら居宅介護サービスに全力を尽くしてやっぱりやっていくといふことでなければならんというふうに思います。

保険者、間違いはないですね。自治事務、間違いはないですね。やはり責任ある仕事をやっていかなければならない。このように思います。

このぐらいにして、報告といふか、計画書を見てもみますと、このたびの保険料の算出の中でですね、介護保険給付費準備基金の取り崩し、9,450万円ですね。そして、これは財政安定化基金の取り崩しによる交付額が1,847万3,000円、これは全額取り崩して、基金から取り崩したものを算定の中に繰り入れている。基金は私の記憶では1億6,400万円ぐらいあったんじゃないでしょうか。残額、どの程度あるのか教えていただきたいと思います。

赤井委員長 課長。

門口長寿福祉課長 財政安定化基金の積立額でございますが、現在、この基金の積立金の利子、55万3,000円を加えますと1,847万3,439円。

済みません、今のは間違いでした。

準備基金の残高でございますが、平成23年度末の見込み額が1億5,860万円でございます。今年の取り崩しの見込み含めまして。

赤井委員長 部長。

吉川保健福祉部長 残額という部分の質問でございますね。

白石委員 そうそうそう。

吉川保健福祉部長 取り崩して、残額が6,410万円。

白石委員 6,410万円残んねんな。

吉川保健福祉部長 9,450万円取り崩しまして、6,410万円。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 第5期というスパンで議論しているんでね、ごめんなさいね。だから、9,450万円をこの第5期の平成24年、25年、26年にわたって振り分けをして、予算を組んでいく。それで4,100円と、こう出ているわけですけども、今お答えいただきました6,410万円が残額として残っています。この6,410万円を残した理由についてお答えをいただきたいと思います。

赤井委員長 課長。

門口長寿福祉課長 第5期事業計画期間中に給付費が計画値を大きく上回る伸びを見たとき、もしくは基盤整備の上で施設が整備を見たときということを想定いたしまして、そのときには取り崩しをまた検討するというところで柔軟に対処したいと考えております。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 先ほどの答弁ではね、基盤整備はもう100%ないと、こういう答弁でしたね。そして、介護給付費全体として、2%程度の伸びを見込んでいますね。もちろん、それは急激に利用がふえるかもわかりませんが、介護保険のこの準備基金は、これは第3期、第4期で積み立てられてきたものです。これらは本来は少なくとも第3期ですでできたものは、やはり第4期できちんと被保険者に還元をするというのが原則なんです。だから、第4期までに、やっぱり積み立てられてきた基金については、第5期にやはり全額還元をする。これは皆さんの保険料なんです。

仕組みとして厚労省はどう言っているかという、原則として保険料で賄っていく、これは当然です。しかし、期間中に足らず分になったときは、足らなくなってきたときは、財政安定化基金がありますね。その安定化基金からの交付、あるいは貸し付けを受けて運営をしない、こういうことです。そして、原則的に基金というのは、剰余金は、細かく言えば、一人一人の被保険者が出しているわけですから、その一人一人の被保険者に還元をすべきだと、こういうのが原則です。

ところがですね、国が何でそう言っているかといったら、まあ、大体、介護保険を利用する人は高齢な方ですよ。その期間中に亡くなる方、たくさんいるんですよ。そんな人に還

元できないじゃないですか。だから、そういう仕組みを言っているわけです。

その辺で、この6,000万円余りの、これ、実際に取り崩して計算をすれば、私は4,000円割っちゃうというふうに思うんですけどもね、非常にこれ、どう使うんですか。またため込んでいだけなんですか。まあ、欠損が出たら、そこから補充していくということなんでしょう。これは、そうだけでもね、第5期に計画の中で生まれた剰余金じゃないんです。第3期、第4期、この期間の中で皆さんに保険料を払っていただいて、生まれてきた剰余金なんです。最悪、第5期保険計画の中で保険料の算定の中にやはり、全額とは言わないまでもね、ちょっと6,000万円は多いんじゃないですか。

それから、部長は安心で、それはええかわからないけど、被保険者かないまへんがな。こんだけお金余ったのに、ちゃんとサービスに使われへん。これ、どうですか。

赤井委員長 部長。

吉川保健福祉部長 もちろん、この介護保険料につきましても、準備基金につきましても、策定委員の中でも、最終的には保険料を決めるという中におきましても、ある程度のこういうサービスの伸びということもございまして、ある程度、残すべき必要もあるというふうなお言葉をいただきまして、4,100円という中での、ワークシートの中の伸びにおきまして、給付料と保険料と、いわゆる国が半分の税の交付金でございすけれども、それを勘案いたしまして4,100円という中のお話におきまして、やはり準備基金の一部こういう給付の伸びということも備えながら残していくというようなこともどうかということで意見をいただいています。

また、先ほど課長も申しましたように、施設整備でございますが、平成22年、23年ということで、県の方でも東和、中和エリアにおきましても、施設における前倒しの公募もございました。また、今後、来年度ということもありますし、過去2年に40業者ほど手をあげておられます。そのときにもし県の方で採択となりましても、そういうふうな状況も変わってくるかと。計画におきましては施設サービスを見込んでおりませんが、施設の基盤整備ということで新設を見込んでおりませんけれども、そういう中で状況が変わってくるということも考えられます。そういう中で、介護準備基金の一部を残すというような、白石委員の発言にもありましたように、還元すべきだということもございましてんけども、委員会の中でもいろいろお話を聞かせていただきまして、また今後、第5期におきまして、委員会におきまして、また、策定委員会の皆様には計画値と実績の検証を行いながら、第6期を見つめて考えていきたいと思う。そういう次第でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 この件はこれで最後にしますけれども、還元っていったら、お金で返せとかそんなことを言っているわけじゃないんでね、それはわかっていると思うんですが、確かに事業者が、デイサービスセンターとかね、グループホームとか、いろいろ参入してきていただいて、サービスを提供するというのがね、これは当然ありますね。それはそれでありがたい話です。しかし、私は、そういう還元の仕方もあるけれども、ここで見てみますと、例えば地域密着型サービスと新しい制度として、いろいろサービスが生まれてきています。しかし、実際に、地域密着型サービスというのは、基本的に保険者が自分の懐、裁量でできるわけで

すね。例えば、小規模多機能型の居宅介護とか、いろいろ夜間対応型訪問介護とか、これ、できるわけですね。しかし、本当になかなか大変な事業ですから、さあやろうといったら、非常になかなか勇気が要するというふうに思うんですが、やっぱりそういうサービスの向上、充実に還元してほしいと。市が独自の、民間事業者が参入してくれないんやったら、市がそういう基盤整備をしていくということもやっぱり考えていただきたいということを言っているわけですよ。お金をもって、将来、事業者が来たときに心配ないようにしてまんねん、では、これはこの保険者としていかなものかというふうに思いますので、この6,000万円を超えるお金を、いかにこの第5期事業計画の中で被保険者の皆さんに還元をするかということを考えていただきたい、このように、他人任せではだめですのでよろしく願いをしたいと思います。

赤井委員長 ほかに。

溝口委員。

溝口委員 私の方は1点ですね、保険者としての市のサービス提供者、要するに施設を持ってサービスを提供している、要するに保険者とサービスの提供者と被保険者の、この3つのトライアングルで、介護保険ってなっているんですが、よく耳にするサービス提供者の質の問題、これは保険者としてどのように把握をしていますか。いろいろなトラブル出ていますよね。これはどのように対応、葛城市の保険者としての役割としてどのように対応されているのかをお聞かせ願いたい。

赤井委員長 課長。

門口長寿福祉課長 まず、地域密着型の施設につきましては、市の方が指定しておりますので、市の方で実地検査なり行かせていただいているところでございます。

それから、大きな施設、県の方が指定する施設につきましては、県の方が現場の方を見に行くときに、市の職員も同行いたしまして、そこで気がついたところとか指摘をさせていただいているのが現状です。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 県が許認可のそういったあれで権限を持って、そういう査察をしているというのはわかるんですが、実態として保険者である葛城市がやはり責任ある施設提供者の実態調査というのは、これは責務やと思うんですけど、網羅されているんですか。

赤井委員長 課長。

門口長寿福祉課長 苦情等はこちらの方に、ケアマネ等を通じて保険者の方に入ってきたりはしております。それから、各事業所のケアマネの方とかは、うちの方の地域包括支援センターのケアマネとの連絡協議会なり開かせていただいておりますので、その辺の意見交換等はさせていただきます。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 実情として、あちこちでそういったことが起っている実情を踏まえて、やはり保険者の責務として、被保険者がそういったお世話になっているサービスを提供、受益しているサービス提供者の実態調査というのはね、ぜひともやっていただきたい。ましてや、ケアマネの方

たちのそういった情報交換の場に、やはり保険者として意見を申し込むと。要するに、そういった視点でケアマネも監視をするということをぜひとも情報交換の場で伝えていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

赤井委員長 ほかに。

中川委員。

中川委員 済みません、ちょっと余りにも単純過ぎる質問になると思うんですが、19ページ、4目任意事業費の中の12節役務費、ここの3行目にある手数料25万2,000円、これ、去年も手数料表示なんですけど、これ、何かお教えいただけますか。

私、勝手な解釈です。ほかのところを見ていたら、ひょっとして口座振替等の手数料を省略して、この言葉を使っておられるのかなと、勝手な解釈なんですけど、この部分の手数料、何の手数料かちょっと教えていただきたいです。

赤井委員長 課長。

門口長寿福祉課長 この手数料でございますけれども、権利擁護事業の中で登記の手数料であるとか、収入印紙代、それから鑑定費、診断費等を見込んでおります。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。ということは、この表示しかできないんですかな。私のような考え方でいったらどうしても質問したくなるんですわ。というのはね、その上にある介護給付費通知19万5,000円、もう一つ上の徘徊高齢者家族支援事業基本料、額にしたら5万円、この3つの中で一番大きい25万2,000円が単なる手数料。逆に疑問わくというような表示なのでお聞きしたわけです。あえて意味ないんです。何の分かなと、それだけ教えてもらわないと、ちょっと意味がわからないことになりますので。課長おっしゃったことで中身はわかりましたので、もし、今度、こういうことがあったら、そういう表示でもしていただきたいと思います。それと、同じ役務費の中で公金取扱とか、勝手な解釈したとき、起こってきますので、よろしくお願いしますと思います。

以上です。

赤井委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

白石委員。

白石委員 議第21号の平成24年度介護保険特別会計の予算の議決について、反対の立場から討論を行います。

平成24年度の介護保険特別会計の予算は、平成24年度から26年度までの3年間の第5期介護保険事業計画の初年度の予算であります。第5期の第1号被保険者の介護保険料は、基準月額4,100円とされ、第4期介護保険事業計画の保険料が引き継がれています。介護給付費準備基金9,450万円の取り崩しと、財政安定化基金1,847万円の取り崩しによる交付金の繰り

入れによって据え置かれたこと、低所得者への負担を軽減する保険料所得段階の見直しについては、一定評価ができるものであります。

しかし、まだ6,400万円を超える介護給付費準備基金積立金を保有しているわけであり、介護保険の運営は計画期間における保険料で賄うことを原則として、不足する場合は財政安定化基金からの交付や貸し付け等を受けて運営すべきとされています。積み立てられた基金は第5期計画の歳入として被保険者に還元されるべきものであり、また、サービス基盤の整備に充てるべきであります。

このような基金の積立の状況は容認できないものであります。

保険料の負担は、年金収入が減少している中で、高齢者の生活に大きな不安を与えていることは間違いありません。第1号被保険者のうち、年金収入が年額18万円、月額1万5,000円を超える被保険者の保険料は、年金から有無を言わず天引きをされています。それ未満の被保険者は普通徴収をされているわけであり、普通徴収の保険料の収納率は85.3%。毎年、収納率が低下をしている。こういうのが実態であります。

この推移を見れば、過重な負担となっているのは明らかであります。高い保険料の原因は、介護にかかる国庫負担の割合を50%から25%に引き下げたことにあります。しかも、この25%のうちの5%は、後期高齢者の比率の高い市町村に重点的に配分する調整交付金です。全国市長会や町村長会が繰り返し要望をされているように、調整交付金は25%の別枠にして、国庫負担割合を30%に引き上げるべきであります。

特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設サービス、特別養護老人ホームの待機者は、何と170人を超えています。にもかかわらず、施設の定員が満杯で入所できない状況、老人保健施設もベッド数が不足しており、受け入れ先がなく、退院できない状況にあるなど、施設サービスを利用しようにも利用できないという中で、その実績が100%前後と、利用を抑制をしている、こういう状況になっています。特別養護老人ホームなどの施設利用者に対する大幅な利用の負担も、ベッド数が足りないということとあわせて、施設サービスの利用を抑制をしている、こういう状況になっています。

これまで国が盛んに言ってきた、家族介護から社会が支えるサービス、サービスが選択できる制度などと言ってきましたが、これが全くの偽りであったということがこの予算の審査の中で明らかになっているのではないのでしょうか。

我が国の高齢社会へのテンポは、平成27年には、高齢者のひとり暮らしの世帯が高齢者世帯の3分の1に相当する570万世帯に増加します。認知症の高齢者も現在の150万人から、平成27年には約250万人に増加することが予想されています。この超高齢社会の見通しから明らかになることは、家族に依存している現状を早急に改善をしなければ大変なことになるということです。特別養護老人ホームなどのサービス基盤の整備が重要であるということがうかがえるわけであり、国の対応を待っている間は間に合わない。民間事業者には頼らず、保険者である市の責任でサービスの基盤に着手すべきではないのでしょうか。

以上、反対の討論といたします。

赤井委員長 ほかに討論はありませんか。

朝岡委員。

朝岡委員 議第21号の平成24年度葛城市介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

近年、本市においても高齢者率が20%台を超え、高齢者の方々を取り巻く環境も大きく変化をしてきており、大変厳しい状況であることは間違いないところでございます。今回、策定された第5期介護保険事業計画では、今般の制度改正への対応や、高齢者が住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、介護予防事業及び支援の取り組みに強化を図っておられるところであります。

このたびの介護報酬の改定、介護給付の増加などが保険料上昇の要因とされている中で、財政安定化基金交付金の充当、介護給付費準備基金の取り崩しなど、保険料上昇の抑制に努められ、標準月額保険料4,100円の据置き、第3段階の細分化による低所得層への配慮など、一定の高齢者への負担増を抑制した内容については評価をしております。

そういった中、本市の要介護認定者数の推移から見ても、高齢者に対する相談支援体制は地域包括支援センターがその中心となり、介護保険法改正に伴う効率的な介護サービスへの理解、また、介護と看護を組み合わせた地域密着型の24時間随時対応のサービスができる環境整備の促進など、必要な人に必要な支援サービスを行われる体制づくり、地域包括ケアシステムの構築によるさらなる充実を図っていただき、介護保険の適正な運営を求めるものであります。

今後におかれましては、第5期介護保険事業計画の施策が推進できるよう、一層の努力をしていただき、本市の高齢者福祉対策を着実に推進いただけることを求めています。

以上の意見を申し添えて、賛成の立場の討論といたします。

以上です。

赤井委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第21号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

赤井委員長 起立多数であります。

よって、議第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第26号、平成24年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

吉川保健福祉部長 それでは、ただいま議題となりました、議第26号、平成24年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願い申し上げます。

平成24年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計の予算は、第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,845万1,000円と定めるものでございます。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。歳出から説明いたします。6ページをお願い申し上げます。歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項1目の介護認定審査会共同設置負担金におきましては833万1,000円を計上いたしております。次の2目の市町村審査会共同設置負担金におきましては46万9,000円でございます。これは障害者程度区分判定審査会の共同設置負担金でございます。

次に2款繰入金の1項1目の介護保険特別会計繰入金につきましては、906万円の計上でございます。2目の一般会計繰入金につきましては、59万1,000円でございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

間違っていました。歳出でございます。7ページ。もとに戻ります。申しわけございません。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費の1目介護認定審査会一般管理費では1,225万2,000円でございます。職員1名の人件費と需用費が81万8,000円、使用料及び賃借料におきましては、事務機器賃借料の273万5,000円が主なものでございます。次に2項審査会費の1目の介護認定審査会費でございます。513万9,000円でございます。報酬で432万円。これにつきましては、認定審査会委員報酬の30人の報酬でございます。432万円でございます。報償費では、認定審査会の委員さんの研修参加謝礼といたしましての48万円でございます。ほか、旅費の費用弁償の26万円、需用費7万9,000円、消耗品でございます。合わせて513万9,000円でございます。2目の市町村審査会費でございます。106万円でございます。主なもので報酬で、障害者程度区分判定審査会委員5人さんの報酬でございます。90万円でございます。報償費で障害者程度区分判定審査会委員研修参加謝礼8万円でございます。

申しわけございません、歳入に移らせていただきます。改めて戻っていただきまして6ページをお願い申し上げます。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1目介護認定審査会共同設置負担金で833万1,000円、2目の市町村審査会共同設置、これは障害者程度区分判定審査会共同設置負担金でございまして、46万9,000円でございます。

次に2款繰入金の1目の介護保険特別会計繰入金では906万円、2目の一般会計繰入金につきましては59万1,000円でございます。

以上でございます。よろしくご審議願います。申しわけございません。

赤井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第26号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第26号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議第24号、平成24年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

石田都市整備部長 それでは、ただいま上程いただきました議第24号、平成24年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ80万9,000円と定めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

第2条一時借入金でございますが、一時借入金の、借入金の最高額は100万円と定めようとするものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明を申し上げますので、7ページをお開き願います。

1款住宅新築資金等貸付金事業費、1目一般管理費では15万円の予算計上となっております。11節需用費では印刷製本費といたしまして3万9,000円。19節負担金補助及び交付金では資金回収管理組合への負担金といたしまして11万1,000円の予算を計上しております。

2款公債費では、1目元金では49万4,000円の元金償還を見込んでおります。2目利子につきましては、16万5,000円の利子償還の予算計上を行っております。

以上で歳出合計80万9,000円の予算計上となっております。

続きまして歳入につきましてご説明を申し上げますので、6ページにお戻りをお願いいたします。

1款諸収入、1目雑入といたしましては、貸付金回収管理組合からの配分金といたしまして74万4,000円の予算を計上させていただいております。

2款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金といたしまして4万5,000円の予算計上でございます。

3款繰越金につきましては、前年度繰越金2万円の予算を計上させていただいております。

以上で歳入合計が80万9,000円の金額となっております。

以上で平成24年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の説明を終わらせていただき

ます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

赤井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算について、若干の質疑をしておきたいと思えます。

8ページの現在高の見込みに関する調書が出ております。344万7,000円が回収されるべき債権ということになるわけでありましてけれども、この債権の内訳についてお伺いをしたい。歳入では6ページにおいて、雑入で貸付金回収管理組合からの配分金が74万4,000円入っているわけでありましてけれども、もう344万7,000円ということで、この事業も終結に近づいてきているわけでありまして、このうち債権の中身、不良債権がどの程度あるのか、何件、どの程度あるのかを含めてお答えをいただきたいと思えます。

赤井委員長 課長。

中 建設課長 建設課、中でございます。よろしく申し上げます。

現在、債権総額としましては、件数にいたしまして、借入等の関係の件数ですけれども、9件ありまして、借入の方につきましては6名ということで、その中で1名の方が指定は順調債権ということで、その方については件数につきましては2件ということになってきます。あと5名の方について、件数にしまして7件につきましては、不良部分というような形になってくるのですけれども、滞納債権ということで5名あるということで。現在、回収組合におきまして交渉中ということで3名さんの方に当たっていただいて、2名さんにつきましては一部償還というような形の中で償還いただいているということで、金額的にはかなり低くなるんですけれども。あと1名の方については現在まだ交渉中ということで、滞っているというような形です。あと2名さんにつきましては、1名につきましては居所不明という形、1名につきましては破産宣告を受けられているということで、その方につきましては不能の債権ということになっております。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 9件の貸し付けがあり、その関係者は6名ということであります。そのうち2名については、2名のうち1名は居所不明、1名は自己破産をしてはるということですが、それぞれ債権額についてお伺いしたいと思えます。

赤井委員長 課長。

中 建設課長 まず、居所不明と申し上げました方につきましては、債権額につきましては175万4,693円ということになってきます。もう1名の破産宣告の方につきましては、183万1,124円ということになってきます。

以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 これ、なかなかね、市が回収事務をやっておればこういうことにはならなかったというふ

うには思うんですけども、貸付金回収管理組合ができて、こういう債権の回収を頑張っているということについて、ありがたいと、こういうふう思うわけでありませう。

しかし、実際には、元本は何ぼになるの。それぞれ。わかる。お二方の元本。

赤井委員長 課長。

中 建設課長 まず、居所不明の方につきまして元金につきましては、162万5,592円ということです。利息につきましては12万9,101円ということです。破産宣告と申しあげました方につきましては、元金につきましては174万9,670円、利息が8万1,454円ということになっております。以上でございます。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 ということは、この方2人がほとんどだということで、あとはそんなに期待できないと、こういうことなんですか。そういう認識でいいんですか。

赤井委員長 課長。

中 建設課長 ちょっと失礼な言い方になるかもしれませんが、今の負債として残っている部分につきましては、順調債権の方の分が残っているという形の中で、その方は平成5年ということで借入を起こささせていただいて、平成30年までということの、その分の起債の方が残っている形にはなっているということになってきています。以上でございます。

赤井委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第24号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第24号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後5時13分

再 開 午後5時35分

赤井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで再度暫時休憩いたします。

休 憩 午後5時36分

再 開 午後5時50分

赤井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第23号、平成24年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてを議題といたします。
本案につき、提案者の内容説明を求めます。
部長。

中嶋教育部長 教育委員会の中嶋でございます。

ただいまご提案いただきました議第23号、平成24年度葛城市学校給食特別会計予算についてご説明申し上げます。

まず、1ページをお開きください。

平成24年度葛城市学校給食特別会計の予算は、次のように定めようとするものでございます。

まず、歳入歳出予算といたしまして、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億5,500万円と定めようとするものでございます。

第2条の地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入の最高限度額は1,000万円と定めようとするものでございます。

それでは、歳出よりご説明申し上げますので、5ページをお開きください。

歳出といたしましては、1款教育費、1目学校給食総務費といたしまして8,570万6,000円でございます。その内容といたしましては、1節の報酬といたしまして2,574万5,000円、2節給与が2,607万3,000円、職員手当等、共済費がございます。7節の賃金といたしまして837万9,000円、11節の需用費といたしまして41万円、13節の委託料といたしまして83万5,000円でございます。

6ページに移っていただきまして、18節の備品購入費といたしまして、98万8,000円、19節負担金補助及び交付金425万1,000円でございます。次に2目学校給食管理費でございます。11節需用費といたしまして2,103万1,000円でございます。12節役務費といたしまして55万3,000円、13節委託料といたしまして158万4,000円、16節原材料費、給食材料費といたしまして1億8,006万4,000円でございます。

以上、主なものでございます。

次に、第3目といたしまして、学校給食センター建設事業費でございます。13節委託料といたしまして3,350万円、実施設計等の委託料でございます。17節公有財産購入費といたしまして1億3,248万4,000円、用地購入費でございます。

以上、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入でございます。4ページに戻っていただきます。

歳入といたしましては、教育費負担金といたしまして1億7,159万円、これは保護者からいただきます給食負担金といたしまして1億7,158万円と、過年度分といたしまして1万円の費用でございます。合わせて1億7,159万円でございます。

2款の繰入金といたしまして、一般会計からの繰入金といたしまして、2億8,334万2,000円でございます。

3款の繰越金、前年度繰越金1万円でございます。

4款諸収入といたしまして預金利子1万円、雑入4万8,000円でございます。

以上をもちまして歳入の説明を終わらせていただきます。

なお、7ページから14ページにつきましては、職員給与の明細書を添付いたしております。ご確認いただきたいと思います。

以上で、簡単ではございますが、平成24年度葛城市学校給食特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

赤井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

朝岡委員。

朝岡委員 ただいま説明を願いました学校給食特別会計予算について質疑をさせていただきます。

今、中嶋部長の方からご説明ございました本年度の当初予算案4億5,500万円につきまして、平成23年度当初の予算に比べて1億6,220万円の増額予算となっております。率にいたしまして55.4%の大幅な増額の予算となっております。これにつきましては、先ほど、歳入歳出でご説明がありました。まず、歳出の方で2目の6ページの学校給食センター建設事業費で、測量設計の委託料並びに公有財産の購入の用地購入費として、合わせて1億6,598万4,000円の計上をされているところであります。

これにつきましては、昨年の8月、私も所属をいたしております総務文教常任委員会におきまして、その所管の調査継続事案として、まず行政当局から、この新たな学校給食センターの事業についての説明を受けて、その後、幾度となくその委員会の中で調査継続事業として、この審査をしながら議論を交わしているところであります。

改めて、この学校給食建設事業費計上に至った経過を説明をまず求めておきたいと思えます。

赤井委員長 部長。

中嶋教育部長 教育委員会の中嶋でございます。

ただいまの朝岡委員のご質問でございますけれども、給食センターを統合して建設するに至った経緯ということでございますけれども、先日の一般質問の中でもお答えいたしましたけれども、当教育委員会では、給食センター設備の老朽化等の問題から、改修や、あるいは建て替えということで内部で検討を重ねておりましたけれども、市道拡幅、幼稚園の前の道路でございますけれども、拡幅に伴う給食センターを移転しなければならないという問題が出てまいりまして、そのことで両センターを統合し、最新の設備を備えた学校給食センターの建設が最善であるという意見をまとめまして、教育委員会として市当局にご意見書を提出いたしております。

その理由といたしましては、旧新庄・當麻両町合併の当初から、献立の統一が課題として挙げられておりましたが、両センターの設備の違いから献立の統一が難しいということがございまして、あえて統一を図ろうといたしますと、大変な費用が必要になってくるということがございます。また、當麻給食センターでは、全ての園、学校等にアルミ盆を提供できるようになっておりますけれども、新庄センターでは消毒保管庫等の設置場所がないという理由から、中学校に樹脂製の盆を提供する以外は対応できないということがございます。また、

先ほど申し上げましたが、新庄の給食センターは改築後25年、當麻給食センターは建築後33年が経過しております、設備の老朽化が目立っております。

また、両センターの調理場は床面が水に濡れた状態で作業をするウェット方式でございまして、湿度が高く、水をはねる等、二次汚染や雑菌の増殖などの心配があり、文科省が定める学校給食衛生管理の基準における、床に水を流さない状態で調理するドライシステムの導入が求められておりました。

さらに、最近、特に食物アレルギーの児童生徒が増加しております、本市におきましてもアレルギー対応の専門調理室を設け、よりきめ細かい対応の必要性が高まっておるということでございます。

以上、給食センターにつきましては、議会の皆様方初め、さまざまなご意見をいただいておりますけれども、貴重なご意見をいただいておりますけれども、ただいま申し上げましたような点を考慮し、統合した学校給食センターを早期に建設することが望ましいという結論に至った次第でございます。

また、建築の場所ということでございますけれども、建築の場所につきましては、やはり給食を配送するという業務がございまして、そのためにはちょうど中心、真ん中辺の場所が都合がよいということで、私どもとしては候補地を考えておりました。その中、候補地といたしましては、大字寺口の1666の1、あと2筆ございますけれども、開発公社の方で取得しておりました土地が望ましいのではないかなということで、教育委員会といたしまして、あちらの土地に建設すればいいかなという意見としてまとまっております。

また、その、ただいま申し上げました場所につきましては、私どもといたしまして4,500食程度の調理能力のある設備が必要であるというふうに考えておりますけれども、その設備をもった給食センターを建設する面積といたしまして十分建設できるだけの広さであるというふうに考えておまして、以上のことから、ただいま申し上げました場所に給食センターを建設するのが望ましいであろうという結論に至った次第でございます。

以上でございます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 詳細について中嶋部長からご説明をいただきました。

まず、2つ、市内にあります老朽化した施設をまずは統合すると。その上で、その今後の処理能力等を考えて、その敷地面積、また、市内7つの小中学校、幼稚園に配送する観点から、できるだけ幹線道路にも近い市内の中心地であってほしい。また、この設備については、従来、懸案されている、いわゆるウェット方式の高温多湿な調理環境の改善であるとか、また、今、大変全国的にも問題になっているアレルギー児童への対応であるとか、そういったことを踏まえて、給食センターを統合して、そういう今までの問題点を全て解消できる施設を建設をしたい、こういう経過の中で、今回、予算計上いただいたと、こういうことですね。

そこで、今、用地を購入しようとしている、今、中嶋部長からご説明があった葛城市寺口の1666番地の1の、この敷地面積が、先ほどおっしゃった、今、処理能力を考えて、これか

ら建築するには適した場所であって、その面積もちょうどいい面積であると、こういうお話がありましたけれども、これもやはりこの議会の行財政改革特別委員会でも議論なされて、12月定例会でも議決をいたしました。やはりこの財源が当然必要であるということで、なかなか見合った国の補助事業もないということの中で、一般財源を確保するためには、やはり今、新市建設計画に取り入れて、有利な起債である合併特例債を活用して本事業を進めていこうと、こういう流れの中で、やはりこれも議会に提案をされて、12月議会で改めて新市建設計画に組み入れたという事実があるわけですが、そういったことを考えて、それ以外に例えば市内の中心地であり、今おっしゃったように配送が可能であるというような別の場所ということはその議論の中に乗らなかったのか。そういった時間の経過も含めて、その辺のところの寺口に決まった理由ももう少し詳しくご説明願いたい。このように思います。

赤井委員長 市長。

山下市長 教育委員会の方から給食センターの新築について相談があったときに、これは補助事業でやるのかということを確認いたしましたところ、全体で、幅はありましたけれども、10億円から15億円ぐらいの事業の中で、用地購入費も含めて、その中で補助金は給食を供している人数によってしか出ないんだと。じゃあ、幾ら出るんだということを確認をすると、大体7,000万円から8,000万円しか補助金が出ないと。なおかつ、用地購入費にはそれが適用できないというお話を聞いたときに、これはやっぱり老朽化をしているものを解決をしていく方法として、先ほどおっしゃっていただきました新市建設計画に組み入れるべきであると。そうでないと、葛城市の場合は給食センターの新築というのはかなり困難であるということをおもいました。そして、合併特例債の中に組み入れるということは、平成26年度までにこれを完成せなければならぬと。用地購入を地権者の方々と交渉している時間ということもございますので、できるだけ早期に着手をして、用地を買わせていただいて、建設ができる用地を探させていただきました。

幸いにして新庄、當麻の中心地、また、幹線道路に近い場所で、今現在お示しをしている場所が公社が保有をしている土地でございましたので、今までこの公社が買いました土地にいたしましても、なかなか我々サイドの考えが至らなかったところとか、計画が至らなかったところもあろうかと思えますけれども、その土地の有効活用ということについて新しい提案ができずに、公社が保有をしているということに関して、金利が毎年300万円ぐらいずつつくというような形で、市民の大事な税金を使わせていただく状況であったわけですが、もちろん、ちょうど新しい給食センターの新設、その場所を公社から買い戻しをさせていただいて建てさせていただく。ちょうど新庄、當麻の中心地にあり、幹線道路の近くにあるということで、一石二鳥、三鳥の場所にあったと。これは我々の先輩がこの土地を保有していただいていたから活用できるという思いで、その場所に決めさせていただいて、これを活用させていただこうとするものでございます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 市長からもご答弁、ご見解をいただきました。合併特例債、いつまでも使えるお金でもなく、一応、今、5年間の延伸という話が国会でも議論はされているものの、一定の約束事と

すれば平成27年の3月で、ある程度の事業が進んでいますと、その先も少しは国も認めてくれるかも知れませんが、しかし、計画としてはその年度という、期限が限られている中で、これから新たに用地を獲得する用地交渉等が、やはり期限がもう迫っている中、今、先ほど中嶋部長からご説明があった場所が、一番そういったことを考えて適した場所であると、こういう市長からの再度、ご答弁であったと思います。

ただ、今の予定をされている場所については、更地ではなく、既設の建屋が建っているわけでございます。当然、これ、今、計上いただいております測量設計の委託料、基本設計等出てきた上では、当然この建物を建てるのには、今、既設の建屋を解体をするという経費がこれにまたプラスをされる。当然、その合併特例債で全体的な財源は先般の12月議会でおおむねの予定としてはそういう有利な起債が発行できるということになりましたが、それに当然、解体する費用が含まれる。これからまたこれにプラスをされるということでございますが、そういった経費含めて、やはり全体的な今の、先ほど来おっしゃった、新たな土地を見つけて、そこへ建てる経費と、それと今のそういう、やはり既存の建屋を壊してまでもそこへ建築するという経費、そういったことを今までの、先ほど来、市長がおっしゃった、今までそこにはそれなりの計画があって、さまざまそれに対して、金利も含めて、また、これからの計画を遂行するためには、それなりの経費もかかる。そういうやはり勘案をした上で、いわゆるその建屋を解体してでも効率的な経費の運営であるというような考え方になってみると私は思いますけれども、その点何かご所見ありましたら、もう一度、再度、市長にお尋ねをしたいと思います。

赤井委員長 市長。

山下市長 当該の地域は、合併をしたときから、その前から、旧新庄町のときから、農業振興に供すべき周辺の土地であるということが計画としてありました。合併をしてからも、ファームリゾートエリアという形で、この中で農業の振興を図っていこうという土地であったわけでございます。今回、給食センターという選択をさせていただく中で、やはり地産地消、できるだけ地元で取れたものを子どもたちに供していく、そういうことも考えの中にありましたし、また、ファームリゾートエリアの事業というものは地元の方々と、また相談をさせていただきながら、山麓地域の振興というものはしっかりと図っていこうと、その事業は事業として詰めさせていただかなければならないということは持っております。

また、その中に建屋があるということもございますけれども、建屋を活用してということも考えさせていただきましたけれども、既設の建屋は、もうかなり雨漏りがしておったり、老朽化をしておるということで、これを使うということはかなり難しい。数千万円の費用、またランニングコストも入れると、かなりの費用を入れていかなければならないというようなことが、きちんとはかったわけではございませんけれども、そのような見立てを不動産なりそういう方々から言われました。やはりこれを活用していくよりも、思い切って今回、これを壊させてもらって、新たな給食センターを建てさせていただく。活用できなかったということに関しては、本当に申しわけなく思っておりますけれども、新たなものを建てることによって、この土地の有効活用を図っていきたい。他の土地との比較ということをしたわけ

ではございませんけれども、今まで公社が持っておって、金利がかさんでいく土地を有効活用することが何よりも、金利を積み重ねていくということは、何の使用方法もないままにしていくということも、これも市民に申しわけが立ちませんので、有効活用ができるのではないかという形で決断をさせていただいたということでございます。

これからは山麓地域の中で地産地消を進めていけるように、また努力をし、多くの方々に愛される施設として確立ができるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 再び市長の方からご所見をいただきました。今の既存の建屋を今後もさまざまな計画のもとで活用するという事よりも、机上論ではあるけれども、やはりランニングコスト等を考えれば、解体する費用も含めて効果的であると。一番効率的に今後、この新しい建設をすることが、地産地消という観点から考えても、有効的であると、こういう結論に至ったと、こういうことですね。

最後に、この地域の地元の皆さん方について、さまざまなやはりこの計画に至って、今までの、今、市長がおっしゃったさまざまな計画とは違った形に結果的にはなるわけなので、地元の皆さん方とのお話し合いというのは当然されていると思いますが、それについて最後、もう一度経過をお聞きしておきたいと、このように思います。

赤井委員長 部長。

中嶋教育部長 教育委員会の中嶋でございます。

ただいまの朝岡委員のご質問でございますけれども、地元の役員会が、ちょっと日程は、9月の頭ぐらいだったかと思うんですけれども、役員会が開催されまして、そちらの方に私と教育長、あと、総務部長がお邪魔いたしまして、ただいまの給食センターを統合して建設するという事に関するご説明を申し上げました。その節は、役員さん方の方で建設については賛成であるというご意見をいただいております。

その後、私どもが帰りました以後でございますけれども、区長さんの方で、ただいま建設すると申しております場所のご近所の方にお集まりいただきましたようで、そちらの方々に区長さんの方からご説明いただきまして、給食センターの建設についてご説明いただきまして、その方々からおおむね賛成であるというご意見をいただいたというふうに聞いております。

また、その後、区長様が私どもの庁舎の方にわざわざお越しいただきまして、寺口として地元で給食センターを建設していただくことについては大賛成であるというようなご意見をお持ちいただけました。

その後でございますけれども、年が変わりまして、総常会を寺口の方で開催されたようでございます。そちらの方で、また区長様の方から、寺口の皆様に対して給食センターの建設のご説明がございまして、皆様から給食センターの建設については大賛成であるというご意見をいただいたというふうに聞いております。

以上でございます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 ありがとうございます。

地元からは歓迎をすると、こういうお話でありました。

やはり、さまざま、ご地元のニーズも時代とともに変わってきて、こういった施設に対してご意見もあったろうと思いますけれども、やはり今後も誠意を持って対応していただいて、やはり地元の協力のもとで、この建設が1日も早く完成できるように望んでおきたいと思えます。

この間、やはり2つの、老朽化しているとはいえ、給食センターで今後も給食調理を行うわけですので、先ほど来、ご指摘があったことをしっかりもう一度再確認していただいて、安心して安全な給食環境をこのまま持続いただけるよう、よろしくお願いを申し上げます、このように思います。

以上でございます。

赤井委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第23号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第23号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議第22号、平成24年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

池田上下水道部長 上下水道部の池田でございます。

それでは、ただいま議題として上がりました議第22号、平成24年度葛城市下水道事業特別会計予算案についてご説明を申し上げます。

まず、1ページをお開き願いたいと思います。

第1条歳入歳出の予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ15億9,400万円と定めようとするものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、9ページの方をお願いしたいと思います。

まず、歳出では、第1款の総務費、1目一般管理費では、職員2名分の人件費といたしまして給料、職員手当、共済等で、これらを合わせまして1,378万4,000円の予算となっております。11節の需用費ではマンホールポンプ電気代、修理代といたしまして280万円を、13節

の委託料では使用料徴収委託料、下水道台帳作成委託料等で1,804万8,000円を、14節の使用料及び賃借料では、上下水道料金システム賃借料、そして事務所賃借料といたしまして122万6,000円を、15節工事請負費では下水道環境施設維持管理工事費といたしまして500万円を、19節負担金補助及び交付金では流域下水道維持管理負担金、下水道改造助成金等といたしまして2億6,809万3,000円を、10ページに移りまして、27節の公課費では消費税といたしまして2,133万1,000円を計上いたしております。したがって、第1款総務費の合計といたしましては3億3,130万9,000円の予算となっております。

続きまして、2款公共下水道事業費、1目下水道建設費では、職員3名分の人件費といたしまして給料、職員手当、共済、これらを合わせまして2,168万7,000円となっております。7節臨時雇用賃金といたしまして112万2,000円を、11節の需用費では消耗品、印刷製本費等で146万7,000円を、13節の委託料では測量設計等委託料としまして1,580万円を、15節の工事請負費では1億2,800万円を、19節の負担金補助及び交付金では退職手当負担金といたしまして182万3,000円を、2目の流域下水道事業では、19節の負担金補助及び交付金では流域下水道建設負担金等として5,093万3,000円を、したがって、2款の公共下水道事業の合計といたしましては、2億2,183万9,000円を計上しております。

次に、第3款公債費でございますが、1目の元金では償還金利子及び割引料で7億1,536万6,000円を、2目の利子では3億2,548万6,000円を計上しております。したがって、公債費の合計としましては10億4,085万2,000円の予算となっております。

次に、歳入につきましてご説明申し上げますので、7ページをお願いしたいと思います。

1款の使用料及び手数料、1目下水道使用料では3億9,831万8,000円を、2項の手数料、1目下水道手数料では排水設備指定工事店などの登録手数料としまして19万5,000円を、2款国庫支出金、1目公共下水道事業費国庫補助金では2,550万円を、3款繰入金、1目一般会計繰入金といたしまして9億8,878万7,000円を計上しております。

4款繰越金、1目の繰越金では20万円となっております。

ページをめくっていただきまして8ページをお願いいたします。

5款市債、1目下水道債では、1節公共下水道事業債で1億3,020万円を、流域下水道事業債では5,080万円を、合計といたしまして1億8,100万円を計上しております。

また、予算書の12ページから18ページでございますが、これにつきましては給料明細に係る内容を記載させていただいております。

次に19ページでございますが、地方債における下水道事業債の前々年度末における現在残高並びに前年度末及び平成23年度末における現在高の見込みに関する調書を記載させていただいております。

以上、簡単でございますが、平成24年度葛城市下水道事業特別会計予算案の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

赤井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第22号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第22号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

最後に、議第28号、平成24年度葛城市水道事業会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

部長。

池田上下水道部長 上下水道部の池田でございます。

それでは、ただいま議題として上がりました議第28号、平成24年度葛城市水道事業会計のご説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

まず第2条の業務の予定でございます。1の給水戸数につきましては1万3,329戸、2番の年間配水量は500万6,000トン、3番の年間給水量は475万6,000トンを見込んでおります。そのうち県営水道からの受水量は125万1,000トンとなっております。うち11万トンは湧水、水質異常、あるいは原水取水の改修工事等による原水不足による緊急のためのものがございます。これについての受水率でございますが、23.6%となっております。

次に、1日平均給水量は1万3,030トンを、主な建設改良事業といたしましては配水管の敷設工事並びに兵家浄水道施設整備事業等を予定しております。

次に、3条の収益的収入及び支出と、次の第4条の資本的収入及び支出につきましては、予算参考の収入支出の見積り基礎に基づいてご説明をしたいと思っておりますので、23ページの方をお願いしたいと思います。

水道事業会計につきまして、収入から説明させていただきます。

まず、収益的収入の第1款水道事業収益では、7億3,405万5,000円でございます。その内訳といたしまして、1項の営業収益では7億2,615万3,000円です。うち、1目の給水収益では7億42万1,000円の水道料金収入でございます。説明欄の供給単価につきましては、147円27銭でございます。2目の受託工事収益では1,500万円でございます。開発に係ります新設工事等収益と給水装置などの修繕工事収益でございます。3目のその他営業収益では1,073万2,000円でございます。量水器ボックスなどの材料売却益と下水道料金の徴収に伴います事務手数料などがございます。次に、第2項の営業外収益では、790万2,000円でございます。預金利息並びに雑収益でございます。

ページをめくっていただきまして、24ページをお願いします。

収益的支出でございますが、第1款の水道事業費用といたしまして7億440万円でございます。給水原価につきましては143円34銭でございます。内訳といたしまして、1項の営業費用につきましては、6億5,145万2,000円でございます。うち1目の原水及び浄水費では3億1,944万6,000円でございます。主なものといたしましては職員3名分の人件費で給料、手当、法定福利を合わせまして2,707万1,000円でございます。また、3節の賃金では臨時雇用賃金としまして200万1,000円を、第4節の報酬につきましては、浄水道の施設管理に係ります嘱託職員2名分の報酬で588万8,000円でございます。

次に、25ページに移っていただきまして、16節の委託料では、2,332万2,000円で、原水、浄水の水質検査並びに薬品注入設備、計装設備などの浄水設備の保守点検などの委託料でございます。18節の賃借料では613万1,000円でございます。原水取水施設の施設用地及び各取水池等の賃借料でございます。21節の動力費では3,000万円でございます。原水取水に係りますポンプなどの動力費でございます。22節の薬品費は1,014万8,000円でございます。原水のろ過に係ります次亜塩素、パックなどの医薬品購入費でございます。28節の負担金では1,540万8,000円でございます。原水取水負担金、取水池改修工事負担金及び広域水質検査センター組合負担金等でございます。31節の受水費では1億9,472万7,000円でございます。県水と自己水の受水費でございます。次に、2目の配水及び給水費では3,510万7,000円でございます。主なものといたしまして職員2名分の人件費、給料、手当、法定福利費を含めまして1,366万5,000円となっております。

ページをめくっていただきまして、26ページをお願いいたします。

16節の委託料では353万4,000円でございます。検査満了に伴います量水器の取り替え委託料等でございます。19節の修繕費は1,300万円でございます。給配水管及び加圧ポンプ等の修繕費でございます。次に、3目の受託工事費では1,983万6,000円でございます。主なものとしまして職員1名分の給料、手当、法定福利費を合わせまして510万1,000円となっております。

次に、27ページに移りまして、32節の工事請負費では1,460万円でございます。開発及び消火栓等に係ります工事費でございます。次に4目の総係費でございますが、1億298万1,000円でございます。主なものといたしまして、職員5名分の人件費、給料、手当、法定福利費を合わせまして3,990万7,000円でございます。3節の賃金は274万7,000円でございます。臨時雇用職員2名分の賃金でございます。4節の報酬は595万7,000円で、水道事業運営委員会委員報酬及び集金専門員の嘱託職員の賃金、竹内浄水場管理棟の嘱託職員の報酬でございます。

ページをめくっていただきまして、28ページをお願いいたします。

12節の光熱費では512万4,000円でございます。竹内・新庄浄水場及び竹内浄水場管理棟の電気料金でございます。16節の委託料は3,102万3,000円でございます。配水管及び給水池等の地図情報システムの統合作業業務及び電算システムの保守点検と検針業務などの委託費でございます。18節の賃借料は691万9,000円でございます。水道料金システム及び配管

台帳システムなどの電算機器の賃借料でございます。続きまして5目の減価償却費でございます。1億6,890万円でございます。説明欄に記載しております建物あるいは構築物などの有形固定資産の減価償却費でございます。次の6目の資産減耗費では436万円でございます。有形固定資産の除却費及び棚卸資産の減耗費でございます。次に7目のその他営業費用では82万2,000円でございます。給水工事材料の販売原価でございます。続きまして2項の営業外費用につきましては、5,094万8,000円でございます。1目の支払利息及び企業債取扱諸費といたしまして3,363万円でございます。財務省、地方公共団体金融機構への企業債の利息でございます。次に3目の雑支出につきましては30万円でございます。4目の消費税及び地方消費税につきましては、1,701万8,000円でございます。3項の特別損失では200万円でございます。破産あるいは無断転出等によります居所不明によります料金徴収不能分でございます。

ページをめくっていただきまして30ページをお願いします。

資本的収入及び支出でございます。まず、資本的収入といたしまして、1款資本的収入は2,960万円でございます。5項の負担金その他諸収入で2,960万円ございまして、給水分担金でございます。

次に、31ページの資本的支出でございますが、第1款資本的支出につきましては、3億7,021万5,000円でございます。内訳といたしまして2項の建設改良費では2億1,757万5,000円ございまして、うち、1目の浄水設備費では5,050万円で、中央監視システム整備事業、兵家浄水場施設設備事業などの浄水道の整備改良工事と設計委託料でございます。続きまして2目の配水設備費では、1億5,490万円ございまして、配水管の敷設替え、舗装復旧工事等に伴います設計委託料と工事請負費でございます。4目の固定資産購入費では1,217万5,000円ございまして、量水器の購入、水道用地並びに器具、備品等の購入でございます。続きまして3項の企業債償還金では1億5,264万円ございまして、財務省と地方公共団体金融機構に対します元金償還金7,933万円及び繰上償還金7,331万円でございます。

最後に2ページの方へお戻りいただきまして、第4条の括弧書きの資本的収入が資本的支出に対し不足する3億4,061万5,000円につきましては、損益勘定留保資金等で補てんするものとしております。また、第5条では、議会の議決を経なければならない、流用することのできない経費といたしまして、職員給与を定めております。第6条では棚卸資産の購入限度額を520万1,000円と定めております。

以上、急いだ説明となりましたが、平成24年度葛城市水道事業会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

赤井委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

中川委員。

中川委員 そうしたら、基本的なことの質問なんです。1ページの分で、1ページのこの業務の予定量の中の(2)ですね。年間配水量、このうちの県営水道からの受水量125万1,000立米。この125万1,000立米なんです。これ、水道事業会計においては県営水道に対する平成24年

度分見込み数字の申し込み等の状況を教えてくださいませんか。

赤井委員長 課長。

川松水道課長 水道課の川松です。どうぞよろしく願いいたします。

125万1,000トンの予算を計上いたしておりますけれども、今、申し込み水量といたしましては、この企業等の状況も経営等の難しさの現況を情報公開しまして、95万1,000トンで申し込みいたしております。

以上です。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 そうしたら、これ、差が124万1,000トン引くことの95万1,000トン、差が30万トンですね。この30万トンについては、平成24年度中に受水はされるんですか。その予定。

赤井委員長 課長。

川松水道課長 今、工場地域の担当部局ともお話ししておりますけれども、大口事業者に限っては今、経営状況が厳しい折で、半年先がまだ見えないということで、半年先にもう一度協議いたしたいということで、まだ減少する可能性はいたしております。それでもって30万トンの減と申し込みさせていただきました。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。

それでね、この奈良県営水道、この水道の購入ですね、県営水道購入に伴う料金支払方法、支払体系なんですけど、各市町村の水道事業と一緒に、使った分の受水金額請求ですか。それとも、申し込んだ水量というのか、当初に申し込んだ、葛城市の場合、125万1,000トン、これが予定水量であり、今現在、90万トンの申し込み、差の30万トンありますよね。この30万トンについては、単なる減量すると、それだけで県水道局の方へ通じるんですかね。

赤井委員長 課長。

川松水道課長 申し込みにつきましては、今、95万1,000トンで申し込んでおりますけれども、これについては最低これだけは契約水量ということで、その分は年度末にお支払いしなければならぬということになっております。また、その今、予算で125万トンということでさせていただきましたけれども、これにつきましても経営状況によりましては、より使っていたら、その分をまた使っていた中で、その分をまた県水の方にまたお支払いするということになりますけれども。

以上です。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 ということは、私、先ほどお聞きしましたように、申し込みと、どういうのかな、予算は125万1,000トン分計上しております。そうしたら、奈良県営水道へ125万1,000トンの数字を県の水道局へは出していないわけですよ。葛城市の使用水量としては95万1,000トンの申し込みで、あとの30万トンについては追加申し込みのする幅を持って、その分の予算も持っておるといえることですよ。

赤井委員長 課長。

川松水道課長 今、125万1,000トンの予算というわけでしたら、その旨、95万1,000トンで申し込んでおりますけれども、その分につきましてはそのとおりでございます。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 ちょっと課長の方から答弁あったので、え、私聞いたのと同じ、繰り返してくれたのかと思って、そのとおりでよろしいですね。それでね、というのは、今も課長おっしゃった、各企業、法人ですね、この関係で、先般、マスコミ報道にも掲載されておりましたが、葛城市における大口需要者、企業名出します、シャープ株式会社葛城工場、この去就が葛城市においては収税関係のみではなく、この、今現在、話をしております水道事業にも大きな影響が及ぶのではないかと思うことでお聞きしているのですが、このことについて、年の初めに、今までから、もう今はその慣習あるのかどうか知りませんが、年の初めに各大手企業、ここへ市長が話、あいさつ兼ねて、事業実績並びに経営方針等を打診しに行かれると。そのときにおいてつかまれた状況、それが今現在どういうふうに、まだ3カ月たっておりません。どこまで把握しておられるのか。また、今現在わかっている範囲で結構ですでお教え願いたいです。

それは、特に、今、地域で言いました、平岡にある2,000トンクラスの貯水タンク、このタンク、100%、奈良県営水道の受水をもって配水を行っていると思います。これのつくったのが、これ、多分、たしかシャープ葛城工場、ここへの給水が追いつかないというので、あそこへわざわざ2,000トンタンクを設置して、その水を供給している。その100%が県営水道であれば、そこへの影響も来るとしますので、また水道事業に対する影響も大きいものがあると思います。ちょっとその分、お聞かせ願いたいと思います。

赤井委員長 市長。

山下市長 昨今の世界的な経済の冷え込みによりまして、ご多分に漏れず葛城市に工場を有しておられるシャープもかなり2,900億円でしたか、赤字の決算の予定だということが報道されました。今年の1月に私と議長と一緒にシャープの本社に参りまして、片山社長、この間、交代が発表されましたけれども、お会いをさせていただいて、そのお話をさせていただいた折には、この水道のお話は出ておりませんでした。しかし、その前から、本部長の方とうちの担当と話をしながら、今年の契約水量ということについての話をし、かなり厳しい状況ではあるから、例年どおりとはいかないけれども、とりあえずの契約水量という形で申し込みがあり、その分の計上を今回しているというふうに思っております。

2月の末に新聞報道でシャープの工場の規模縮小等の報道があったことから、3月1日にまた私の方からシャープの新庄工場、葛城工場の向井本部長の方に会いに行きまして話をしましたけれども、向井本部長としては、この工場は存続をすると。現在、堺工場とこちらの方でつくっておりますけれども、こちらは新しい技術の開発ということも含めて、ラインを使用していると。商品の製造及び新商品の開発にそのラインを使っている。これによって新たに世界に打って出る商品をつくっていきたいということを思っているのだけれども、どれだけの工場の規模になっていくのかというのはまだちょっとわからないんだと。今しばらく、これからの成り行きというか、研究開発に力を入れながら努力をしていきたい、もう

一度、葛城工場を元気な工場にしていきたいという思いを訴えられました。ここからの撤退はないんですねということに対しては、それは10年後、20年後というのはわからないけれども、3年、5年というスパンではないということをお話をいただいたというところで帰ってまいりました。

その中で、水道のところはどうなっていくのかと、これも本当にわからないという状況でございます。また向井本部長がかわられるかどうかというのはわかりませんが、担当になられた方々としっかりとお話をさせていただきながら、動向を見て、また皆さんにもご報告もさせていただかなければならないなというふうに思っております。

以上です。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。ありがとうございます。

水道企業においては特に大口需用、法人関係、まあ、個人の給水もあるんですが、法人の大きな上がり下がりによって、今現在、県営水道依存率約25%と見ておいてよろしいんですよね。その分だけでも大きい差が出てきますので、またそれについても、現状把握というのか、企業のつながり、これをもって水道企業に影響のないようによろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、あと、この中で、同じ1ページなんですけれども、2番の年間配水量と年間給水量、この差って25万立米ですよ。これの中身、何ですか。

赤井委員長 課長。

川松水道課長 この差でございますけれども、私どもでは配水管敷設替えにおける洗管作業、並びに、また配水管漏水も昨年は100件ほどありましたので、それを伴っての水量ということで予想をしております。

以上です。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 今、課長の方からね、最初に出る言葉が、ちょっと私、予想していた言葉と違って、漏水関係ということが先に出ましたけれども、これの分ですね、前にも、去年も決算か予算でお聞きしたと思うんですけど、この25万立米のうちの、多いのは漏水ですんかな。それとも、俗に言うね、公用無償使用。わかりますかね。消火訓練及び消防関係、これに使う水量って相当ありますよね。私、その答えが返ってくるのかなと思つてね。思つたんですけど、それは別の話としてね、この漏水対策、今現状、どのような漏水対策しておられるかお聞きしたいです。具体的な話を教えてほしいんです。

赤井委員長 課長。

川松水道課長 今、老朽管の敷設替え工事が1番じゃないかと。これが1番だと。以上です。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 わかりました。というのは、ここの資料の中で、給水供給単価ですね、これ、147円27銭、これ掛ける25万立米、100万円、200万円じゃないですよ。これ、見えない金と思うんですわ。で、変な言い方しますが、漏水対策に少々の費用を使つても、言葉は悪いかもしれま

せんけど、真剣に漏水対策していただければ、この今言っている25万立米、この数字が下がると思います。下がった上に、お金のだだ漏れ。言葉が悪いですけど、水道やから水です。水のだだ漏れ。本来なら売れる水を地下へ、どぶへ、川へ捨てている。これの歯どめにもなりますので、漏水対策、特によろしくお聞きしたいと思います。

あと、もう一つちょっとお聞きしたいんですけどね、25ページ。この25ページの31節、受水費なんですわ。ここの受水費の中の原水取水費、ここの金額的なものじゃなくてね、現在、原水取水、取っておると言ったら言葉悪いけど、取水している地域、箇所、この箇所において自然環境の関係で多分、俗に言うこの葛城山系や二上山系から出てくるわき水、また、井戸から出る水、これ取ってると思うんですけど、減少傾向等は最近何年かの間で見られておりませんか。ちょっとそれが心配なんでお聞きしたいんですけど。

赤井委員長 課長。

川松水道課長 今、現状といたしましては、雨天ということでの続く状況がありますので、多いので、今、そういう減少傾向ということでは見ておりません。

以上です。

赤井委員長 中川委員。

中川委員 水道事業についてもっと聞きたいことがいろいろあるんですが、それよりも、今現在の葛城市3万6,000人の市民、ほとんど、この税とかいうのは3万6,000人、この葛城市民のためになるように税金使っている。また、水道料金いただいているというのが本来の話なんですけど、こと、特に水道に関しましてはね、葛城市3万6,000人の市民だけじゃないと思うんです。飲食店、また、企業、これは他市町村から来られている方、また、お勤めになっている方、この方々も飲まれます。使用されます。そのためにも、安全で、飲みよいと言ったらおかしいけど、安全安心な水、これの供給に職員一丸となって努めていただきたいと。また、水道事業課の管理者である市長もこのことを念頭におきまして、きれいな水、おいしい水を供給できるように努力をお願いしたいと思います。

以上です。質問を終わります。ありがとうございました。

赤井委員長 ほかに。

溝口委員。

溝口委員 1ページのね、給水戸数、1万3,329戸なんやけども、現在の給水している戸数ですが、要するに受水希望戸数との差はありますか。

赤井委員長 課長。

川松水道課長 受水希望戸数とおっしゃいましたけれども、一応、給水の申請というか、相談のある者は、全部大体給水させていただくということで取り組んでおります。

以上です。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 本当に実態はそうですか。給水を希望する、要するに受水を希望するという市民の家庭に全て給水されていますか。

赤井委員長 課長。

川松水道課長 今、新しく配水管を入替えするところでの井戸水というところもありますけれども、それについてもお尋ねして、給水どうですかということをお尋ねして、給水に当たっているところをごさいますて、わかる範囲内では、把握している範囲内では、一応、給水をさせていただきますということで取り組んでおります。

以上です。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 実態として、例えばお断りをしているようなケースはありませんか。

赤井委員長 課長。

川松水道課長 今、私どもが把握している中ではありません。

赤井委員長 溝口委員。

溝口委員 よう調べて答えをまた聞かせていただきますので。いや、実態としてありますよ。あるのわかってるのに、そういう答えを出されるというのはおかしいなと。断っている部分ってありますでしょう。申請のされた方に対して、条件が合わないとか、いろいろな制約の中で、給水を断っている。

まあまあ、ないという答弁やから、それ以上言いませんが、実態をよく把握していただくことを望みます。

赤井委員長 ほかに。

寺田副委員長。

寺田副委員長 ちょっと一言だけ、クエスチョンマークついたので、納得いくように説明願いたいんですけど、これ見てたらね、付属書類で、平成23年度水道事業会計予定決算って、これ、決算やったらまだわかりませんわな。それで平成24年度のですね。

平成24年度の水道事業会計予算実施計画書って、これ、まあ、簡単に言いましたらね、ページ数言うたらね、9ページですわ。9ページでね、予算出てます。3月31日まで。来年の。貸借対照表の来年の3月31日出てますのや。それで、これ、平成24年の3月31日までの、まだ結果出ていないから、今月の末ですわな。これでわかりますねや。で、平成24年度のね、平成25年の3月31日もさっき言いましたように、平成24年度の水道事業の会計、貸借対照表の予定の数字ずっと出とるんですわ。

ところが、損益計算書、平成24年度のおまへのや。これ、私、間違いですか。間違い。間違いやったら間違いで言うてくれたらええけど。

赤井委員長 課長。

川松水道課長 今の予算の出し方としては、今、この現状としては、これまでこの状態で出しておいた現状があります。

以上です。

赤井委員長 副委員長。

寺田副委員長 そうしたらね、これ、民間会計でっしゃろ。民間の会計でっしゃろ。

(「企業会計」の声あり)

寺田副委員長 いや、企業会計、民間も変わらへん。一緒やがな。付属明細から、みんなこれ、減価

償却全部入っとるから、付属明細ほんまやったらつくってもらわんなんけど、私、言いませんわ、そこまでな。せやけどね、これ、利益、純利益、これ、2,300万円ですか。出てますやろ。平成24年度。2,468万3,595円ね。これはただ資産勘定ずっとやってですな、で、計算してこんだけ出まんねんということですか。実際これ、損益の部ですと足していったら、これ、なりまんのか。それが私、疑問でんのか。いや、おれ、間違うとるんのかやったら間違うとるでよろしいで。

赤井委員長 補佐。

福森水道課長補佐 水道課の福森です。よろしく願いいたします。

先ほど、寺田委員からおっしゃられた、平成24年度の葛城市予定貸借対照表につきましては、これは予算の金額を、税を抜いた金額に基づきまして、2,400万円という当期純利益を計算させていただいております。

赤井委員長 寺田副委員長。

寺田副委員長 そんなら、これ、損益計算書はつくらんでもよろしいの。計画表。おれ、こんな、初めて見て、あれですねんやけど。間違いやったら間違いですと、あんた間違いやと、これは要りませんねんと言うてくれたらええ。

赤井委員長 補佐。

福森水道課長補佐 一応、この公営企業法に基づいて、これ、出させていただきます。

(「公営企業法なっとんの」の声あり)

福森水道課長補佐 はい。ほかの市町村もこういう形でさせていただきますので。

赤井委員長 副委員長。

寺田副委員長 それでよかったらそんでよろしいけどな、通常から言うたら、民間の考えでいったら、非常におかしいね、これ。連動してない。経費と資産勘定がね。そやからちょっと質問させてもらっただけで、それやったらそれで、間違いやったら間違いで結構です。間違いじゃないけどな。

赤井委員長 寺田副委員長。

寺田副委員長 いや、本当はね、そういうふうな形づけで皆さんにわかるようにやな、通年のやつをやってほしいというのが私のももとの考えですね。これはよそのことを言うたら笑われますけど、橋下大阪市長が盛んに言うてることですわ。民間の皆さんにわかりやすいようにやれということのもとで私、質問させてもらっただけで、そういうことなんですわ。これでいけるというのだったら、これで結構ですよ。ありがとう。

赤井委員長 ほかに。

朝岡委員。

朝岡委員 今の副委員長が質疑をされた中の関連でもないんですけど、ちょっと私も認識不足なので教えていただきたいんですけど、今、損益勘定書とのお話があって、貸借対照表つけていただいて、要は、平成23年度はこの3月末でね、大体おおむねその数字がちゃんと資本を合計して、それはよく理解させていただきましたが、15ページのさまざまな計算のもとで、平成23年度とすれば、最終当年度の純利益は6,942万5,696円と、こう計算いただいておりますよね。

これが今、副委員長がいろいろと質疑をされました、本年度の今のような計算式でいくと、平成24年度の事業をして、その平成24年度の利益は2,468万3,595円という、福森さん、そういう説明ですよ。

ということは、これ、昨年と比べたら、物すごく利益が下がっていません。6,942万円利益があつてですよ、要は、平成23年度、この3月をもって22億円ほど預金もあるわけですけども、その1年、これからやろうという1年間を予算を計画立てていただいて、その利益が2,468万円ということで、これ、率にしてどれぐらい下がっておるんですかね。かなり大幅な減収という、最終的に結果をもって予算を立てていただいているということなんですけど、この大きな、まあ、先ほどちょっと中川委員の質疑にもありました。そういった主な原因は、先ほどの質疑でも少し答弁がありましたけれども、この辺をもう少しご説明願いたいと思います。

赤井委員長 市長。

山下市長 細かくというか、どこまで話ができるのかわかりませんが、大まかなところは、やはり企業の動向が見えないというところが主な要因でございます。当初、予算査定をするときに、担当の者に今年、いわゆる去年、水道ビジョンをつくりましたけれども、そのビジョンに基づいて工事を計上してあります。何カ年か計画の中で出させていただいた工事を今回、計上させていただいております。しかし、思いもかけない出来事というか、シャープの規模縮小という話がある中で、実際、この全体の工事をどうしようかと、ランクをつけてきなさいということで、A、B、Cのランクをつけて、今どうしてもやらなければならないもの、VP管の入替えですね。ビニールパイプを新しいものに入れ替えたりとか、それで漏水を防ぐとか、そういうものと、ここ3、4年延ばせるもの、またもうちょっと先まで延ばせるものといって、A、B、Cぐらいの色をつけてきなさいということで、一応、色はつけさせて、こちらの方では持っております。

しかしながら、どうなるかわからない状況の中で、今回は一応、全部、工事としては計上はさせていただいております。しかしながら、先ほど言いました、企業の動向によっては、収益がそれだけ入ってこない場合もあるので、その場合は優先順位が低い工事から順番に先延ばしをしていこうということを内部の中ではやっております。

ですから今、計上させていただいている工事というのは、去年の水道ビジョン、出させていただいたものに基づいての工事が計上してあるということが、一つ、支出が多いということですね。収入の分で企業の分が見込みができない部分もあるので、そこが圧縮をされて、出がそのままなので、利益がかなり圧縮をされているという出方になっているということでございます。

赤井委員長 朝岡委員。

朝岡委員 市長から、市長というより管理者からご説明をいただきました。

先ほど、中川委員もおっしゃっていただいたように、葛城市は県下でも本当に低廉な水道料金でおいしい水を供給いただいているご努力を、再三、各委員会でも評価をいたしておるところでございますが、この数字だけ見てね、少し心配をしておりましたが、その点も十分、

水道ビジョンはある意味大きな流れの中でやっていただいておりますので、今後も安定した供給を求めておきたいと思います。

赤井委員長 副委員長。

寺田副委員長 一言、管理者にお願いしたいと思うんですが、これ、工事費としてだいぶ上がっているんですかな。これ、積立金は20億余りですわね。で、今おっしゃったように、一応、優先順位はつけているけれども、それは据置しますと。しかしながら、いずれはこれ、敷設替え工事は、せなあきませんわな。物すごい金かかりますわな。そのときのために、まあ、基金あると思うんですけども、物すごいいった、シャープは減った、売上は減る、企業はどんどん老いきよるということになってくれば、最終的に市民の皆さんにおいしい水を供給するのに値上げと、将来でっせ、という可能性のないようにですな、今の現状ででき得るだけ長いこと努力してもろうて、経費節約なり、あるいはいろいろ人件費を節約なりしてもらいながら、これ、民間型のやり方ですので、やってもろうて、でき得るだけ水道料金を上げなく長いこと続けていただきたいという努力をしてほしいと、これだけ申し添えておきますわ。

返答結構でございますので。

赤井委員長 ほかに。

白石委員。

白石委員 大体、議論が佳境に入ったところで、まとめる意味で質疑をしてみたい。中身は置いておいて、大滝ダムが計画として平成23年に完成ということで、今、湛水をしている状況ですね。平成25年以降から供用開始をすると、こういう方針でやっているわけでありましてけれども、水道局そのものはどのように県の方から、この工程表についてはお聞きになっているのかお伺いしたい。

赤井委員長 課長。

川松水道課長 大滝ダムにつきましては、100%の貯水能力で7,100万トン、そのうちの利用水量は3,100万トンということで、県水の事務局の方からお聞きはしております。また、その料金制度につきましても、4月よりまた説明に、もし一時の料金制度というふうにもし案が決まれば、またお話に来られるということもお聞きしているのが今の現状です。

(「いやいや、ちょっと違うんちゃうかな」の声あり)

赤井委員長 課長。

川松水道課長 県の水道局からは平成25年度の供用開始に向けて、着々と進めておるということ聞いております。

赤井委員長 白石委員。

白石委員 湛水の状況がどういうふうになっているのか、その辺はもう全然、情報としては把握されていないということですね。先回も、これ、一度、湛水をしてですね、放流をした後、白屋地域の地滑りが発見をされ、更に延期をされて今日に至っているわけで、この大滝ダムの供用開始というのが、我がまちの水道事業にとっては、ちょっとこれ、大変な話になるわけですね、ここからが話でね、いわゆる大滝ダムが竣工して供用開始を始めるから二部料金制というのが出てきているわけですね。まあ、とにかく当初の予算が、これ、230億円やったん

ですよ。これが3,640億円ぐらいに、15倍以上に膨らんでいるんですね。そのうち県が1,200、1,300億円ぐらいです。国も大体同じぐらい出していて、あと、起債が600億円ぐらい。これらを本当に水道料金で回収をしていこうなんていうことになってくると、これは大変な料金になるので、当然、公営企業法というのは、全ての費用は水道料金で賄うというのが大原則ですから、これは本当に二部料金制を導入されて、すれば、これは25%程度とはいえ、収支に大きな影響を受けるわけですね、いつも何でもそうです。国保でもそうですしね、水道でもそうですし、努力をしているところが報われないような、そういうことは絶対ね、やっぱり、県にやってもらいたくない。

国保の広域化だって、やれば必ず保険料上がるんですよ。保険料上がる。水道料金だって、これね、実際に二部料金制でやれば必ず上がると思います。これはね。我々は少なくとも身近なところで水源を確保して、本当に低廉で清浄な水を供給するということで一貫して努力をしてきて、やっところさ今、順調に減価償却もし、企業債の償還もし、利益が上がるようになってきたというときにね、また更新もしていけないかんという時期にね、こういうことになっては、これ大変なんでね、人ごとではなくて、受け身でね、県が言うのを待ってまんねんみたいな話では、これはあきませんから、市長が言っていたように、そういう自己水源を持っている、そういう水道局とやっぱり協力、連帯をして、やはり水道料金の値上げをさせない、そういう形でやっぱり取り組んでもらわないと、我々の努力が、先人の努力が報われないと、そういうことになりますので、ぜひ市長会あるいは議長会、あるいは職員、部長や課長会、いろいろあるでしょうけれども、そういうところで頑張っていたきたいというふうに思うんです。

この点は、本当に死活の問題でね、覚書そのものも、答弁されているように、やっぱりきちんと見直していかないとだめなので、そういうことも含めて、ちゃんと視野に入れてね、水道事業の中でやっぱり取り組んでいっていただきたい、こういうふうに思います。

水道事業会計については、この間、ちょっとね、不安材料が、県の二部料金制の問題、大口の需用者であるシャープの配水量が減っちゃうという問題、さらに施設が老朽化して、それにどうしても手をつけていかにやいかんという問題がありますので、やっぱり経営そのものはきちんと見据えて、水道ビジョンをつくりましたから、ビジョンに基づいて、やっぱり計画的に進めていくというふうにしていただきたい。このことを述べておきたいと思います。以上です。

赤井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第28号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

赤井委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議第28号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で本委員会に付託されました審査全てが終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申し出があれば許可をいたします。

(「なし」の声あり)

赤井委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

それでは、21日から始まりました予算特別委員会、審査が議第19号の平成24年度葛城市一般会計予算、それから20号から28号、特別会計の議案審査、慎重審査いただきまして本当にありがとうございます。特に、23日、そして本日、遅くまで皆さん、審査いただきまして本当にありがとうございます。

今後とも理事者側におかれましても、皆さんの意見を尊重しながら、進んでいっていただきたい、かように思います。よろしく願いいたします。

委員の皆さん、どうもありがとうございました。

委員外議員の皆さん、ありがとうございました。

これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後7時26分

委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長

赤井 佐太郎

予算特別委員会副委員長

寺田 惣一